

番号	1. 1
項目	2025 年の大阪・関西万博は中止すること。
(回答) 大阪・関西万博には、160 か国もの国が一堂に会し、「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマに沿って世界共通の課題に対して各国の価値観による最先端技術等が実証・実装され、それが新たなイノベーションとなり、次の未来社会につながるという大きな開催意義がございます。 大阪府市としても、国や博覧会協会等と連携しながら、2025 年 4 月に万全の状態で開幕できるよう着実に準備を進めてまいります。	
担当	万博推進局 企画部 企画課 電話：(06-6690-7556)

番号	1. 2.
項目	学校に対し、「万博への学校単位での招待事業」へ参加の強要はしないこと。
(回答) 2025 年日本国際博覧会児童・生徒招待事業については、大阪府教育庁が実施しているものであり、学校単位での参加は強要するものではなく、市立小中学校及び義務教育学校においては、意向調査に回答するなど、学校単位での参加について検討を進めているところであります。 本市教育委員会といたしましては、大阪府教育庁や関係機関と連携しながら情報収集を行うとともに、安全な参加について、各学校が引き続き検討できるように支援してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	1. 3.
項目	大阪府・ <u>大阪市は夢洲への『I Rカジノ』誘致はやめて、くらしや福祉・教育・災害施策に予算をまわすこと。大阪市は、<u>土壌汚染対策費 790 億円の支出はやめること。</u></u>
(回答) ※下線部について回答 I Rは、ホテル、M I C E施設、レストラン、エンターテイメント施設、カジノ施設など、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業です。 大阪・夢洲でのI R立地は、世界中から新たに人、モノ、投資を呼び込むものであり、持続的な民間投資による経済波及効果や雇用創出効果に加え、幅広い産業分野の活性化など、大阪の経済成長に大きく貢献するものです。 さらに、カジノ収益の社会還元として、納付金等の収入を、ギャンブル等依存症対策などの懸念事項対策をはじめ、子育てや教育、福祉、観光振興、地域経済振興など、住民福祉の増進や大阪の成長に向けて広く活用することにより、府民・市民の暮らしの充実やさらなる都市魅力・国際競争力の向上を図っていきたいと考えています。 また、土壌汚染対策や液状化対策等の土地課題への対応については、大阪I Rが国際観光拠点の核となる大規模集客施設であることから、I R事業用地としての適性確保が必須であり、土地に起因する所有者としての責任に加えて、大阪臨海部のまちづくりなどの政策的な観点も踏まえ、土地所有者として大阪市が負担するものです。 なお、負担については、土地売却・賃料収入など、事業経営に伴う収入から賄われる特別会計である港営事業会計で行うこととしています。 今後も引き続き、世界最高水準の成長型I Rの実現に向けて取り組んでいきます。	
担当	I R推進局 推進課 調整グループ 電話：06-6210-9235 大阪港湾局 営業推進室 開発調整課 電話：06-6615-7815

番号	1. 4.
項目	阪神高速延伸・なにわ筋線・北港テクノポート線などの大型開発事業を中止し、公共事業は、学校・福祉・住宅・下水道など、生活密着型にきりかえること。
(回答) 北港テクノポート線は、咲洲、夢洲、舞洲を經由し在来の臨海部・都心部を結び、臨海部における交通需要に対応するために整備するものです。 夢洲では夢洲コンテナターミナルを中心とした国際物流拠点が形成されています。また、今後、新たに国際観光拠点の形成をめざしており、国際物流拠点と国際観光拠点のそれぞれが十分な機能を発揮するためには、北港テクノポート線の整備により交通負荷を分散し、周辺道路に与える影響を軽減することが必要となります。 北港テクノポート線などの交通インフラについては、大阪・関西の発展に必要不可欠な都市基盤施設であり、その充実・強化を図るため、今後も引き続き整備・促進に取り組んでいきます。	
担当	大阪港湾局 計画整備部 計画課 電話：06-6615-7768

番号	2.				
項目	物価高騰から住民の生活を守るため、大阪府・大阪市独自で緊急の支援対策を講じること。				
(回答) 本市では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に対して、日常生活や事業活動に広く使用される上下水道の料金負担を軽減する支援策を令和5年度に実施しました。 具体的な支援策の内容は、本市と給水契約のある方を対象に、令和5年10月検針分から12月検針分までの3か月間における各月の水道料金の基本料金935円及び下水道使用料の基本額605円を減額しました。					
担当	市民局	総務部	総務担当		電話：06-6208-7311
	水道局	総務部	お客さまサービス課	営業企画担当	電話：06-6616-5473
	建設局	総務部	経理課	下水道使用料担当	電話：06-6615-7545

番号	3. (1) 1.
項目	公的責任で自治体独自の求職相談窓口をつくり、雇用対策を強化すること。
(回答) 本市では独自の求職相談窓口として、市内4か所(天下茶屋・西淀川・平野・クレオ大阪西マザーズ)に「しごと情報ひろば」と「地域就労支援センター」(市内1か所)を設置しております。 職業相談・紹介をはじめとする、個々の求職者のニーズや適性に応じた就労支援を行っており、特に若年者、障がい者、ひとり親家庭の親など、働く意欲がありながら働けずに悩んでいる方へのきめ細かな就職・就労の支援を行っております。	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課 電話：06-6208-7375

番号	3 (1) 3
項目	<u>自治体職員を増員すること。その際、期限付などの非正規雇用はやめ、すべて正規雇用とし、自治体窓口業務などの民間委託はやめること。</u>
(回答) 本市では、令和 6 年 3 月に策定した「新・市政改革プラン」のもと、スリムで効果的な業務執行体制の構築に努めておりますが、技能労務職員以外については、本市重点施策の推進に係る増員や臨時的増員等、市長が特に必要と認める場合には、職員数を増員し、対応しています。 技能労務職員については、「民でできることは民で」という考えのもと、将来にわたって必要最低限となる職員数を適宜精査し、委託化、効率化を図りながら、削減を進めていますが、災害時対応など公の責任を果たすという観点から、将来にわたって直営が必要となる部門において、職員の高齢化や技術の継承等の課題を踏まえ、令和 5 年度から採用を再開し、現在も継続しています。 また、複雑化・多様化する行政需要への柔軟な対応などを図るため、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や、特定の学識・経験を要し常時勤務を必要としない業務、臨時の業務等については、任期付職員や会計年度任用職員、臨時的任用職員等の活用を図っています。 (下線部について回答)	
担当	総務局 人事部 人事課（人事グループ） 電話：06-6208-7431

番号	3-(1)-3
項目	自治体職員を増員すること。その際、期限付などの非正規雇用はやめ、すべて正規雇用とし、 <u>自治体窓口業務などの民間委託はやめること。</u>
(下線部分のうち区役所住民情報業務等の委託について回答) 大阪市では、民間委託が可能な窓口業務についての委託化に取り組んでおり、平成 25 年 2 月から住民情報窓口業務の民間委託を開始し、令和 6 年 11 月現在、全区役所（及び 1 出張所）において当該窓口業務の民間活用を行っています。 本委託事業の効果検証については、各区の住民情報窓口への来庁者アンケートによる満足度調査でも安定して高評価を得ており、民間の顧客対応スキルにより窓口での接遇・接客が一層親切・丁寧なものとなり、また、窓口の繁閑に応じた柔軟な人員の配置を行うといった効率的な運営体制を組むことができる等、民間事業者が有するノウハウの活用を最大限に引き出すことで、区民サービスの向上と効率的な業務運営の実現を図るものとして評価しております。 民間委託の強みを活用しながら、市民が不便を感じることなく、安心して手続きできる窓口として事業を持続可能なものとしていくよう、継続して検証を行い、窓口業務運営の安定性の確保に努めてまいります。	
担当	市民局 総務部 住民情報担当 電話：06-4305-7345

番号	3.(1)5.
項目	自治体が発注する工事や委託事業などで働く労働者の賃金を保障する公契約条例を制定すること。
(回答) 最低賃金をはじめとする労働条件の基準は、基本的には、国において必要な措置を講ずるべきと考えております。 このため、本市では、府内事業者にかかる労働関係法令について網羅された大阪府作成のパンフレットを、電子調達システムウェブサイトや入札参加資格承認メールへ掲載し、また、落札者へ配付することにより、事業者への周知徹底に努めています。 また、一部の契約で最低制限価格制度や低入札価格調査制度を活用するとともに、業務委託の入札の方法として総合評価一般競争入札制度を一部導入し、評価項目として「賃金・労働条件の向上に関する取組」を含めることで、従事する労働者の適正な労働条件を確保するなど、下請負人へのしわ寄せや労働者の労働条件低下につながりやすいダンピング受注の防止や品質確保にも一定の効果をあげているところです。令和2年度公告案件からは、この間の段階的な最低賃金引上げを踏まえ、より賃金労働条件の向上に資することができるよう、評価基準等の見直しも行っています。 加えて、労働者の最低賃金の履行確保を推進するため、本市が発注する業務委託契約等において、平成29年度に大阪労働局労働基準部と「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」を締結し、本市が発注する契約において雇用される労働者への賃金が大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合に、大阪労働局へ情報提供する仕組みを制度化しています。令和3年3月には同協定の内容を拡充し、低入札価格調査制度を適用する入札において、調査基準価格を下回る入札者に対して低入札価格調査を行った上、業務委託契約を締結した場合、契約事項について大阪労働局へ情報提供するよう定め、本市が発注する業務委託契約等における労働者の最低賃金の履行確保の推進に取り組んでいます。 このほか、業務委託契約において契約相手方より労働関係法令を遵守する旨の誓約書を徴取することとしており、当誓約書に、本市と大阪労働局が締結した協定の内容について、本市が提供する資料を事業所や作業場等に貼付することなどにより、契約業務に従事する労働者に対して確実に周知徹底する誓約事項を追加するなど、本市が発注する業務委託契約等における労働者の最低賃金の履行確保の推進に取り組んでいます。 今後とも、公契約に関しては、国の動向だけでなく、他の自治体の動きにも注視しながら、適正な契約制度の確立に努めてまいります。	
担当	契約管財局 契約部 制度課（契約制度グループ） 電話：06-6484-7062

番号	3. (1) 6. イ.
項目	中小零細企業向けの公共事業を増やすこと。
(回答) 本市では、工事請負等の発注に際し、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第8条の規定に基づき、中小企業者の受注機会が増大するよう種々取り組んでいます。具体的には、(1) 中小企業者が受注可能なものは、優先的に中小企業者へ発注する、(2) 分離・分割発注に努める、(3) 発注情報の提供を行う、などの施策を講じています。 また、物品の調達に係る入札の取扱いにおいては、予定価格 500 万円未満の官公需特定品目の入札については、原則として市内中小企業者に限定して発注するなど、市内中小企業者の受注機会の増大を図っております。 今後とも本市の発注が中小企業の受注の増大に資するよう、関係各局とも連携を保ちながら、取り組んでまいりたいと考えております。	
担当	契約管財局 契約部 制度課 (契約制度グループ) 電話 : 06-6484-7062

番号	3. (1) 6. ハ
項目	融資制度を拡充し、申請権の保障と添付書類を簡素化すること。申請・相談窓口の拡充を行うこと。大阪市は各区役所に申請・相談窓口を復活させること。
(回答) 本市では、市内中小企業者の資金調達の円滑化を図るとともに、その振興、発展を支援するため、中小企業者が必要とする事業資金を大阪信用保証協会の保証を付けて融資する制度融資を実施しています。 具体的には、経営環境の変化等により売り上げが減少している市内の小規模企業者を対象とした「経営支援特別融資」や、設備投資を行うことで経営基盤の強化を図ろうとする市内中小企業者を対象とした「設備投資応援融資」を実施しており、貸出金利を低く抑えることで利用者の負担軽減を図っております。 なお、本市の制度融資の申込みは、利用資格を満たす方であれば従来から受付場所としている金融機関等で行うことが可能であり、その際に必要な添付書類につきましては、利用資格の確認等のために必要となるものを提出いただいております。 また、本市の一部制度融資については、従来、区役所においても受付を実施しておりましたが、近年では金融機関や大阪産業創造館で資金調達に係る幅広い相談を行ったうえで申し込みを行う中小企業者が増加し、区役所での受付は減少しておりましたことから、平成 26 年度からは市域に本店を置く地域金融機関等の各支店や大阪産業創造館を受付・相談窓口として、きめ細かな対応ができるよう取り組んでいるところです。 本市では今後とも、市内中小企業の実情やニーズを把握し、関係機関等との連携のもと中小企業者の資金調達の円滑化に努めてまいります。	
担当	経済戦略局 産業振興部 企業支援課（資金支援担当） 電話：06-6264-9844

番号	3. (1) 6. ニ.
項目	中小零細企業への仕事づくりや生活支援、防災の観点から住宅リフォーム助成制度を実施すること。また、住宅保持の観点から分譲マンションも助成対象とすること。
(回答) 住宅リフォームに関する助成制度について、中小企業の仕事づくりの観点では、国、大阪府などの各種支援施策も踏まえ、効果的な支援施策を総合的に実施することとしており、住宅の耐震化や子育て世帯等の市内居住の促進という観点から、住宅の改修やリフォームにかかる助成などを進めているところです。また、分譲マンションについては、上記の耐震化に係る助成制度のほか、適切な維持管理を促進する観点から、長期修繕計画の作成や見直しに対する補助を実施しています。 【参考】 ・ 民間住宅の耐震化を促進することを目的とした、耐震診断費や耐震改修費に対する助成（事業所管：都市整備局） ・ 子育て世帯等の市内居住の促進や、民間賃貸住宅ストックの有効活用を目的とした、民間賃貸住宅の改修工事費に対する助成（事業所管：都市整備局） ・ 分譲マンションの適切な維持管理の促進を目的とした、長期修繕計画の作成や見直しに対する補助（事業所管：都市整備局）	
担当	経済戦略局 産業振興部 産業振興課 電話：06-6615-3774 都市整備局 企画部 住宅政策課 電話：06-6208-9217

番号	4.(1) 1.
項目	自主申告納税制度を守ること。収支内訳書の強制や推計課税をしないこと。
(回答) 個人の住民税は、申告によって税額が確定する所得税や法人税のような申告納税方式とは異なり、課税権者である市町村長が前年中の所得等をもとに税額を決定し、納税義務者に対して納税通知書を交付することにより、具体的に納税義務を発生させる賦課課税方式を採っています。 納税義務者が地方税法に基づき申告された申告書等は、課税資料として重要なものであり、この内容を基に適正・公平な課税を行っています。 なお、申告にあたり、収支内訳書の添付は必須ではありませんが、申告すべき項目（収入金額や控除金額等）の記載洩れや申告内容に疑義がある場合などにおいては、納税義務者に対して当該内容について確認を行っています。 また、地方税法においては、所得税法における推計課税（所得税法第 156 条）の規定はないため、個人の住民税において申告書等の課税資料の提出がない方について、所得等を調査しないまま当該納税義務者の所得を推計して課税することはありません。	
担当	財政局 税務部 課税課 電話：06-6208-7751

番号	4.(1)3.
項目	生活のための住宅や土地には税金をかけないこと。当面、固定資産税・都市計画税は引き下げること、また、減免制度を拡充改善すること。
(回答) 固定資産税は、資産の価値に応じて、その所有者に対して用途のいかんを問わず、広くご負担いただく制度となっていますが、居住用の資産につきましては、住宅政策の観点から一定の軽減措置が講じられています。 土地については、住宅1戸あたり200㎡以下の小規模住宅用地（200㎡を超える場合は200㎡までの部分）について、課税標準をその価格の6分の1、小規模住宅用地以外の住宅用地（住宅1戸あたり200㎡を超える部分）について、課税標準をその価格の3分の1とする特例措置が、又、家屋についても一定の新築住宅について3年間又は5年間（一定の認定長期優良住宅については5年間又は7年間）、その税額の2分の1を減額する措置が講じられています。 また、都市計画税につきましても、固定資産税と同様の趣旨から小規模住宅用地について、課税標準を価格の3分の1、小規模住宅用地以外の住宅用地についても課税標準を価格の3分の2とする特例措置が講じられています。 このように、居住用資産にかかる固定資産税・都市計画税については、すでに相当の課税標準の特例及び税額の減額措置が講じられていますので、ご理解をお願いします。 また、固定資産税および都市計画税の減免については、納税者の方が生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合や、65歳以上で前年中の所得が住民税均等割非課税限度額以下であるなど一定の要件を満たしている場合のほか、火災・風水害などにより資産に一定以上の損害を受けられた場合などについて減免措置を講じています。 なお、減免措置の適用にあたっては、納税者の担税力や資産の損害の程度など、個々の状況を慎重に判断して、適正な運用に努めています。	
担当	財政局 税務部 課税課（固定資産税） 電話：06-6208-7768

番号	4.(1) 4.
項目	失業等や公私の扶助を含めて住民税の減免基準を明確にし、制度を拡充すること。減免基準は生活保護基準を考慮し、大幅に上回るものにすること。自己都合も含め、すべての退職者に減免を適用すること。
(回答) 個人の住民税は、所得税の源泉徴収制度とは異なり、前年の所得に対して課税される制度であり、税負担の公平性を確保する観点から、所得の発生時期と税の負担時期の間に所得状況に変動等が生じた場合でも、納めていただくことが原則となっています。 しかしながら、個人の住民税は、所得の発生時期と税の負担時期が異なることから、生活の維持が困難になった方などに配慮し、地方税法第 323 条において減額・免除制度を定めており、本市では市税条例第 57 条の規定により、税額の全額を負担することが困難であると認められる場合には、申請に基づき収入・資産状況等を審査のうえ、減額・免除を適用しています。 また、失業された方や貧困により生活のため公私の扶助を受けている方に対する個人の住民税の減額・免除については、本市市税条例第 57 条第 1 項第 1 号及び第 2 号において、税負担能力を客観的かつ適正・公平に判断するため、前年の合計所得金額などによる減免基準を規定しており、当該減免基準は、地方税法において生活保護基準を考慮して定められた非課税基準額等を勘案して定めています。 なお、あらかじめ自身で収入が減少することが予見でき、それに対して備えることができるような自己都合による退職については、減免対象としていません。	
担当	財政局 税務部 課税課 電話：06-6208-7751

番号	4.(1) 5.
項目	生活実態を無視した住民税の資産差し押さえなど滞納処分はやめること。 また、「申請型」の換価の猶予の案内を徹底すること。
(回答) ・前段について 地方税法には、納税者が納期限までに地方税を納付されない場合に、督促を行い、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、差押えをしなければならないと定められております。 そのため、督促に続いて文書や電話で納税者に早期に接触を図り、個々の事情の把握に努めております。 財産調査を行った結果、財産があるにもかかわらず、納税に応じていただけない場合は、納期内納税者との公平を期するため、法律の規定に基づき財産の差押え等、滞納処分を行っております。 ・後段について 納税困難な市民の方からご相談いただいた際には、申請による換価の猶予（市税条例第9条）を含む納税の猶予制度についてご案内するようにしております。また、市税ハンドブック及び本市ホームページに制度内容や手続きの方法を掲載しております。	
担当	財政局 税務部 収税課 電話：06-6208-7781

番号	4.(1)6.
項目	大阪市は住民税減免基準の資産要件を撤回すること。 (回答) 本市では市税条例第 57 条において、個人の住民税の減額・免除制度を定めており、税額の全額を負担することが困難であると認められる場合には、申請に基づき収入・資産状況等を審査のうえ、減額・免除を適用しています。 適用にあたっては、税額の負担時期において全額負担に堪えることが困難であることを客観的に判断する必要があります。 税額の全額負担に堪えることが困難であるかどうかの判断においては、当年中の所得見積額や預貯金等の金融資産などの明確な基準を設けて、適正・公平な適用に努めています。 なお、傷病等によって多額の医療費を要することが明らかであるなど、特別な事情がある場合は、減免を受ける他の納税者との均衡を失うことのない範囲において、実際に要すると見込まれる額を当年中の所得見積額や預貯金等の金融資産から控除して判断することとしています。
担当	財政局 税務部 課税課 電話：06-6208-7751

番号	4.(1)7.
項目	生活保護開始前の税の滞納は執行停止を適用するよう周知徹底すること。
(回答) 滞納者の実情を調査し、地方税法第 15 条の 7 に規定されている要件に該当する事実があると認めるときに、滞納処分の執行を停止しております。	
担当	財政局 税務部 収税課 電話：06-6208-7781

番号	4.(1) 8.
項目	非課税者には非課税通知を送ること。
(回答) 個人の住民税は、地方税法第 319 条の 2 及び第 321 条の 4 において、納税者が納付すべき地方税について、課税の根拠規定、課税標準額、税率及び税額、納期等を記載した納税通知書等を市町村長が交付することと定められ、納税通知書等の交付により納税の告知を行っております。 一方、所得がない又は少額であることなどにより非課税となる方については、地方税法では通知を発行することが求められておりません。また、本市独自の措置として非課税通知を発行するとした場合には、その作成及び送付に経費を要することになることから、その必要性及び効果を考慮して発行しておりません。 なお、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定や市営住宅の家賃算定、児童扶養手当の支給額の決定などの業務において、市民の方から所得等の報告が必要な場合は、関係法令や本人同意に基づき、税務当局から業務所管部局に所得情報等を提供し、市民の方の手続きの負担軽減に努めておりますので、ご理解をお願いいたします。	
担当	財政局 税務部 課税課 電話：06-6208-7751

番号	4. (1). 10
項目	申告書や届出等にマイナンバーの記入を強制しないこと。
(回答) 平成 28 年 1 月 1 日より順次、法律や条例で定められた行政手続においてマイナンバーが利用されていますが、マイナンバーを利用することで、申請者が窓口で提出しなければならない添付書類が不要となるなど、行政手続が簡素化されるだけでなく、行政機関においても様々な情報の照合や入力などの処理がより正確かつ迅速に行えます。マイナンバーを利用している各制度の申請時には、マイナンバーの紐付け誤りのリスクを軽減するためご本人からマイナンバーを提供いただくことが原則とされておりますが、マイナンバーの記入は義務ではありません。 今後も適正な事務手続きを実施してまいります。	
担当	デジタル統括室DX推進担当（デジタルサービスグループ） 電話：06-6208-8860

番号	4. (2). 4
項目	申告書や届出等にマイナンバーの記入を強制しないこと。
(回答) 平成 28 年 1 月 1 日より順次、法律や条例で定められた行政手続においてマイナンバーが利用されていますが、マイナンバーを利用することで、申請者が窓口で提出しなければならない添付書類が不要となるなど、行政手続が簡素化されるだけでなく、行政機関においても様々な情報の照合や入力などの処理がより正確かつ迅速に行えます。マイナンバーを利用している各制度の申請時には、マイナンバーの紐付け誤りのリスクを軽減するためご本人からマイナンバーを提供いただくことが原則とされておりますが、マイナンバーの記入は義務ではありません。 今後も適正な事務手続きを実施してまいります。	
担当	デジタル統括室DX推進担当（デジタルサービスグループ） 電話：06-6208-8860

番号	4. (2) 17.
項目	個人事業主の自家労賃を経費として認めること。
(回答) 事業所得に係る必要経費については、所得税法第 37 条第 1 項にて定められており、所得税法第 56 条におきまして、事業主と生計を一にする配偶者等の親族への給与等については、事業主の所得金額の計算上、必要経費に算入せず、また、その親族が受けた給与等についてもなかったものとするものとされております。 一方、同法第 57 条におきましては、簿記等による記帳義務のある青色申告者には、その親族への給与等の全額を事業主の必要経費と認めるとともに、その親族の給与所得とするとした特例が設けられており、また、青色申告以外の白色申告者にも一定の金額について、同様に扱うこととされております。	
担当	財政局 税務部 課税課 電話：06-6208-7751

番号	4. (2) 18.
項目	家族従業員の働き分を認めない所得税法第 56 条は廃止すること。
(回答) 所得税法第 56 条におきまして、事業主と生計を一にする配偶者等の親族への給与等については、事業主の所得金額の計算上、必要経費に算入せず、また、その親族が受けた給与等についてもなかったものとするものとされております。 一方、同法第 57 条におきましては、簿記等による記帳義務のある青色申告者には、その親族への給与等の全額を事業主の必要経費と認めるとともに、その親族の給与所得とするとした特例が設けられており、また、青色申告以外の白色申告者にも一定の金額について、同様に取り扱うこととされております。 なお、国会において所得税法第 56 条の見直しについては、白色申告者による記帳や帳簿等の保存の状況も踏まえ、引き続き丁寧に検討を行うべき課題である旨が答弁されております。 所得税についての検討結果が住民税における取扱いにも反映されることから、今後の推移を注視していきたいと考えております。	
担当	財政局 税務部 課税課 電話：06-6208-7751

番号	4. (2) 20.
項目	政治資金収支報告書の未記載分については、課税対象とすること。
(回答) 法人税において非営利型法人に該当する場合は法人税法上の収益事業でない部分が課税対象外となる一方で、議員個人が政党から受けた政治活動費や、個人、後援団体などの政治団体から受けた政治活動のための物品等による寄附などは「雑所得」の収入金額になるため、所得金額の計算をする必要があり、年間の政治資金収入から政治活動のために支出した費用を控除した差額は、政治資金に係る雑所得とし、課税対象となります。 ただし、所得税法第9条第1項第19号にて「公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の適用を受ける選挙に係る公職の候補者が選挙運動に関し法人からの贈与により取得した金銭、物品その他の財産上の利益で、同法第百八十九条（選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出）の規定による報告がされたものは所得税を課さないこと」と規定されており、住民税においても課さないこととなります。	
担当	財政局 税務部 課税課 電話：06-6208-7751

番号	5. (1) 1
項目	生活保護制度は、憲法 25 条に基づく国民の権利であることを府民（市民）に広報やポスターなどを通じて、周知すること。
(回答) 生活保護制度については、国民の権利である旨、本市ホームページに掲載し周知しております。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 2
項目	令和2年4月7日付け「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」の厚生労働省事務連絡の精神に基づき、ひきつづき対応すること。
(回答) 「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について（令和2年4月7日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）」については、「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等の取扱いの見直しについて」（令和5年5月8日 厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）、「「新型コロナウイルス感染症により死亡した者及びその疑いがある者の葬祭に係る生活保護制度上の取扱いについて」の廃止について」（令和6年5月2日 社援保発 0502 第1号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により廃止されています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5.(1)3
項目	大阪市は、医療扶助の一部負担導入を求める国への要望をしないこと。
(回答) 医療扶助費の一部自己負担は、本市がこれまで、国に求めてきた生活保護制度の改正に係る要望事項のひとつですが、これは、最低生活費を保証できる給付方法の仕組みの構築を行うことを前提とするものであり、医療扶助の一部自己負担だけを求めるものではありません。 そのうえで、一部自己負担制度を導入することで、総医療費について意識を持っていただく仕組みとすることができないのではないかと考えています。 一方、国では、令和2年3月5日付け生活保護関係全国係長会議資料の中で、『「最低生活保障との両立の観点なども踏まえつつ、いわゆる償還払いの試行も含めた方策の在り方について検討」することについて、対策が必要となる可能性がある。』と述べられていることから、本市としまして、今後は、国の動向に注視し対応したいと考えています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8021

番号	5. (1) 4
項目	「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」の厚生労働省通知に基づき、路上生活者等に対する住居の確保や生活保護の申請など、公的責任で行うこと。
(回答) 大阪市では、安定した住居のない状況の方から生活保護の申し込みがあった場合、申込者が要保護状態であり居宅生活が可能であると判断したときには、住宅の敷金扶助の手続きを進めるとともに、再び住居のない状況に戻らないよう居宅生活への移行に向けた支援を行っています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1). 5 イ～リ
項目	申請権の確立について イ. 申請用紙はカウンターに置いて申請権を保障すること。 ロ. 申請保護の原則を守り、口頭による申請も認めること。 ハ. 申請の意思を確認すること。 ニ. 申請の意思を示した人には、ただちに申請を受理すること。 ホ. 申請は、申請の意思を示した日とすること。 ヘ. 申請を受理する前に、相談の名をかりた調査はやめること。 ト. 本人の意思に基づく申請時の第三者の同席を認めること。 チ. 申請手続きは簡素化すること。 リ. 申請時の受付面接は、「福祉専門職」採用の職員が対応すること。
	(回答) イ. 保護の申請については、申請の意思が確認できれば申請書を交付し、受理しているところです。申請書については必要な方は受付面接担当員からお渡しすることとしています。 ロ. ハ. 申請に際しては、要保護者の申請の意思について必要な援助を行うよう配慮し、確認しているところです。 ニ. ホ. 申請の意思が確認できれば申請書を交付し、速やかに提出するよう説明し、申請書が提出されれば、受理しているところです。 ヘ. チ 申請に来られた方に対しては、今の生活状況をお聞きした上で、生活保護法の趣旨や他法・他施策を紹介するなど社会保障や福祉制度を総合的に考慮検討して、その方にとって役立つ方策をさぐる一方で、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、申請意思を確認した方には申請していただいています。 ト. 申請時に申請者の要請により同席を求める場合は、個人情報の保護に留意しながら、適宜対応を行なっているところです。 リ. 福祉職員については、大学卒程度の福祉職員の採用に加え、社会人経験を有する者を即戦力の福祉職員として採用するなど、その増員に努めているところです。 本市における生活保護受付面接担当の業務は、生活に困窮した方が相談に訪れた際、相談者の状況把握や生活保護制度の説明等を行うものであり、マニュアルの策定や研修等により、業務に必要な知識の習得や資質の向上を図っています。
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 6
項目	申請時にしおりにもとづき権利と義務を説明すること。また、しおりは権利性を明確にしたものに改善すること。
(回答) 保護のしおりについては、保護申請時にしおりを活用し説明を行い、手渡しているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 7
項目	保護の決定は、申請日を含め 14 日以内を厳守すること。
(回答) 保護の決定は迅速に行うよう心がけておりますが、法定期限である 14 日を越える場合には、生活保護法第 24 条第 6 項のとおり、通知に決定が遅れた理由を記載しています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 8
項目	個人情報保護条例にも抵触する一括同意書は撤回すること。必要な場合については個別同意とすること。
(回答) 生活保護法第 29 条に基づく調査は、大阪市個人情報保護条例第 6 条第 3 項の「法令等に定めがあるとき」にあたるものと解されます。 同意書は、世帯の代表者だけではなく世帯員一人一人に記入いただくこととしています。ただし、18 歳未満の方は、親権者の同意で問題ないと考えています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 9
項目	保護開始前に違法な就労などの「助言指導」はしないこと。大阪市は「助言指導書」を撤回すること。
(回答) 保護は、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、活用することを要件として行われるものです。その活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、助言指導を行います。 今後とも助言指導については、生活保護法の目的の達成のため、被保護世帯の状況に応じ、十分な説明をした上で進めていきます。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 10 イ～ハ
項目	ケースワーカーについて イ. 「福祉専門職」採用の正規職員にすること。 ロ. 職員の配置は被保護人員 60 人あたりに一人とし、当面、国で定められた標準数を守ることにすること。 ハ. 社会福祉法第 19 条に定められている通り「人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意がある」職員を採用・配置すること。
(回答) 福祉職員については、大学卒程度の福祉職員の採用に加え、社会人経験を有する者を即戦力の福祉職員として採用するなど、その増員に努めているところです。 職員の配置につきましては、この間段階的に配置基準の見直しなどにより体制の充実を図ってきており、稼働年齢層への自立支援に重点を置くとともに、高齢世帯に関しては最低生活の保障や見守りを中心とした支援を行っています。 加えて、調査業務の補助をおこなう職員や高齢世帯への訪問をおこなう職員、自立支援プログラムによる必要な支援をおこなう職員等を配置し、保護の適正実施に努めているところです。 なお、年間を通じ、各区保健福祉センターで従事する職員に対する研修を実施しています。生活保護法の適切な運用に関する研修の他、様々な課題を持つ個別ケースへの対応や、対人援助技術を習得するための研修としており、それらの研修を実施することにより職員の資質向上と、業務実施水準の向上を図っています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 11
項目	関係部局との連携を徹底し、餓死・孤立死を出さないこと。
(回答) 本市では、平成 27 年 4 月より、各区社会福祉協議会に福祉専門職のワーカーを配置した「見守り相談室」を設置しています。 見守り相談室では、要援護者に対して地域等への個人情報の提供に係る同意を確認し、要援護者を地域の見守り等につなぐとともに、行政と地域が保有する要援護者の情報を集約し、孤立死リスクの高い方やセルフネグレクトの状態にある方など自ら支援を求める状態にない要援護者に対して、福祉専門職のワーカーがねばり強くアウトリーチを行い、関係部署、関係機関と連携し、必要な支援につなぐなど、地域の見守り活動の支援、強化に取り組んでおります。 また、ライフライン事業者等が、日常業務の中で異変を察知した場合等は、区役所等へ連絡してもらうよう、地域見守りの取組みにかかる連携協定を締結し、連絡があった時は区と見守り相談室が連携し、安否確認を行うことにより、支援を必要としている方の早期発見に取り組んでいます。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7954

番号	5. (1) 12 イ～ニ
項目	扶養義務調査について イ. 扶養照会はやめること。 ロ. 扶養照会を行う際は、本人の同意を得て行うこと。 ハ. 扶養照会文書に、申請者や被保護者の住所を記載しないこと。 ニ. 扶養義務者に収入申告、資産調査の強制をしないこと。
	(回答) イ. 扶養援助を受けることができる方は、この援助を最低限度の生活の維持のために活用することが保護に優先するとされており、扶養援助を受けることができると思われる方については、扶養義務者の方に援助の可否をお伺いし、援助をお願いしています。ただし、これまでの生活歴等から扶養援助が期待できない方、扶養援助をお願いすべきではない方に対し、一律に扶養をお願いするということではなく、個々の状況から判断して行っています。 ロ. 扶養照会を行うにあたっては、必ずしも本人の同意を得るものではありませんが、一律に扶養照会を行うものではなく、個々の状況から判断して扶養照会を行っております。 ハ. 扶養照会書については、「生活保護法施行細則準則について」(平成 12 年 3 月 31 日 社援第 871 号 厚生省社会・援護局長通知 以下「生活保護法施行細則準則」といいます。)に則っています。 ニ. 扶養義務者の収入申告や資産申告については、生活保護法施行細則準則の様式にて定められており、これに基づき求めているところです。
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 13
項目	資産申告書について イ. 資産申告書提出の強要はしないこと。 ロ. 生活保護利用者に対して、厚生労働省の資産申告書に関する「通知」の趣旨を十分に説明すること。 ハ. 生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については保有を認めること。 ニ. 預貯金等の保有は、生活保護利用者の生活基盤の回復に向け、柔軟に対応すること。
	(回答) イ. 資産については少なくとも 12 箇月ごとに申告していただく必要がありますので、趣旨を説明のうえご理解をいただき、資産申告書を提出していただきます。 ロ. 資産申告書を提出していただく際には、資産の取扱い等、適切に説明しています。 ハ. 保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合は、活用すべき資産に当たらないものとして保有を容認することができます。 ニ. 被保護者の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出についても助言指導することとしています。
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 14
項目	福祉事務所への警察 OB の配置をやめ、捜査まがいの調査をやめること。福祉事務所や面接室内に監視カメラは設置しないこと。
(回答) 生活支援担当に警察官 OB を配置することにより、その経験を活かして窓口の安全管理の確保等に努めています。 調査を行う場合はケースワーカーや担当係長の指示に基づき補助的な役割を担っています。 また、防犯カメラについては、保安対策として設置しているものです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8021

番号	5. (1) 15
項目	住民による生活保護世帯への「密告」の制度化を実施しないこと。
(回答) 本市では、そのような制度は実施していません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8021

番号	5. (1) 16
項目	実態を無視した収入の見込み認定をしないこと。 (回答) 収入認定については、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36 年 4 月 1 日 厚生省発社第 123 号 厚生事務次官通知)等により、収入額が月により変動しない定期的収入については、その月額を基礎として支給額の算定を行うこと。収入額が月によりある程度の変動が予想されるが、一定期間について観察すれば安定した継続的収入が得られると認められる場合は、3 箇月をこえない期間ごとに認定した収入の平均月額割を基礎として支給額の算定を行うこと。賞与、期末手当等については、その収入月及び収入額が確実に把握できるときには、その収入額を認定のうえ、これを基礎として支給額の算定を行うこと。この場合、当該算定にかかる収入の額と、扶助費支給後に認定された収入額とに差を生じたときは、収入月以降の収入額に加減して支給額の算定を行うこと。上記によることが適当でないと認められるときは、客観的根拠により推定できる収入額を基礎として支給額の算定を行うこと。(※農業収入の認定については省略)とされており、この内容に基づいて算定することとしています。
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 17
項目	違法な「辞退届」の強要はやめること。
(回答) 「辞退届」は、ケースワーカーと被保護者の方との相談のなかで、保護を辞退する旨の申し出を受けることがあった場合、その届をしていただいているものですが、その場合でも本人の任意かつ真摯な意志に基づくものであることを確認しています（特に決まった書式があるわけではありません）。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 18
項目	実態を無視した就労指導はしないこと。大阪市は総合就職サポート事業をやめること。
(回答) 就労指導は、稼働能力を有する被保護世帯の方に対し、生活保護法の目的である自立への支援を行う中で、実施機関が行うものです。 今後とも就労指導については、生活保護法の目的の達成のため、被保護世帯の状況に応じ、十分な説明をした上で進めていきます。 総合就職サポート事業については、被保護者等及び生活困窮者に対して、早期かつ積極的に総合的な就労支援を行うことにより支援対象者の自立を助長することを目的として実施しています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 19
項目	63 条の適用について、収入認定は自立助長の観点で柔軟に対応すること。
(回答) 収入認定につきましては、保護の実施要領で定められたとおり、収入に関する申告や調査により得られた収入額に対し、必要経費などを控除し、収入額を認定するよう取り扱うこととなります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 20
項目	78 条の適用について イ. 生活保護法 78 条の機械的な適用はやめること。 ロ. 返還は、本人の了承なく機械的に生活保護費から天引きしないこと。 ハ. 「生活保護法第 78 条の 2 の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書」の強要はしないこと。
(回答) イ. 生活保護法第 78 条に基づく徴収金の決定については、実施要領に基づき取り扱っています。 ロ. 生活保護法第 78 条の 2 に基づく徴収金の徴収については、被保護者本人から保護金品等を徴収金の納入に充てる旨事前に申し出があった場合に、被保護者の生活の維持に支障をきたすことのないよう適正に行っています。 ハ. 申出書については、ケースワーカーから制度の説明を行い、被保護者が趣旨を理解していただいた上で提出を求めています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 21
項目	「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」の厚生労働省通知に基づき、保護費の返還金額については、単身世帯 5 千円、複数世帯 1 万円程度を上限とする目安を守り、生活の維持に支障がないよう十分留意すること。
(回答) 生活保護法第 78 条の 2 による費用徴収（保護金品等との調整）については、厚生労働省通知に基づき、単身世帯 5 千円、複数世帯 1 万円程度を上限の目安として保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めた場合に取り扱っております。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 22
項目	80 条の適用について、保護費の過誤払いについては、返済能力のない場合は返済を免除すること。
(回答) 保護費の過誤払いを問わず、生活保護法第 63 条返還金額の決定にあたっては、自立更生のために真に必要と実施機関が認めた金額については、返還額から控除できるとされています。 したがって、返還額の決定は、ケース診断会議に諮る等慎重に検討を行ったうえで決定しています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 23
項目	夏季加算の創設を国に要望し、当面、自治体独自の施策を講じること。
(回答) 生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 24
項目	夏季、年末一時金は復活すること。
(回答) 夏期と歳末の見舞金は、一定の目的を達成したものとして平成 16 年度末に廃止したところであり、復活させることは困難です。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 25
項目	一時扶助について、 イ. 冷蔵庫や洗濯機、転居の際の原状回復費用などにも支給対象を広げ、支給額は大幅に引き上げること。 ロ. 入学準備金・体操服・修学旅行費などは実態に応じた実費を支給すること。
(回答) イ. 一時扶助を含む生活保護の基準については、国が定めることとなっています。 ロ. 小、中学校の就学にかかる経費については、国により定められた保護の基準の範囲内において、教育扶助で支給することが認められています。 小、中学校の修学旅行費用については生活保護制度では支給の対象外とされていますが、教育委員会の所管する就学援助の対象となります。 高等学校等の就学にかかる経費については、国により定められた保護の基準の範囲内において、生業扶助で支給することが認められています。 修学旅行費用については支給の対象外とされていますが、当該高校生にアルバイト収入がある場合に、修学旅行費等にあてられる費用については就学に必要な費用として収入認定除外すること、またやむを得ず生業扶助の対象外の経費をまかなうために貸付けを受けた場合に、修学旅行費用については収入認定除外とすることが認められています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 26 イ～チ
項目	住宅扶助について イ. 住宅扶助基準を元に戻すこと。 ロ. 住宅扶助は家賃・敷金の実勢価格で支給すること。 ハ. 平成 27 年 4 月 14 日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。 ニ. 新規申請の場合の高額家賃についても特別基準の設定を積極的に行うこと。 ホ. 実態を無視した転居の指導指示はせず、生活保護利用者の意思を尊重すること。 ヘ. 共益費も住宅扶助の対象とし、支給すること。 ト. 公営住宅に当選した場合は、無条件で敷金と転居費用を支給すること。 チ. 風呂設備の設置費用は実情に即して支給すること。
	(回答) イ. 生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。 ロ. 国により定められた保護の基準の範囲内において、必要と認められる額を支給額として決定しています。 ハ. 特別基準は、個々の世帯や地域の住宅事情を勘案して適用しています。 ニ. 新規申請の場合、厚生労働省通知に基づく経過措置は適用できませんが、特別基準はハ. と同じく個々の世帯や地域の住宅事情を勘案して適用しています。 ホ. 指導指示は、生活保護法の目的である自立への支援を行う中で、被保護世帯に対しケースワーカーによる病状や家庭状況の把握などに基づき、実施機関が行うものです。今後とも指導指示については、生活保護法の目的の達成のため、被保護世帯の状況に応じ、十分な説明をした上で進めていきます。 ヘ. 共益費につきましては、生活保護法施行令、生活保護法施行規則で生活扶助に位置づけられております。また、別途支給する取扱いはありません。 ト. 現行の保護の実施要領では、公営住宅入居を理由として敷金等を支給する取扱いはありません。しかし、現住居の家賃額より低額となりかつ転居することが当該世帯の自立更生に資すると認められる場合は敷金を支給する場合があります。 チ. 一時扶助を含む生活保護の基準については、国が定めることとなっています。
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 27
項目	税、国民健康保険料、介護保険料滞納分の徴収については、関係部局と連携し、執行停止などを徹底すること。
(回答) 保護開始前の滞納保険料等については、最低生活費から支払うと生活困窮となるため担当部局へ相談するよう指示しています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 28、29
項目	28. 自動車保有を認めること。 29. 125CC 以下のバイクの保有の要件を緩和すること。
(回答) 自動車と 125CC 以下のバイクの保有については、実施要領に沿って、その範囲内で保有を認めているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 30 イ
項目	医療を受ける権利について 医療券でなく、健康保険証と同じ形式の医療証を交付すること。
(回答) 医療扶助による診察、医学的処置、手術等の診療の給付は、医療扶助運営要領において、医療券を発行して行うものとされており、原則として被保護者の申請に基づいて医療扶助が開始されます。 「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)による生活保護法の改正に伴い、令和6年3月に医療扶助にオンライン資格確認が導入され、医療機関、薬局における被保護者の資格確認については、基本的にはマイナンバーカードにより行うこととされています。 そのため、本市におきましては、被保護者のマイナンバーカード取得等を支援するため、この間、取得促進等に取り組んでいるところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8021

番号	5. (1) 30 ロ
項目	医療を受ける権利について ジェネリック医薬品の処方医師の知見に基づいて行い、本人の意思に反する強制はしないこと。
(回答) ジェネリック医薬品については、平成 30 年 10 月 1 日施行の生活保護法の改正により、生活保護において「医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする」とされたところです。 本市としましても、法に基づき実施してまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8021

番号	5. (1) 30 ハ
項目	医療を受ける権利について 入院時の基準生活費・入院患者日用品費については、実態に応じた額に引き上げる こと。
(回答) 生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、 地方自治体に裁量の余地はありません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 30 二
項目	医療を受ける権利について 大阪市は調剤券の発行をやめること。
(回答) 調剤の給付は、医療扶助運営要領に、「患者は指定薬局により調剤の給付を受けよとするときは、指定医療機関から交付された処方せんを福祉事務所長の発行した調剤券に添付して調剤券に記載された指定薬局に提出するものとする」とされています。 調剤券は、継続通院が必要な方であれば、希望、通院先、居住地などを参考としたうえで1か所の調剤薬局を選定していただき、毎月、事前に調剤券を発送しているところですが、複数薬局の利用制限をしているわけではありません。 ただし、薬局を1か所に集約することで重複処方の改善や併用禁忌薬の服用の危険性がなくなり、またはかかりつけ薬局をもつことで処方薬の相談をしやすくなる利点などから、可能な限り1か所に集約していただくようお願いしているところです。 なお、5. (1). 30. イの回答にあるように、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)による生活保護法の改正に伴い、令和6年3月に医療扶助にオンライン資格確認が導入され、医療機関、薬局における被保護者の資格確認については、基本的にはマイナンバーカードにより行うこととされています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8021

番号	5. (1) 30 ホ
項目	医療を受ける権利について 医療扶助を利用する際、マイナンバーカードによる資格確認の導入は実施せず、カード作成の強要はしないこと。
(回答) 5. (1) 30. イのとおり、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)による生活保護法の改正に伴い、令和6年3月に医療扶助にオンライン資格確認が導入され、医療機関、薬局における被保護者の資格確認については、基本的にはマイナンバーカードにより行うこととされていることから、本市におきましては、被保護者のマイナンバーカード取得等を支援するため、この間、取得促進等に取り組んでいるところです。 本市としましては、医療扶助におけるオンライン資格確認の導入やマイナンバーカード取得の意義についてご理解をいただいた上でマイナンバーカードを取得していただくよう、今後も被保護者へ丁寧に説明し、支援を行ってまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8021

番号	5. (1) 31 イ～ハ
項目	移送費について イ. 平成 22 年 3 月 12 日に出された厚生労働省通知に基づき、通院費支給を保障すること。 ロ. 福祉事務所へ行くための交通費を支給すること。 ハ. 求職活動に必要な交通費は実費支給すること。
	(回答) イ. 通院のための移送費については、国の通知に基づき、従前と同様、給付要否意見書等の挙証資料及び嘱託医の審査結果により、必要性及び支給額を判断して、給付決定を行います。なお、費用については、必要最小限度の実費の額とされています。 ロ. 移送費の支給に当たっては、社会援護局長通知第 7-2 (7) アに該当する費用が対象となります。 ハ. 求職活動に必要な交通費については、実施機関の指示又は指導を受けて、熱心かつ誠実に努力した場合は支給することができます。 また、自立支援プログラムに基づき就労を目指して取り組んでおられる場合も必要な交通費の扶助を行っています。
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012・8021

番号	5. (1) 3 2
項目	申請時の <u>つなぎ資金</u> や受給中の特別需要のための貸付を行い、福祉事務所で予算化すること。また、貸付金額を生活扶助の半月分まで増額すること。
(下線部について回答) 生活保護、生活福祉資金、年金、母子父子寡婦福祉資金、傷病手当金の支給決定を受けた方へ、その支払日までのつなぎ資金として、緊急援護資金貸付事業において貸付を実施しております。 また、生活保護受給世帯においても、大阪府社会福祉協議会が実施・運営しています生活福祉資金貸付制度の貸付の対象となることがあります。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7951

番号	5. (1) 33 イ
項目	エアコンの設置・修理について すべての世帯に冷暖房器具の新設費等を実費支給すること。
(回答) 一定の要件を満たす場合は、冷暖房器具購入にかかる費用および設置費用が扶助されます。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 33 ロ
項目	エアコンの設置・修理について 冷房器具の支給要件はなくすこと。
(回答) 生活保護法による保護の実施要領等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 33 ハ
項目	エアコンの設置・修理について エアコンの修理費は「住宅維持費」の特別基準として支給すること。
(回答) 現行の保護の実施要領では、エアコンの修理費用について住宅維持費の特別基準として支給する取扱いはありません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 33 ニ
項目	エアコンの設置・修理について 当面、エアコン購入のための生活福祉資金貸付の返済金については控除すること。
(回答) 日常生活において利用の必要性が高い生活用品の購入にかかる貸付金の償還金を控除する取扱いはありません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 34
項目	生活保護費の漏給や過誤払いを防ぐためにも、わかりやすい生活保護費の明細書を支給ごとに出すこと。
(回答) 生活保護法第 24 条に基づき、保護決定に際し生活扶助費等の明細を記入した保護決定通知書を送付しています。 また、金額等に不明な点があれば、ケースワーカーに問い合わせさせていただいているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 35
項目	加算や扶助は漏れのないよう十分留意し、漏給は発生した時点に遡って支給すること。
(回答) 日常からケースワーカーの研修や、査察指導員のチェック体制の整備等により漏給が生じないように指導しているところです。 また、漏給があった場合には実施要領に従い速やかに確認月の前々月分まで遡及して支給しているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 36
項目	葬祭扶助の支給については親族・遺族に徹底すること。
(回答) 実施機関の窓口に来られた遺族の方に対しては、葬儀費用の捻出にお困りの状況であれば生活保護法による葬祭扶助があること、また、その申請先について適切に説明をしています。 また、葬儀組合・医療機関・民生委員からも親族・遺族へ説明していただけるように、制度説明を行っています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 37
項目	死亡後の家の片付け代やゴミ処理料金については、行政の責任で行うこと。
(回答) 生活保護法では亡くなった方へ扶助することはできないこととされており、残された家財道具等を片づけるための費用を扶助することはできません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 38
項目	民生委員による毎月の保護費の明細書の配布はやめること。
(回答) 各実施機関から民生委員に対して保護費の明細書は提供していません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 39
項目	高校生のアルバイトは収入認定しないこと。
(回答) 高校生のアルバイト収入については、実施要領に基づき基礎控除、20歳未満控除はもとより、高等学校等就学費の対象とならない経費（修学旅行費、クラブ活動費、学習塾費等）に充てる場合、又は就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを実施機関が認めた場合に収入認定除外の取扱いとしており、取扱いについても周知しています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 40
項目	大阪市の交通費半額制度、上下水道免除制度は関係部局に復活を求めること。
(回答) 市営交通料金及び上下水道料金の福祉減免は、保護費の水準が一般世帯と比べ均衡が取れた状況にあり、また日常的な生活における必要経費は生活扶助費に含まれることから平成 18 年度に廃止したところであり、復活させることは困難です。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5.（1）41		
項目	自転車保険の加入保険料やヘルメット購入費用は、通学・通勤に限定せず支給すること。		
（回答） ・ 自転車保険やヘルメットの購入費用については、高校生等の通学のために必要と認めている場合は高等学校等就学費で支給が可能です。また、高校生等以外で通勤のために必要な場合は、就労収入から必要経費として控除可能となっております。また、学童が学校の指導により自転車を利用して通学している場合は、教育扶助でヘルメットの購入費を支給することが可能です。 ・ 上記以外の場合について、現行の保護の実施要領では支給又は控除する取扱いはありません。			
担当	福祉局	生活福祉部	保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (1) 42
項目	大学や専門学校に進学する子どもを世帯員として認めること。
(回答) 大学や専門学校等に就学している者については実施要領に基づき、その個人を世帯から分離して取り扱うことになります。 なお、稼働能力を十分活用する等保護の要件を充足したのち更に夜間大学に就学する場合は、世帯内において就学することが認められているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. (2) 1～18
項目	国に要求すること - 生活保護基準は 2013 年 7 月以前の基準に戻し、物価の上昇に見合う引き上げを行うこと。 63 条に基づく「払いすぎた保護費の返還債権」の非免責債権化や、保護費からの天引き徴収、ジェネリック医薬品の使用の義務化は元に戻すこと。 - 生活保護利用者が、医療扶助を利用する際、マイナンバーカードによる資格確認の導入は実施しないこと。 - 住宅扶助基準と冬季加算は元に戻すこと。 - 共益費も住宅扶助の対象とし、支給すること。 - 生活保護は全額国庫負担とし、生活保護費を大幅に引き上げること。 - 夏季一時金制度と夏季加算を新設すること。 - 老齢加算を元に戻すこと。 - 期限付き保護、級地見直しなどの改悪はやめること。 - 要保護世帯向け長期生活支援資金（リバースモーゲージ）を中止すること。 - 大学や専門学校に進学する子どもを世帯員として認めること。 - 医療抑制につながる調剤薬局の限定は実施しないこと。 - 検診命令は「命令」ではなく「健診指示書」などの名称に変更すること。 - だれもが気兼ねなく利用しやすい制度にするため、生活保護法を「生活保障法」に名称を改めること。 - ケースワーカーの外部委託は実施しないこと。 - 保護開始時の手持金の保有については、少なくとも最低生活費の 3 カ月程度は認めること。 - 単身者が死去した際も葬祭扶助を支給すること。 - 鍼灸治療の回数制限はなくすること。
	(回答) 1～16・18. 生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。 17. 単身者が死亡した際、その方の葬祭を行う扶養義務者や扶養義務者以外の第三者がいる場合は、葬祭扶助が適用できる場合があります。
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012・8021

番号	6.
項目	生活困窮者自立支援法について - 生活困窮者自立支援に名を借りた生活保護の申請権を侵害しないこと。 - 自立支援プログラムは本人の意思を尊重し、自治体の責任で働く場を確保すること。 - 指導資格のない就労支援員の「指導」はやめること。
(回答) - 生活困窮者に対する支援窓口では、相談支援員によるアセスメントにより、本人に関する様々な情報を把握・分析した後、個々の状況に応じて、適切な他施策・他機関等の相談窓口へつなぐとともに、関係機関等と連携しながら、対象者の自立までを包括的・継続的に支援しております。 なお、本人より生活保護の申請意思が確認された場合は、速やかに生活保護相談窓口へつなぐこととしております。 - 相談支援員は生活困窮者の経済的な自立のみならず、日常生活や社会生活における自立など、相談者が抱えている課題や状況をお聞きし、本人の自己選択・自己決定を基本に一緒に支援プログラムを作成し、伴走型のサポートを行うことで生活困窮状態からの脱却に向け支援しております。 - 生活困窮者自立相談支援事業では、相談支援と就労支援を行うことが定められており、本市においては就労と相談を切り分け、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）を採用し、外部有識者の意見を参考にしながら、多角的な支援を総合的に行うことの出来る専門的な知識や経験、技能のある事業者に委託しております。 社会福祉士等の資格要件を満たした就労支援員においては、個々の状況に応じて面談・同行支援等の就労支援や助言を行っております。	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：06-6208-7959

番号	7. 2
項目	多重債務相談窓口を設置し、多重債務者の発見・救済体制を確立すること。
(回答) 24 区役所に設置している生活困窮者に対する支援窓口において、多重債務を抱えた方の他、生活にお困りごとを抱えた方からの相談をお聴きしています。多重債務を抱えた方に対しては、個々の状況に応じて、関係機関等と連携しながら、家計改善に向けた支援を実施しております。 また、多重債務を抱える被保護世帯に対しては、債務の整理を進める「多重債務者自立支援プログラム」により、自立に向けた支援を実施しております。	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：06-6208-7959 福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	7. 3.
項目	<u>上下水道料金、し尿・汲み取り料金の軽減・免除制度をつくり、拡充すること。</u>
(回答) (下線部について回答) 生活保護世帯を対象として昭和 48 年 4 月から水道料金及び下水道使用料の福祉減免を実施してまいりましたが、生活扶助費に光熱水費が含まれており、二重給付となっていることを理由に平成 18 年 10 月に廃止しています。 また、福祉減免はひとり親世帯、高齢者世帯、障がい者世帯も対象としておりましたが、平成 24 年 7 月策定の市政改革プランに基づき、受益と負担の明確化など「施策・事業の聖域なきゼロベースの見直し・再構築」を行い、平成 25 年 9 月にすべて廃止いたしました。 現下の厳しい財政状況の中、市政改革プランの趣旨からも、福祉減免制度の復活や新たな助成制度の創設は困難であります。今後とも、都市基盤の機能拡充に努め、将来にわたり安心・安全な市民生活に寄与する上下水道事業を構築してまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。	
担当	水道局 総務部 お客さまサービス課 営業企画担当 電話：06-6616-5473 建設局 総務部 経理課 下水道使用料担当 電話：06-6615-7545

番号	7. 4
項目	家電リサイクル法の施行にともなう低所得者への助成制度をつくること。
(回答) 家電リサイクル法に基づく収集・運搬、再商品化等にかかる費用については、法に基づく消費者の責務としてご理解いただきたいと考えております。 なお、本市としては、利用しやすい制度となるよう、廃家電の排出時に再商品化等にかかる費用を支払う現行制度に対し、商品購入時に再商品化等にかかる費用を支払う「前払い制」の導入を国に要望しております。	
担当	環境局 事業部 家庭ごみ減量課 電話：06-6630-3253

番 号	8. 1. イ～ニ
項 目	緊急生活資金貸付制度の改善について イ. 無担保・無保証人・無利子の原則を守ること。 ロ. 貸付理由を制限せず、原資を大幅に増やし、貸付限度額を 30 万円に引き上げる こと。 ハ. 失業者をはじめ希望するすべての人に必要額を貸し出すこと。その際「雇用 予定証明」「雇用証明」は求めないこと。 ニ. 大阪府小口生活資金制度の居住 3 ヶ月条項はやめること。
	(回答) イ. 大阪市緊急援護資金貸付制度は、昭和45年に低所得者緊急援護制度である「公益質 屋」の廃止に伴い低所得者対策として制度化されたものであり、今日まで長きにわ たって継続されてきた事業です。 貸付においては、無担保・無利子・無保証人で行っております。 ロ. 大阪市緊急援護資金貸付制度の原資増額については、発足当時からの資金運用状況 等を見極めながら資金需要に対処するよう努めております。 この制度の趣旨は、緊急かつ一時的な場合のつなぎ資金貸付であり、迅速に借り受 けできることから現在の貸付限度額を設定しております。 ハ. 大阪市緊急援護資金貸付制度は、生活福祉資金等他の公的給付又は公的貸付から支 給決定を受けた者が、その支払日までに緊急に資金を必要とする場合に、その世帯 の援護を目的として行う資金のことです。 また、生活福祉資金・緊急援護資金のいずれの貸付制度においても、状況の確認に 際しては、関係資料の提出が必要となります。 ニ. 本事業は、大阪府社会福祉協議会が実施・運営主体でありますので、ご要望の趣旨 をお伝えします。
担 当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7951

番号	8. 2. イ～ヘ
項目	生活福祉資金について イ. 原資を大幅に増やし、手続きを簡素化し、早期に貸し付けること。 ロ. 申込みの受付は社会福祉協議会を窓口としておこなうこと。 ハ. 連帯保証人、連帯借受人なしでも無利子とし、適用を拡大すること。 ニ. 各貸付額を引き上げ、利息を引き下げること。 ホ. 生業資金は自己資金なしでも借りられるようにすること。 ヘ. 離職者支援資金貸付は、書類の簡素化を行い、借りやすくすること。
(回答) 本事業は、大阪府社会福祉協議会が実施・運営主体でありますので、ご要望の趣旨をお伝えします。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7951

番号	8.3.
項目	母子・父子・寡婦福祉資金は原資を大幅に増やすこと。手続きを簡素化し、連帯保証人なしでも無利息とするなど借りやすい制度に改善すること。就学支度資金については、入学に間に合うよう決定を早めること。
(回答) 母子父子寡婦福祉資金貸付制度につきましては、母子及び父子並びに寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な貸付を行うことにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的としており、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づいて実施しております。 各資金の貸付限度額・貸付期間・償還期間・利率等につきましては、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令により定められております。 平成 15 年度からは、修学資金、修業資金、就職支度資金及び就学支度資金について、貸付対象を従来の母子家庭の母に加え、法定代理人の同意が必要であるが、児童自身が申請することも可能となりました。 また、利子についても改正され、資金によって無利子又は年 3%の有利子であったものが、平成 2 8 年 4 月より修学資金、修業資金、就職支度資金（配偶者のない女子もしくは男子が扶養している子に係るものに限る。）及び就学支度資金については無利子、その他の資金については、連帯保証人を立てた場合には無利子、連帯保証人を立てない場合には年 1.0%に引き下げられました。 また、平成 26 年 10 月 1 日からは対象者を父子家庭にも拡充しています。 貸付にかかる申請手続きにつきましては、所定の手続きの後に速やかに貸付が受けられるように努めております。	
担当	こども青少年局子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8035

番号	8. 4
項目	高齢者・障がい者向けの住宅改造の貸付け枠を広げること。
(回答) 大阪府生活福祉資金の福祉資金貸付において、居住する住宅を増改築、拡張、補修、保全するのに必要な経費として、上限２５０万円の貸付が実施されております。 本事業は、大阪府社会福祉協議会が実施・運営主体でありますので、ご要望の趣旨をお伝えします。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7951

番号	8. 5
項目	大阪市は、緊急援護資金をもとに戻すこと。
(回答) 緊急援護資金は、従来、真に緊急で生活困窮された方に対して大阪市民生委員児童委員協議会に委託し貸付を実施しておりましたが、他の貸付制度が充実してきたことに伴い、平成27年4月からつなぎ資金に限定して貸付を実施しております。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7951

番号	9（1） 1. イ. ロ
項目	1. 猛暑による熱中症対策について イ. エアコン購入・設置費用を給付すること。 ロ. 電気・ガス料金などの補助制度を実施すること。事業会社には、減免制度の実施を要請すること。
（回答） 本市においては、例年、夏を迎える前に本市ホームページ、広報紙等を通じて熱中症予防のための情報等を掲載し、また、各区保健福祉センター、福祉局及び環境局が実施している高齢者宅等への訪問事業の際に熱中症予防についての注意喚起を行っております。 加えて本市全所属に対して、広く市民等に熱中症予防の啓発や注意喚起を依頼するなどの取り組みを強化し、とりわけ高齢者の総合相談機能を持つ地域包括支援センターや民生委員・児童委員、社会福祉協議会など広く関係団体にも協力を求め、見守りや声掛けなど、きめ細やかな対応をお願いしております。 今後とも、気象状況にも十分留意しながら、関係局において熱中症対策に取り組んでまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課（企画グループ） 電話：06-6208-8026

番号	9. (1) 1. ハ
項目	猛暑による熱中症対策について ハ. 水道料金の福祉料金減免制度をつくること。
(回答) 大阪市では、「市政改革プラン」に基づき、平成25年10月に水道料金・下水道使用料の福祉減免措置を廃止し、真に支援を必要とする高齢者の方、障がいのある方等に対する支援施策へ再構築を行ってきたところです。 今後も、高齢者や障がい者等への支援施策等の充実に努めてまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7958

番号	9.（1）2
項目	高齢者への行政訪問を行い、実態を緊急に把握して対策を講じること。
（回答） 本市では、市内で生活するすべての高齢者が、生きがいを持って安心して生活できる環境を実現するため、3年を1期とする「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、保健・福祉施策及び介護保険事業、並びにそれ以外の高齢者のための施策も含め、高齢者施策を総合的かつ効果的に推進しています。 計画の策定にあたっては、65歳以上の高齢者を対象に「大阪市高齢者実態調査」を実施し、世帯の状況、日常生活の状況、就労・いきがいの状況、高齢者向けサービスの利用状況と利用意向、介護保険サービスの利用状況と利用意向、介護の状況など高齢者の実態を把握するとともに、市民、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等で構成する本市社会福祉審議会における審議やパブリック・コメント手続きを実施し、広く市民からの意見を求め、計画を策定し、介護サービス基盤の整備や地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組みを進めることとしています。 また、平成27年4月より、各区社会福祉協議会に福祉専門職のワーカーを配置した「見守り相談室」を設置しています。 見守り相談室では、要援護者に対して地域等への個人情報の提供に係る同意を確認し、要援護者を地域の見守り等につなぐとともに、行政と地域が保有する要援護者の情報を集約し、高齢者も含め孤立死リスクの高い方やセルフネグレクトの状態にある方など自ら支援を求める状態にない要援護者に対して、福祉専門職のワーカーがねばり強くアウトリーチを行い、関係部署、関係機関と連携し、必要な支援につなぐなど、地域の見守り活動の支援、強化に取り組んでおります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課（企画グループ） 電話：06-6208-8026 福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7954

番号	9.（1） 3		
項目	防水性の緊急通報機器、電磁調理器、歩行支援具、杖、補聴器、福祉電話などの日常生活用具を拡充すること。		
（回答） （緊急通報システム事業、電磁調理器、高齢者用電話設置助成） 緊急通報システム事業においては、令和4年4月から従来の固定電話回線が必要な固定型の緊急通報機器に加え、固定電話回線が不要な携帯型の緊急通報機器を導入し、事業の拡充を行ったところです。携帯型の緊急通報機器及び固定型の緊急通報機器のペンダント型送信機については、簡易防水機能を備えております。 電磁調理器については、在宅高齢者日常生活用具給付事業として、防火の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等に対して、給付を行っているところです。 高齢者用電話設置助成については、緊急通報システム事業（固定型機器）の同時申請者で、電話回線が必要な方に対して、電話機の給付及び電話の初期設置経費の助成を行っているところです。 これらの事業につきましては、今後も利用者のニーズ等を把握しながら引き続き事業を実施してまいります。 （補聴器） 補聴器については、障がい者施策の補装具として給付を行っているところです。 （歩行支援具、杖） 歩行支援具（歩行器）及び杖は、介護保険制度において要介護（支援）認定を受けている方については、貸与または購入が可能となっております。 なお、介護保険制度における福祉用具の品目は、厚生労働省告示で定められており、本市においても当告示に基づき、適正な制度運用に努めているところです。			
担当	福祉局	高齢者施策部	地域包括ケア推進課 電話：06-6208-9995
	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059

番号	9. (1). 4.
項目	だれもが入所できる低額なグループホームをつくること。
(回答) 介護保険制度におけるグループホーム（認知症対応型共同生活介護）は、要支援2以上の認定を受けた大阪市民が利用可能であり、利用者負担額は国が設定した1日当たりの単位と利用日数を乗算したサービス費用の1割、2割または3割を負担していただいております。 利用者負担額が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、市町村民税非課税で年金収入等が年80万円以下の方については月額負担上限額を15,000円とするなど、低所得者に対する利用者負担が少なくなるよう設定されております。 また、平成20年4月から各医療保険における世帯内の1年間の介護保険と医療保険とのサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限金額を超えた場合については高額医療合算介護（介護予防）サービス費を支給しております。 さらに、社会福祉法人等が提供するグループホーム（認知症対応型共同生活介護）については、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。 グループホーム（認知症対応型共同生活介護）を利用している低所得者の負担軽減のあり方については、施設サービス利用者と同様に食費・居住費等の特定入所者介護サービス費（負担限度額）の適用を認めるよう、引続き国へ要望してまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	9. (1) 5
項目	高齢者の入浴する権利を保障するため、安全に入浴できる施設の建設や<u>住居の浴室改装費用を給付するなどの手立てをとること。</u>
(回答) 介護保険制度では、要介護（要支援）認定を受けている方の自立や自宅での生活環境を整えるための小規模な住宅改修工事は介護保険の給付対象となり、浴室の手すり取り付けや床材の変更、浴槽のかさ上げや扉の取替等が対象となります。 介護保険の住宅改修の利用額は、20 万円が上限となり、そのうち 1 割、2 割または 3 割が利用者負担となります。 また、上記の住宅改修を補完する高齢者施策として、日常生活の利便を図るもので、介護保険制度の住宅改修工事の給付対象とならず、同時に行われる工事について、工事費用を給付する高齢者住宅改修費給付事業を実施しています。 給付基準額の上限は 30 万円で、1 世帯につき 1 回限り、介護保険料段階に応じて、給付の可否の決定及び 1 割の自己負担があります。 (下線部について回答)	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059 福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-8060

番号	9. (1) 6. 9. (2) 1.
項目	9. (1) 6. 老人医療費助成（無料）制度を復活させること。 9. (2) 1. 老人医療制度の対象年齢を 65 歳以上とし、無料制度を実施すること。
(回答) 老人医療費助成制度は、65 歳以上の高齢者で一定の要件を満たす方に対し大阪府の補助制度のもと実施しておりましたが、対象者や助成の範囲について真に必要な方への選択集中及び持続可能な制度の構築という観点から府とともに福祉医療費助成制度の再構築を行い、令和 3 年 3 月末までに終了となりました。 今後、高齢化の進展等により所要額が増加していくことが見込まれることから、大阪市独自の制度として老人医療費助成制度を創設することは困難であると考えており、従前から大阪府市長会を通じて国に対し、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行っています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成グループ） 電話：06-6208-7971

番号	9. (1) 7
項目	<u>在宅、入院、一人暮らしにかかわらず必要とする人には紙おむつを実費支給すること。</u>老健施設や病院からの追い出しと医療差別をやめ、差額ベッドは廃止し、入院給食費の減額適用基準を広げ、非課税については全額補助をすること。
(回答) 「おむつ」をはじめとした介護用品支給事業は、次の要介護高齢者を在宅で介護されている家族（介護者）を対象とし、介護者世帯および要介護高齢者世帯ともに、市民税非課税世帯であるものとしています。 ① 介護保険制度の要介護状態区分が4または5の方 ② 介護保険制度の要介護状態区分が3で介護認定調査票の「排尿」「排便」のいずれかが全介助の方 当事業は、高齢者福祉の増進を図ることを目的とするとともに、在宅において要介護高齢者を介護する家族の負担を軽減するために実施していることから、単身高齢者や在宅とみなされない入院中の方などについては、支給の対象外としているところです。 (下線部について回答)	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-9995

番号	9. (1) 9. イ.
項目	<u>65 歳以上の高齢者に電車・バス・地下鉄などの無料乗車証を支給すること。また、社会参加や日常生活に支障のないよう、公共交通の拡充やタクシー券を発行すること。</u>
(回答) 敬老優待乗車証交付制度は、高齢者の方々に敬意を表するとともに、高齢者の社会参加の推進を図ることを目的としたいきがい施策であり、市内に住所を有する 70 歳以上の方を対象としています。 敬老優待乗車証（敬老パス）をお持ちの方は、Osaka Metro（オオサカメトロ）が運行する地下鉄、ニュートラムと大阪シティバスが運行するバスを 1 乗車 50 円でご乗車いただくことができます。 本制度は多く的高齢者が利用されており、高齢者の方のいきがいづくりや社会参加の促進に大きく貢献している重要な制度であることから、今後も制度を維持継続していくために、利用 1 回につき 50 円のご負担をいただいております。 (下線部分についてのみ回答)	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 いきがいグループ 電話：06-6208-8054

番号	9. (1) 9. ロ.
項目	高齢者福祉を拡充すること 予防・治療・リハビリ・<u>介護</u>などの総合的な制度を負担なしで完全実施すること。
(回答) 介護保険サービスの利用料は、サービスに係る費用の1割、2割または3割を負担していただいています。 利用者負担額が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年80万円以下の利用者負担第2段階の方については、月額負担上限額を15,000円とし、低所得者に対する利用者負担が少なくなるよう設定されております。 また、平成20年4月から各医療保険における世帯内の1年間の介護保険と医療保険とのサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限金額を超えた場合については高額医療合算介護（介護予防）サービス費を支給しております。 加えて、施設入所者等にご負担いただいている食費・居住費についても、所得に応じた負担限度額が設けられ、基準費用額と負担限度額との差額が、特定入所者介護サービス費として支給されています。 さらに、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。 いずれにいたしましても、低所得者に対する利用料の減免措置は国において統一的に行われるべきものと考えており、引き続き国に要望してまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	9. (1) 9. ハ.
項目	高齢者健康診断について精密検査の項目を増やし、無料でおこなうこと。
(回答) 大阪市国民健康保険では、被保険者の健康の保持増進を図る観点から40歳以上の被保険者に対し特定健診を無料で実施しています。健診項目については、国が定める基本的な健診項目に加え、事業開始当初から、血糖検査は空腹時（随時）血糖及びHbA1cの両検査を実施しており、平成25年度からは、腎機能検査（血清クレアチニン・血清尿酸検査）を実施しています。医師が必要と判断した場合に実施する詳細な健診（貧血検査・心電図検査・眼底検査）についても無料で実施しています。 また、後期高齢者医療制度に係る健康診査は、生活習慣病等の早期発見や健康の保持増進を図ることを目的とし、大阪府後期高齢者医療広域連合が実施しています。健診項目については、本市と同様の内容で実施されており、無料で受診いただくことができます。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保健事業グループ） 電話：06-6208-9876

番号	9 (1) 9 ハ
項目	高齢者健康診断について精密検査の項目を増やし、無料でおこなうこと。
(回答) 従来、老人保健法に基づき市町村業務として実施しておりました基本健康診査につきましては平成 20 年 4 月 1 日に廃止となり、高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことに伴い、原則として 40 歳から 74 歳までの方に対しては加入している各医療保険者が実施する特定健康診査に、75 歳以上の方には後期高齢者医療広域連合が主体となって実施する健康診査に移行して無料で実施しております。 なお、引き続き実施しております各がん検診等につきましても、自己負担金は低く設定しているところですが、後期高齢者医療の被保険者、高齢受給者証の対象者、生活保護法による被保護世帯、中国残留邦人等支援給付の受給世帯及び市民税非課税世帯に属する方については自己負担金を免除し、経済的な理由で検診を受けられないといったことのないようにしております。	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9943

番号	9. (1) 10
項目	加齢性難聴の補聴器の購入費用の助成制度を実施すること。
(回答) 加齢に伴う難聴等は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活に支障をきたす大きな原因となっており、高齢者が社会的孤立やうつ、認知症、フレイルに陥る危険性を高めるという研究結果も報告されていることから、本市としましては、補聴器が普及し効果的に利用されることにより、認知症の発症リスクの軽減やうつ、フレイル予防、ひいては健康寿命の延伸につながるものと考えております。 国においては、平成 30 年度から「補聴器を用いた聴覚障がい者の補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究」が行われており、国に対し大都市民生主管局長会議等においても要望しているとおり、まずは国が研究結果を早期に取りまとめ、医学的エビデンスを踏まえたうえで、認知症予防の効果が認められる場合には、補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度を創設すべきものであると考えており、引き続き、国に対して公的助成制度の創設について強く要望してまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-9995

番号	9.(2) 2. 14.(3) 4.
項目	9.(2) 2. 加齢性難聴の補聴器は保険適用し、購入費用の助成制度を実施すること。 14.(3) 4. 補聴器の購入を保険適用すること。
(回答) 介護保険の対象となる福祉用具販売の品目は、厚生労働省告示により定められており、腰掛便座・自動排泄処理装置の交換可能部品・排泄予測支援機器・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具部分が対象となります。 補聴器を用いた場合の認知機能低下の予防に関する有用性が認められた場合の補聴器購入にかかる保険適用については、今後も国の動向を注視してまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	10. 1
項目	子育て・保育について 1. 児童手当は支給額を引き上げ、支給は毎月支給にすること
(回答) 1. 「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)に基づく児童手当の抜本的拡充などを含む子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)が公布され、令和6年10月分(12月支給分)から制度が拡充されています。 拡充内容は、次のとおりです。 ① 所得制限の撤廃 ② 高校生年代までの支給期間の延長 ・ 3歳未満 15,000 円(拡充前と同額) ・ 3歳以上高校生年代まで 10,000 円(拡充前と同額) ③ 多子加算額と加算カウント方法の見直し ・ 第3子以降 30,000 円(拡充前 15,000 円) 現在の18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(高校生年代まで)を第1子とする扱いを見直し、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの上のお子さんについて、親等の経済的負担がある場合は第1子とする扱いに変更となります。 ④ 支給時期を年3回から年6回(偶数月) 児童手当の支給については、児童手当法第8条第4号により、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払うこととされています。	
担当	こども青少年局子育て支援部管理課子育て支援グループ 電話：06-6208-8111

番号	10. 2
項目	ひとり親世帯への就労支援策を充実すること
(回答) 本市では、ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら、いきいきと豊かな自立生活を営むことができるよう、「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、各種支援事業を実施しております。 就業支援策につきましては、母子・父子福祉センター「愛光会館」におきまして、ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業を実施し、就業相談から就業支援講習会、就職情報の提供等一貫した就業支援サービスを提供しているところです。 また、ひとり親家庭の母、父の安定した就業のために、職業能力の開発の講座費用や修業期間中の生活支援のため、ひとり親家庭自立支援給付金事業を実施しており、平成 30 年度から、その修業期間中の生活支援にあたる、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金において、非課税世帯への支給額を 10 万円から 14 万 1 千円に本市独自に拡充しており、令和 3 年度からは、その対象資格の拡充及び受講期間要件の緩和を行っているところです。また令和 6 年度より所得要件の緩和を行い、対象者の拡大を図っているところです。 併せて就職に有利な資格取得のため、専門学校等受験対策講座を受講する方に対し、受講費の一部を支給するひとり親家庭専門学校等受験対策給付金を実施しております。 さらに、各区保健福祉センターにおいて、ひとり親家庭サポーターによる相談窓口を開設し、就職や自立支援に関する制度などの情報を提供するとともに、きめ細かで継続的な就業支援ができるよう努めており、より一層の就業支援策の充実を図っているところです。	
担当	こども青少年局子育て支援部こども家庭課 電話：06-6208-8034

番号	10. 3.
項目	児童扶養手当について イ. 所得基準と支給額を大幅に引き上げ、就労の有無など受給年数による支給制限はしないこと。 ロ. 申請を簡素化すること。認定については本人の所得のみとすること。当面、親族との同一世帯であっても生計を別にする場合は本人の所得のみの認定とすること。 ハ. 遺棄など手続きについては、本人の申請にもとづき、民生委員の証明（独身証明）を求めないこと。 ニ. 扶養親族数などは現況で認定すること。 ホ. 認定は実態でおこない、申請日のみでも受理し、申請日から支給すること。申請は所得証明のみでおこない、民生委員の介入はしないこと。 ヘ. 失業などの所得減少があった場合は、現況に応じて認定すること。 ト. 公的年金との併給は、全額を支給すること。 チ. 支給は毎月支給にすること。
	（回答） イ. ロ. ハ. ニ. ホ. ヘ. の児童扶養手当の認定にかかる所得制限限度額、請求手続き及び認定方法につきましては、児童扶養手当法、同施行令等に定められております。 従いまして、各手続きにつきましては、法令に基づいて必要な書類の提出をお願いしているところです。 なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、手当の申請に必要な書類については一部省略可能となっております。 ト. の公的年金との併給につきましては、平成 26 年 12 月から公的年金等を受給できる場合でも、年金額が児童扶養手当を下回るときはその差額分の手当が支給されることとなりました。 さらに、法改正により令和 3 年 3 月より児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を手当として受給することができるように見直されました。 チ. の手当の支給月につきましては児童扶養手当法に定められており、従来は年 3 回の支給でしたが、令和元年 11 月から支払期月が変更され、1 月、3 月、5 月、7 月、9 月及び 11 月の年 6 回、手当を支給しています。
担当	こども青少年局子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8344

番号	10.4
項目	入院助産の改善について ロ．認定基準を大幅に引き上げ、本人負担を軽減すること。広報などで制度の周知をはかること。 ハ．行政区毎に認可施設とベッド数を増やし、診療所・助産院などにも積極的に働きかけること。また、自治体独自に適用を拡大しているところには府として補助をすること。国にも求めること。 ニ．申請権を保障し、手続きは簡素化すること。所得は課税証明のみで、また離婚、失業・収入減少など現況に応じて認定すること。
(回答) 本市におきましては、現在、市内に9ヶ所の助産施設を認可し、ベッド数については78床を確保し事業実施しているところであり、助産制度につきましては、市民の方からご相談があった際にお渡しするしおりや、本市ホームページにより周知しております。 助産の適用に際しましては、課税証明等により課税状況等を確認したうえで、妊産婦の実情に応じて判断を行っております。 助産の実施につきまして、国の基準におけるB階層（市民税非課税世帯）の費用徴収金は、出産育児一時金の20%相当額に2,200円を足した金額となっておりますが、本市では、この2,200円を0円とし、本人負担の軽減を図っております。	
担当	こども青少年局子育て支援部こども家庭課 電話：06-6208-8050

番号	10. 5. イ 19. (4). 2. リ
項目	10. 5. イ 公的保育制度を守り、公立保育所をふやし、民営化や統廃合はやめること。指定管理者制度を導入しないこと。 19. (4). 2. リ 公立の保育所・幼稚園
(回答) 公立保育所につきましては、民間において成立している事業については民間に任せることとする市政改革の方針に基づき、セーフティネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、施設の状況に応じて、原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進することとしています。 また、入所率が低く将来的にも保育需要の増加が見込めない保育所については、待機児童の発生状況、周辺地域の保育所の入所状況、施設の老朽化の状況、児童の保育環境及び地域の保育事情・ニーズなどを慎重に勘案し、受入先保育所の確保を条件として、当該公立保育所の統廃合・休廃止を検討することとしております。 なお、公立保育所については、虐待や育児放棄の恐れがある児童、障がいのある児童、外国にルーツのある児童や保護者など、配慮や支援を必要とする児童や保護者を見守り、集団の中で共に育ちあう保育を推進するとともに、関係機関と連携しながら、配慮を要する児童や保護者を支援し、セーフティネットの機能を果たせるように、また、民間の教育・保育施設を支援する役割を果たせるように必要な箇所を存続したいと考えています。	
担当	こども青少年局幼保施策部保育所運営課運営グループ 電話：06-6684-9345 こども青少年局幼保施策部保育所運営課再編整備グループ 電話：06-6684-9109

番号	10. 5. ロ
項目	待機児童をなくし保育内容を充実すること。待機児童の基準を明確にすること。
(回答) 本市では、待機児童については、こども家庭庁の定義に基づき集計を行っており、待機児童を含む保育を必要とする全ての児童の入所枠の確保を図るため、認可保育所等の整備を進めております。なお、認可保育所の新設や増設等の整備計画策定に際しては、公立保育所を始め既存施設の定員や状況等も考慮しております。 今後とも、保育ニーズを見極めつつ、様々な方策を検討・実施しながら、適時・適切な施設整備に努めるとともに、保育内容の充実を図るため、他の指定都市等と連携を図りながら引き続き国に対しても要望してまいりたいと考えております。	
担当	こども青少年局幼保施策部幼保企画課環境整備 G 電話：06-6208-8041

番号	10. 5. ハ.
項目	入所申し込みの手続きについては、簡素化すること。
(回答) 保護者が保育施設等の利用を希望する場合は、子ども・子育て支援法の規定により、市町村から保育の必要性について認定を受けることとされており、その際は、同法施行規則の規定により、申請書及び認定に必要な添付書類を提出するよう定められております。 また、児童福祉法第 24 条及び第 73 条の規定により、保育施設等の利用については、市町村が利用調整を行うこととされていることに伴い、本市では、「大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱」を定め、利用調整を行うにあたって必要な情報を把握するため、保護者に各種書類の提出を求めているところです。 本市では、認定と利用調整の申込みをまとめて行うことができるようにするなど、利用申込手続きの簡素化に努めております。	
担当	こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼保利用 G 電話：06-6208-8037

番号	10. 5. ニ
項目	家庭保育・ベビーセンター等、無認可保育所に大幅に補助をふやすこと。
(回答) 家庭保育・ベビーセンターにつきましては、保育所がまだ今日のように整備されていない時期に保育所の補完的な役割を果たすものとして本市単独の補助事業として助成してきたところです。 しかしながら、平成 24 年 7 月に策定された市政改革プランにおいて、団体運営補助の原則廃止の方針が示され、家庭保育・ベビーセンター助成事業補助金につきましても、平成 24 年度末で廃止し、当該施設は児童福祉法で位置づけられている個人実施型保育ママ事業へ移行いたしました。 また平成 26 年度より「子ども・子育て支援新制度」の先取りである、小規模保育事業（小規模保育・保育ママ）と位置づけ、平成 27 年度以降は新制度の施行により児童福祉法により認可されている地域型保育事業として給付費等を支給しております。	
担当	こども青少年局幼保施策部幼保企画課指導監査 G 電話：06-6361-0756

番号	10. 5. ホ.
項目	すべての保育所、認定こども園の保育料は無償にすること。
(回答) 保育料は、国が定める基準を上限として市町村が定めることとなっており、各世帯の所得に応じた額をご負担いただくことが基本となっています。本市は、独自の財源を投入することにより、国基準の保育料から軽減を行うなど、子育て世帯への経済的負担の軽減に努めているところでございます。 さらに、0～2歳児の保育料無償化に向けた取組みとして、令和6年9月から、多子軽減の所得制限撤廃と第2子の保育料無償化の実施を開始いたしました。 保護者の負担軽減については、今後も取り組んでまいります。	
担当	こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼保利用 G 電話：06-6208-8106

番号	10. 5. へ.
項目	保育料滞納世帯への資産の差押えはしないこと。
(回答) 保育料は、保育所等を運営するための費用になります。滞納されますと保育所等の運営に支障が生じるため、滞納保育料分、市税を充てることになります。 保育料を納期限までにご納付いただけなかった場合、納入義務者に自主的に納付していただくために、督促状を発送するほか、文書や電話などによる納付の催告を行います。 それでもなおご納付いただけない場合に、財産調査（預貯金、給与、生命保険、不動産等）のうえ、差押え等を行い、滞納保育料に充てることとしております。 これは、保育料を確保するため、また、納期限内にご納付いただいている保護者の方との公平性を図るために必要な措置になりますのでご理解ください。	
担当	こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼保利用 G 電話：06-6208-8106

番号	10. 5. ト		
項目	保育士を増員すること。		
(回答) 認可保育所等の保育士等配置基準は、国基準で遵守すべき基準が定められており、本市も国基準どおりとしています。 本市としまして、全国的に保育士不足が極めて深刻な中、市内民間保育所等が保育士確保に苦慮されていることは認識しており、各施設の保育人材確保を支援するため、本市独自施策や国の保育人材確保事業も活用して、各種の保育人材確保対策事業を実施しております。			
担当	こども青少年局幼保施策部幼保企画課企画調整 G		電話：06-6208-8031

番号	10. 5. チ
項目	保育士は有資格者とし、雇用は正職員として身分保障を行うこと。また、賃金保障・労働環境など職員の待遇改善を行うこと。
(回答) 認可保育所等の保育士等配置基準は、国において遵守すべき基準が定められており、本市も国基準どおりとしています。 また、教育・保育に従事する人材を確保し職員の負担を軽減するため、国において、施設への給付費に保育士等の処遇改善にかかる各種加算を付加して給付する制度が平成 27 年度から開始されております。 加えて本市においては、全国的に保育士不足が極めて深刻な中、市内民間保育所等の保育人材確保を支援するため、国の保育人材確保事業の活用に加えて、保育士働き方改革推進事業をはじめとした各種の保育人材確保事業を実施しています。 保育人材の処遇改善は全国的な課題であり、継続的に実施する必要がありますので、国において推進すべきものと考えており、保育士のさらなる労働環境改善や継続雇用の支援施策の充実が図られるよう要望しております。	
担当	こども青少年局幼保施策部幼保企画課企画調整 G 電話：06-6208-8031 こども青少年局幼保施策部幼保企画課認可給付 G 電話：06-6208-8281

番号	10. 6 19. (4) 2. チ
項目	<u>小学校区ごとに学童保育を公営で実施すること。民間の学童保育は補助金を大幅に増やして、父母負担を軽減すること。大阪市は、「子どもの家事業」の補助金を復活すること。</u> <u>児童館、学童保育を拡充し、当面、空き教室や校庭、プール等の利用ができるようにすること。</u>
(下線部について回答) 大阪市では、昭和 44 年以来、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を主な対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るため、民設民営で実施されている事業へ補助金の交付を行う留守家庭児童対策事業を実施しております。 一方、近年の少子化・核家族化・夫婦共働きの一般化による子どもたちを取り巻く環境の変化に対応するため、留守家庭の子どもに限らず、すべての小学生に放課後等の安全・安心な遊び場・居場所を提供し、その健全な育成を図ることを目的として、平成 4 年度から小学校の余裕教室を活用した児童いきいき放課後事業を開始し、現在では市内の全市立小学校で実施しております。 本市の放課後児童施策については、大阪市内の全ての小学校区で実施する児童いきいき放課後事業を中心に進めていくこととしており、それぞれの地域ニーズに応じたサービスが提供できるよう実施主体について公募により選定するとともに、時間延長など事業内容の充実を図っているところです。 留守家庭児童対策事業については、児童いきいき放課後事業の補完的役割として、民設民営で実施されている放課後児童クラブに対して補助を継続しております。 補助金の増額につきましては、平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度の開始にあたり、大阪市でも国の基準単価の改訂にともない、留守家庭児童対策事業補助金の運営費や開設時間延長加算、開設日数加算、障がい児受入加算を行うとともに、令和 6 年度は、常勤の放課後児童支援員を 2 名以上配置した場合の新運営費基準を創設するなど、補助金交付基準を引き上げております。 また、「子どもの家事業」は、社会福祉法人等が実施する事業に対して補助金の交付を行う補助事業でありましたが、補助金制度のあり方を見直す観点から、平成 26 年度より「留守家庭児童対策事業」へ移行し、補助制度を一本化したうえで補助を継続しております。	
担当	こども青少年局企画部青少年課放課後事業グループ 電話：06-6684-9573・9559

番号	10. 7
項目	児童相談所を増設し、体制を充実すること。児童福祉司を増員し、地域とも連携しながら虐待防止対策を行うこと。 (回答) こども相談センターでは、児童虐待相談をはじめとする児童相談件数の増加や一時保護所の定員超過の常態化に対応するため児童相談所の複数設置を進めており、複雑化している相談への対応、より丁寧なケース検討、迅速な意思決定など効果的な事業実施や、一時保護所の環境改善に取り組んでいます。 これまで、平成 28 年 10 月に 2 か所目の児童相談所を市内南部（平野区）に開設し、令和 3 年 4 月に 3 か所目の児童相談所を市内北部（東淀川区）に開設し、現在は、令和 8 年度中の開設に向け、市内東部（鶴見区）に 4 か所目の児童相談所の設置を進めています。 また、平成 28 年 10 月 1 日の児童福祉法改正で、児童福祉司の配置標準が人口 4 万人にひとりを基本とし、虐待対応件数に応じた上乘せを行うとされたこと、さらに、全国で相次ぐ虐待死亡事案をうけ、平成 30 年 12 月 18 日には国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」の中で、人口当たりの配置基準が 3 万人にひとりに児童福祉司の配置基準の見直しが行われたことなどから、複数年度にわたり計画的な採用を行い児童福祉司の増員に取り組むとともに、資質向上のための研修を行うなど専門性の確保に努めております。 各区におきましても、平成 18 年度に区保健福祉センターに設置した子育て支援室において、要保護児童対策地域協議会の運営など地域における児童虐待対策を推進しています。平成 23 年度より要保護児童対策地域協議会の機能強化事業を実施し、専門的スタッフを区に派遣することで、児童虐待への迅速かつ適切な対応ができるよう、専門性の強化を図っています。また、平成 29 年より児童福祉司任用前講習会、要保護児童対策調整機関の調整担当者研修、平成 31 年度よりこども相談センターにおける実地研修、体罰によらない子育てを推進する職員研修等により、子育て支援室のスキルアップと相談援助技術等のレベルアップを図っています。
担当	こども青少年局中央こども相談センター 電話:06-4301-3100 こども青少年局管理課児童支援対策グループ 電話:06-6208-8355

番号	10. 9
項目	子どもの貧困問題の実態調査に基づいて対策を講じ、子ども食堂へ補助及び増額を行うこと。
(回答) 本市では、こどもたちの未来が生まれ育った環境によって左右されることなく、自分の可能性を追求できる社会の実現をめざし、行政が的確な施策を行うため、平成 28 年度に「子どもの生活に関する実態調査」を行い、現状を把握した上で、調査の分析結果も踏まえて、平成 30 年 3 月に「大阪市こどもの貧困対策推進計画」を策定しました。 そして、市長を本部長とする「大阪市こどもの貧困対策推進本部会議」において、「大阪市こどもの貧困対策推進計画」の進捗状況の確認を行い、こどもと子育て世帯を社会全体で支える取組を進めています。 現行計画が令和 6 年度末までのものとなっていることから、令和 5 年度には、次期計画の策定に向けて、改めて「子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。今後、実態調査の分析結果や各区・各局におけるこどもの貧困対策の取組の効果検証結果をもとに、課題と対応の方向性を整理した上で、令和 6 年度中に次期計画を策定し、令和 7 年度以降も引き続き社会全体でこどもの貧困対策に取り組んでまいります。 その中で、子ども食堂等のこどもの居場所（以下「こどもの居場所」といいます。）への支援については、地域における取組の活性化と、社会全体でこどもを育む機運の醸成を図ることを目的として、平成 30 年度より、地域でこどもの貧困などの課題解決に取り組む団体等（以下「活動団体」といいます。）と活動団体を支援する意向のある企業等（以下「支援企業」といいます。）をつなぐ「こども支援ネットワーク」（以下「ネットワーク」といいます。）を構築し、ネットワークの事務局を担っている大阪市社会福祉協議会へ運営補助を行ってきました。 また、令和元年度からは、活動団体の運営基盤を支えるため、ネットワークへ加入登録された活動団体へ、こどもの居場所での万一の事故に対応する保険を適用することとし、本市がその経費を全額補助しています。 さらに、多くのこどもの居場所が市内に開設されている一方で、こどもの居場所が一つもない小学校区もあることから、こどもたちがこどもの居場所を利用したいときに利用できるよう、こうした地域にこどもの居場所を充足させることを目的として、令和 4 年度から、本市が指定する未開設の校区でこどもの居場所を開設することを希望されている活動団体に対し、開設にかかる備品等の購入経費を補助する「大阪市こどもの居場所開設支援事業」をモデル実施し、令和 5 年度から全区展開による本格実施を行っています。 引き続き、活動団体の主体性を大切にしながら、こどもの居場所が安定的・持続的に運営され、安心して活動できるよう、側面的な支援による環境づくりに取り組んでまいります。	
担当	こども青少年局企画部企画課こどもの貧困対策推進グループ 電話：06-6208-8153

番号	11.(1)1、2
項目	1. 障害福祉サービスの利用料徴収にあたっての収入認定は、世帯合算ではなく、障がい者本人のみの所得とすること。 2. 地域生活支援事業は、従来どおり「応能負担」「負担なし」にすること。
(回答) 自立支援給付における利用者負担については、国において利用者本人の属する世帯の負担能力に応じた負担上限額が設定されておりますが、平成22年4月以降、市民税非課税世帯については利用者負担が無料となりました。 この応能負担は、全国共通のものとして設定されるべきものであり、利用者負担の軽減措置として、所得水準に応じた段階的な月額負担上限額の設定、補足給付や食費等に対する軽減措置、利用者負担により生活保護を受けることにならないようにするための減免措置等が設けられております。 軽減措置につきましては、今後も引き続き、国に対して、利用者の十分な状況確認を行ったうえで、適切な負担軽減措置、制度改善を行うよう要望してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	11.(1)3
項目	浅田訴訟の判決をふまえ、65 歳以上の障がい者については、一律に介護保険の利用の優先を求めるのではなく、本人の意思を尊重した柔軟な対応を行うこと。2号被保険者についても同様に行うこと。
(回答) 自立支援給付と介護保険制度との併給に係る基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定等により介護保険サービスが優先されることとなりますが、その適用関係については、令和5年6月30日付け厚生労働省通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」において、相当するサービスが介護保険（総合事業を含む）にあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。 そのためにも、生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、まずは要介護認定等申請を行っていただいたうえで介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当であるとされており、したがって、要介護認定等の申請を行わない方に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけることとされています。 本市におきましては、各区の担当者に対して研修を実施し、周知を図り、介護保険対象の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険法のサービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの提供ができるよう支給決定しております。 今後とも引き続き、介護保険の対象となった障がい者に対して一律に介護保険サービスを優先させることがないよう、また、要介護認定等の申請について理解を得られるよう努めながら、本人の心身の状況等を考慮した支給決定を行ってまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059

番号	11.(1).4.
項目	障がい支援区分認定は的確におこない、必要な支援がいきわたるようにすること。
(回答) 障がい支援区分認定は、審査会を設置して行うことになっており、審査会の委員につきましては、障害者総合支援法において「障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者」の中から任命することとされています。 本市の審査会は、医師、社会福祉士、理学療法士、障がい者支援施設や相談支援事業の従事者など、障がい者支援に関する様々な領域での学識経験を有する者で構成されており、個々の状況を踏まえ、的確に審査が実施されています。 今後とも、訪問調査の実施や医師意見書の作成を含め、引き続き関係機関と連携しながら、公正かつ適正に審査を実施し、必要なサービスが適切に利用できるように努めてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-4392-1730

番号	11.(1)5. 14.(3)1.
項目	11.(1).5. <u>重度障がい者（児）の医療の公費負担制度を改悪しないこと。2018年4月の制度改定が、障がい者（児）・高齢者のくらしに及ぼした影響について実態を調査すること。</u> 14.(3).1. <u>こどもと妊産婦・障がい者・高齢者・ひとり親に対する公費負担医療費無料制度を新設すること。</u>
（回答） 本市では、病院等で診療を受けた場合に、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部を助成する福祉医療費助成制度を実施しており、現在のところは、制度を変更する予定はありません。 本市の福祉医療費助成制度は、大阪府の補助制度のもと実施していますが、今後、高齢化の進展等により所要額が増加していくことが見込まれることから、持続可能な制度を構築することが必要と考え、一部負担金のあり方も含め、府とともに制度の再構築を行ったものですので、ご理解くださいますようお願いいたします。 また、本市では、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望を行っております。 （下線部について回答）	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成グループ） 電話：06-6208-7971 こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課（医療助成グループ） 電話：06-6208-7971

番号	11. (1). 6
項目	雇用と仕事・生活や医療・教育や住宅、社会生活にわたる生存権を保障する総合的な対策をたてること。
(回答) 本本市におきましては、「障害者基本法」に基づく「大阪市障がい者支援計画」と「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づく「大阪市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がいのある人が個人として尊重され、その権利を実現し、持てる力を十分に発揮して社会参加するとともに、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、様々な施策を推進してきました。 2024 年 3 月末に新たに「大阪市障がい者支援計画」の策定を行うとともに、「第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画」を策定し、「個人としての尊重」、「社会参加の機会の確保」、「地域での自立生活の推進」の 3 つの基本方針を堅持し、啓発・理解促進、情報・コミュニケーション、権利擁護・相談支援、生活支援、スポーツ文化活動、入所施設からの地域移行、精神科病院からの地域移行、保育・教育、就業、生活環境、安全・安心、保健・医療について、施策の方向性と障がい福祉サービス等の必要な量の見込み及びその確保のための方策を示し、取組を進めています。 今後も大阪市障がい者支援計画等に基づき、障がいのある人が地域で安心して生活ができ、自立と社会参加の促進が図れる施策の更なる推進に努めてまいります。	
担当	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 電話：06-6208-8071

番号	11.(1).7	
項目	障がい者（児）の入所・通所施設・環境の改善・増設を早急にはかること。また、公共施設、駅や公園などへ多目的トイレを設置し、<u>車椅子通行などのためのバリアフリーや通行環境整備を行い、社会参加できる環境づくりに努めること。</u> （下線部：計画調整局該当箇所）	
	（回答） 本市では、平成5年に「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」を定め、公共建築物や民間特定建築物、道路や公園などの都市施設、駅舎等の公共交通施設のバリアフリー化に向けた環境整備を推進しています。 <u>特に、市内25地区においては、「大阪市交通バリアフリー基本構想」を策定し、鉄道駅舎をはじめ、駅周辺の生活関連施設に至る道路、信号機等の重点的かつ一体的なバリアフリー化整備に取り組んでいます。</u> 今後も引き続き、公共空間のバリアフリー化の推進に向け、ひとにやさしいまちづくりに努めてまいります。 ※下線部計画調整局	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 都市計画局 計画部 都市計画課（エリアマネジメント支援）	電話：06-6208-8071 電話：06-6208-7856

番号	11.(1).8.
項目	重度障がい者等タクシー料金給付事業（福祉タクシー）は利用回数を増やし、1回当たりの走行距離制限をなくすなど、障がい者の移動の自由を保障すること。
（回答） 本市では、バスや地下鉄等の交通機関の利用が困難な重度障がい者の方々を対象として、「重度障がい者等タクシー料金給付事業」を交通機関乗車料金福祉措置との選択制で実施しています。 重度障がい者等タクシー料金給付事業では、重度障がい者の方々の自立と社会参加を促すことを目的としており、1年間で96枚を限度に給付券を交付するとともに、給付券の使用についても1乗車あたりの使用枚数を1枚とし、乗車料金の一部または全部を給付しています。 なお、リフト付タクシー給付券につきましては、乗車料金は距離制ではなく時間制を採用しています。重度障がい者の方々の自立と社会参加を促すことが重要と考えており、引き続き給付事業の実施に努めてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8072

番号	11.(1)9
項目	日常生活用具や福祉電話等は、希望者全員が無料で活用できるようにすること。
(回答) 日常生活用具の利用者負担については、生活保護世帯、市民税非課税世帯は、自己負担はありませんが、課税世帯については、世帯の所得により階層を設け自己負担額を決めています。 福祉電話については、生活保護世帯、所得税非課税世帯を対象とし、電話機の給付・設置工事費については無料としております。 日常生活用具の要件等は、その目的をふまえながら、市場や他都市調査、有識者から意見などを聴取し検討してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8074

番号	11.(1).10.
項目	大阪市は、地域活動支援センターの補助額を大幅に引き上げること。
(回答) 地域活動支援センター事業の委託料については、前年度の平均利用人数を基礎として、利用人数規模や事業を推進するための体制及び業務遂行上必要となる物品・役務等にかかる経費の積算に基づき算定しております。 令和5年・6年度については物価高騰による影響を踏まえ、基礎事業に係る経費のうち、需用費（光熱水費等）・役務費・教養娯楽費・保守管理経費・備品購入費について増額改正を行っております。 また、運営実態や利用者の実態に即した事業内容となるよう、基本委託料に加え、それぞれの事業者が選択して行う事業への加算や、建物等賃貸借加算、重度・重複障がい者支援加算等を行っており、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う社会資源として安定した運営ができるよう努めております。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8015

番号	11.(1). 11.
項目	障がい者（児）に対する社会復帰の訓練施設の整備に対し、府（市）として助成制度の充実を図ること。
（回答） 障がい児・者入所施設の整備については、耐用年数の超過や経年劣化による老朽化により改築等が必要な施設があることから、障がい福祉計画等における地域移行推進の観点から入所定員が増員とならない範囲で国と協議を行いつつ、助成や支援を行ってまいります。 引き続き、利用しやすい制度となるように国に対して働きかけを行ってまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8075

番号	11.(1).13
項目	すべての交通機関にエレベーター、落下防止柵等を設置すること。また内部障がいを含め、介護者にも無料乗車証を支給すること。
(回答) <u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）では、公共交通事業者等は、旅客施設等を新設又は大規模改修時の移動円滑化基準適合義務や既存施設の基準適合努力義務が定められており、同法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針（令和3年4月1日施行）」（以下「基本方針」）では、1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上及び基本構想において定められた重点整備地区において1日あたりの平均的な利用者数が2,000人以上の駅舎等については、令和7年度までに、原則としてエレベーター等による段差を解消するための設備を整備することが示されております。</u> <u>本市では、この基本方針に基づく対象駅において、エレベーターの設置等により段差が解消されるよう、事業者に対して働きかけるとともに、補助金の交付により事業者のエレベーター設置を促進しております。</u> <u>また、鉄道駅における可動式ホーム柵等の設置については、同じく国の基本方針において、転落及び接触事故の発生状況、駅の構造及び利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高いプラットホームでの可動式ホーム柵等整備の加速化をめざし、令和7年度までに3000番線を整備、その内、1日あたりの平均的な利用者数が10万人以上の駅において800番線を整備することが示されております。</u> <u>昨年12月には、国において更なる鉄道駅バリアフリー化の加速をめざし、バリアフリー化により受益する全ての利用者に薄く広く負担を求める新たな料金制度が創設されており、本市としては、鉄道事業者の負担が軽減されることで可動式ホーム柵整備が進み、鉄道利用者の安全性向上が期待されるものと認識しております。</u> <u>一方で、経営規模等により料金制度が十分活用できない鉄道事業者に対しては、可動式ホーム柵整備が進展しない事態とならないよう、本市では引き続き、国や大阪府と連携して補助金を交付し、鉄道事業者による可動式ホーム柵整備の取組みを支援してまいります。今後も誰もが安心して快適に生活が送れるよう「ひとにやさしいまちづくり」の基本的な考え方に基づき、移動しやすい移動手段の確保に努めてまいります。</u> また本市が実施する、Osaka Metro、大阪シティバスの無料乗車証におきましては、内部障がいの方を含め、第1種身体障がい者の方に、本人と介護人が無料で乗車できる介護人付無料乗車証を交付しております。	

※下線部計画調整局		
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	電話：06-6208-8071
	計画調整局 計画部 都市計画課（エリアマネジメント支援）	電話：06-6208-7856
	計画調整局 計画部 交通政策課	電話：06-6208-7842

番号	11.(1).14.
項目	障がい者（児）のいる家庭の相談窓口を公的責任で設置すること。
(回答) <u>障がいのある方の相談に関しては、各区保健福祉センターが各種福祉制度の窓口となっており、手帳の申請をはじめ各障がい福祉サービスなどの相談に応じています。また、身近な相談機関として、各区に障がい者基幹相談支援センターを設置しており、障がいのある方やその家族を対象に、福祉サービスの利用援助等をはじめとする様々な相談に応じています。</u> さらに、心身障がい者リハビリテーションセンターでは、身体に障がいのある方や知的障がいのある方等の保健・医療、生活、訓練などの各種相談に応じています。 (下線部：障がい福祉課回答)	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999 福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター相談課 電話：06-6797-6561

番号	1 1 (1) 1 4
項目	障がい者（児）のいる家庭の相談窓口を公的責任で設置すること。
（回答） 本市では、各区の保健福祉センターに精神保健福祉相談員を配置し、保健師・事務担当者と連携しながら本人や家族からの相談に対応するとともに、定例日を設定し医師と相談員による精神保健福祉相談を実施しております。 また、未受診や治療中断者の方に対しては、家族からの相談を受け、必要に応じ自宅を訪問し、治療の説明や医療につなぐなどの活動を行うとともに、対応が難しいケースに関しては、こころの健康センターの精神保健福祉相談員や精神科医師が各区で技術支援などを行っています。 今後も相談体制の充実に向け取り組んでまいります。	
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	1 1 (1) 1 5
項目	精神障がい者保健福祉手帳を交付する際には、期限があることを説明し、有効期限が きれる前に、更新申請のお知らせを送付すること。
(回答) 本市では、各区役所で精神障がい者保健福祉手帳を交付する際、手帳の有効期限は2年 であること、及び更新する場合には手続きが必要である旨を説明しております。 また、更新申請のお知らせにつきましては、氏名等を記載した申請書を同封のうえ、更 新手続きが可能となる、有効期限の3か月前までにお手元に届きますように送付しており ます。	
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	11.(2)1. 12.1.～10.
項目	11.(2)1. 障がい者の無年金者を救済すること。 12. 1. 年金の引き下げは行わず、マクロ経済スライドはやめること。また、支給開始年齢は60歳に引き下げること。 2. 全額国庫負担による最低保障年金制度を確立し、月額15万円以上を保障すること。 3. 国庫負担を増やし、保険料は払える額に引き下げる。減免基準は本人の所得のみとすること。保険料の減免基準を引き上げ、免除期間の支給年金額を10割とすること。 4. 学生については保険料を免除し、年金支給額の減額もやめること。 5. 60歳以上の加入者の保険料の免除制度をつくること。 6. 無年金者の実態をつかみ、無年金者をなくす救済措置をただちに実施すること。 7. 年金保険料滞納者への差押さえはしないこと。 8. 障がい年金は、受給要件を緩和し、実態に即して支給すること。 9. 支給は毎月支給とすること。 10. 国民の公的年金の保険料を原資とする、株や債券の運用はやめること。
(回答) 公的年金制度は、世代間の相互扶助精神に基づき、老後や万一の場合の健全な国民生活の維持向上を目的として国において運営されています。 現在、国においては、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための措置等の実施を推進するとともに、必要な検討等を行うこととされております。公的年金制度についても、既に成立した関連法の着実な実施に加え、年金制度のあり方等について検討していくことが示されています。 本市としては、その推移を見守るとともに、現行の年金制度のもとで発生している無年金者や低額年金受給者についての抜本的な制度改善・救済措置や年金支給額の改善を検討するよう、「政令指定都市国保・年金主管部課長会議」を通じて要望しているところであり、引き続き国へ要望してまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（管理グループ） 電話：06-6208-7977

番号	11.(2).2		
項目	障がい者用トイレの設置や車椅子通行などのためのバリアフリーや通行環境整備を行い、社会参加できる環境づくりに努めること。そのための補助制度を拡充すること。 (下線部：計画調整局該当箇所)		
(回答) 本市では、平成5年に「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」を定め、公共建築物や民間特定建築物、道路や公園などの都市施設、駅舎等の公共交通施設のバリアフリー化に向けた環境整備を推進してまいりました。 <u>特に、市内25地区においては、「大阪市交通バリアフリー基本構想」を策定し、鉄道駅舎をはじめ、駅周辺の生活関連施設に至る道路、信号機等の重点的かつ一体的なバリアフリー化整備に取り組んでおります。</u> 今後も引き続き、公共空間のバリアフリー化の推進に向け、ひとにやさしいまちづくりに努めてまいりますとともに、国への要望等についても働きかけてまいります。 ※下線部計画調整局			
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 都市計画局 計画部 都市計画課 (エリアマネジメント支援)		電話：06-6208-8071 電話：06-6208-7856

番号	13.(1) 13.(2) 1.
項目	13.(1) 保険料引き上げなどにつながる国民健康保険の広域化（都道府県化）はやめること。 13.(2) 1. 高すぎる保険料を大幅に引き下げるため、一般会計からの繰り入れを増やすこと。
(回答) 国民健康保険の事業運営は、保険料と国庫支出金等で賄う仕組みとなっており、事業を安定して運営していくためには、保険給付費等の伸びに応じて、被保険者の方にも応分の負担をお願いすることになります。 平成 30 年度の国民健康保険の都道府県単位化に伴い、大阪府においては、「大阪府国民健康保険運営方針」に基づき、府内市町村の保険料は、被保険者間の負担の公平性の観点から、府内のどこにお住まいでも「同じ所得・同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」とすることとしており、本市としても、令和 6 年度に府内統一保険料率とする府の方針に沿った対応を行ってきたところです。 令和 6 年度以降は、前述の府の方針に基づき、これまで行ってきた市独自の保険料抑制策を講じることができなくなりますが、大阪府において、府内統一保険料率の抑制・平準化を図るため、市町村において保険料の抑制等に使われてきた財源を大阪府に集約し、有効に活用するなどによる、財政調整事業の取組を実施しており、大阪府と本市を含めた代表市町村等で構成する「広域化調整会議」等において、引き続き検討を進めてまいります。 また、高齢化の進展による保険料負担の急増や中間所得者層の保険料負担の緩和、今後の医療費の増嵩などに耐え得る財政基盤の強化を図るため、更なる財政支援の拡充を求めるとともに、医療保険制度間の保険料負担の公平化を図り、長期的に安定した制度となるよう、国民健康保険の都道府県単位化にとどまらず、医療保険制度の一本化などの制度の抜本的な改革の実施について、引き続き国に要望を行ってまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（管理グループ） 電話：06-6208-7961

番号	13.(2)2.
項目	滞納者への資産調査、差押えをやめ、高額療養費や出産費・葬祭費などの給付を保険料（税）に充当しないこと。
(回答) 国民健康保険料収入の確保は単に財政面だけでなく、被保険者の負担の公平性を確保する観点からも重要であり、適切な収納対策は保険者としての責務であると認識しております。 本市では、保険料滞納世帯に対しては、文書送付や電話などにより接触を図り、納付相談、納付指導を行う中で、個々の事情の把握に努めるとともに、必要に応じて減免制度をお示しするなど、日頃からきめ細かく丁寧な対応を行っています。 保険料を納めていただけない世帯に対しては、関係法令に基づき財産調査を行い、その結果財産が判明した場合には、判明した財産が差押禁止財産に該当しないことやその財産の状況などを慎重に審査した上で、まず差押予告を行い、保険料滞納世帯との接触を図り、個々の事情を十分お聞かせいただくとともに自主的な納付を促しております。 それでもなお、特別な事情がないにもかかわらず、保険料を納めていただけない場合は、関係法令に基づき適正に差押え等の滞納処分を行っています。 厚生労働省令で定める期間（1年6か月）を経過した後も保険料の納付が得られない世帯に対しては、保険給付費の全部又は一部の支払差止をすることとなっているため、出産育児一時金を除く保険給付費については、支払差止を行う取り扱いとしております。高額療養費や葬祭費等の支給を受けるために、被保険者が区役所保険年金業務担当までお越しいただいた際に、保険料の滞納があれば、支給申請に合わせて保険料の納付相談も行っております。保険給付の差止と判断した世帯のうち、納付相談の結果、なお滞納保険料の納付に応じていただけない場合は、高額療養費や葬祭費等の支給額から滞納保険料相当額を控除し、保険料に充当しています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納グループ） 電話：06-6208-9872

番号	13. (2) 3. 13. (3) 4. 17. 7.
項目	滞納者への制裁措置はやめ、保険証は無条件で交付すること。
(回答) 本市では、納期限までに保険料を納付していただけない世帯に対して、督促状を送付するとともに、電話等による納付の督促を行っています。 これによっても納付いただけずに滞納状態が改善されない世帯に対して、催告書を送付して納付を促すとともに、被保険者証の有効期限切れ前に「短期有効期限被保険者証（短期証）」を交付する旨を文書によりお知らせして接触を図り、その世帯の実情把握に努めるとともに必要に応じて減免制度や分割納付による納付方法をお示しするなど、各種相談を実施することにより滞納状況が改善するよう努めております。 また、短期証の交付後もなお、特別の事情がなく、長期（一年以上）にわたって滞納している世帯に対しては、国民健康保険法の定めにより、被保険者証の返還を求め、「資格証明書（資格証）」の交付を行うこととなりますが、その際にも、まず文書等で区役所窓口への来庁勧奨を繰り返し行い、来庁できない事情のある方についても個々の実情把握に努めるとともに、弁明の機会を設け、世帯主及び世帯員の疾病や世帯主の事業の休廃止等の「特別の事情」に該当しないか、慎重に審査を行っています。 なお、令和6年12月2日以降、保険証の廃止に伴い、短期証と資格証明書は廃止されます。また、資格証明書の交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行うこととなります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納グループ） 電話：06-6208-9872

番号	13.(2)4.
項目	保険料（税）減免は、生活保護基準以下の世帯にあつては免除とし、生活保護基準の1.5倍までは漸減方式で減額すること。
(回答) 保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し、所得割保険料を減免する制度を実施しているところであり、今後においても、「府内統一基準」に沿った対応を行ってまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7964

番号	13.(2)5.
項目	一部負担金の減免制度を拡充すること。
(回答) 一部負担金の減免は、「特別の理由」がある被保険者に限って行うことができるとされており、「大阪府国民健康保険運営方針」においても、法の趣旨に則り、「府内統一基準」として、災害や失業等の特別の理由がある場合に減免を行うことができると定められています。 このことから、本市におきましても、災害により重大な損害を受けたときや、事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したことにより、一部負担金を支払うことが困難であると認められる被保険者の方に対して減免を行っています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付グループ） 電話：06-6208-7967

番号	13.(2)6. 13.(2)8. 13.(3)5. 13.(3)6.
項目	13.(2)6.、13.(3)5. 傷病手当制度を創設すること。 13.(2)8.、13.(3)6. 葬祭費を引き上げること。
(回答) 傷病手当金は、協会けんぽなどの被用者保険においては、健康保険法に基づく法定給付として、被保険者が業務災害以外の理由による疾病、負傷等の療養のために会社を休み、事業主から給与の支払いが受けられない場合に、期間等の要件を定め支給されています。一方、国民健康保険法では任意給付とされていますが、国保には様々な就業形態の方がおられる中で、被保険者の公平性や財源の確保の観点から課題が多く本市独自に実施する予定はございません。 また、葬祭費については、大阪府国民健康保険運営方針における府内統一基準に基づき、大阪府後期高齢者医療広域連合が定める額と同額の5万円を支給しています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付グループ） 電話：06-6208-7967

番号	13.(2)7. 13.(3)2. 13.(3)3.
項目	13.(2)7. 保険料の応益割（均等割・平等割）はなくすこと。 13.(3)2. 保険料の応益割（均等割・平等割）はなくすこと。当面、子どもの均等割賦課は早急になくすこと。 13.(3)3. 国庫補助金を大幅に引き上げること。
(回答) 国民健康保険料の賦課方式については、関係法令の定めにより4方式（所得割・資産割・被保険者均等割・世帯別平等割）、3方式（所得割・被保険者均等割・世帯別平等割）、2方式（所得割・被保険者均等割）のいずれかとする事とされています。 平成30年度からの国保の都道府県単位化に伴い、大阪府においては、府内市町村の保険料は、被保険者間の負担の公平性の観点から、府内統一保険料率とすることとし、賦課方式や賦課割合等についても統一することとされています。 本市としても、府の方針に沿った対応を行っており、現在の保険料の賦課方式は3方式（ただし、介護分は2方式）、賦課割合は、医療分と後期高齢者支援金分について均等割と平等割の割合を6対4にしているところです。 また、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、令和4年4月より未就学のこどもにかかる国民健康保険料の均等割額を5割軽減しているところです。 本市においては、国民健康保険の構造的な問題の解決のため、国庫負担率の引上げを含む財政基盤強化策やこどもの均等割軽減の拡充など、国において必要な措置を講じるよう、機会あるごとに国に対して要望しています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（管理グループ） 電話：06-6208-7961 福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7964

番号	13.(2)9. 13.(3)7.
項目	出産育児一時金を引き上げること。
(回答) 出産育児一時金の支給額につきましては、大阪府国民健康保険運営方針における府内統一基準に基づき、健康保険法施行令第36条に規定する金額を支給額としているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付グループ） 電話：06-6208-7967

番号	13.(3)1.
項目	健康保険証を存続し、マイナンバーカードへの一本化は中止すること。
(回答) 健康保険証を廃止し、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本とする規定等を盛り込んだ「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が、令和5年6月9日に公布されました。 従来の健康保険証の廃止に伴い、健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードを所持している方には資格情報のお知らせを、マイナンバーカードで医療保険のオンライン資格確認を受けることができない方には、引き続き保険診療を受けられるよう資格確認書を、各保険者がその被保険者に対して交付することとされています。 これらの制度変更にあたっては、国民や医療機関に混乱が生じないように丁寧な周知を行うよう、国へ要望してまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7964

番号	14.(2)1
項目	こどもの医療費助成制度は所得制限をなくし、高校卒業年度末まで拡充すること。
(回答) 本市では、安心してこどもを生み、すこやかに育てられることを願って、平成5年10月に乳幼児医療費助成制度（平成24年11月よりこども医療費助成制度に名称変更）を創設いたしました。 当初は、6歳（小学校就学前）までの入院と0歳の通院について助成の対象としておりましたが、その後、順次対象年齢の拡充を実施し、現在は18歳（18歳に達した日以後における最初の3月31日）までの入・通院に係る医療費を助成の対象としています。 所得要件につきましては、平成23年11月診療分から、入院・通院とも0歳から2歳（3歳に到達する日の属する月の末日まで）の所得制限を撤廃し、また、平成27年11月診療分からは、入・通院とも3歳から12歳（小学校修了）までの所得制限をなくすとともに、12歳（中学校就学）から18歳（18歳に達した日以後における最初の3月31日）までの所得制限を児童手当の基準と同額まで緩和しております。 さらに、令和6年4月から12歳（中学校就学）から18歳（高校修了）までの所得制限を撤廃しています。 本市といたしましては、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望しているところであり、今後とも引き続き要望していきたいと考えております。	
担当	こども青少年局子育て支援部こども家庭課医療助成 電話：06-6208-7971

番号	14(2)2、14(3)2
項目	14(2)2 難病特定疾患の諸費用を公費負担とすること。 14(3)2 難病特定疾患の指定疾患を増やし、軽傷・重症にかかわらず助成を行い、一部負担はやめること。
(回答) 「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成27年1月1日に施行され、難病の患者に対する医療費助成制度の対象疾病（指定難病）については、56疾病から順次拡大され、令和6年4月には341疾病となりました。 本市といたしましては、従前から、指定難病の拡大を図りつつ、患者負担を軽減させるよう国に要望しているところであり、今後とも引き続き要望してまいりたいと考えております。	
担当	健康局 保健所 管理課 電話：06-6647-0923

番号	14.(2)3
項目	ひとり親医療の所得制限をなくすこと。
(回答) 本市では、母子家庭を対象に、その生活の安定と児童の健全な育成に寄与するため、昭和55年10月に母子家庭医療費助成制度を創設いたしました。さらに、平成7年10月から父子家庭も対象に助成を実施しております。 当初は、15歳に到達した最初の3月末までの児童と、その児童を監護する母又は女性の養育者の入院・通院、及び18歳に到達した最初の3月末までの児童の入院について助成の対象としておりましたが、その後、順次対象年齢等の拡充を実施し、現在は18歳に到達した最初の3月末までの児童とその児童を監護する母又は父、あるいは父母以外の養育者について入・通院の医療費の助成を実施しているところです。 ひとり親家庭医療費助成制度は、大阪府の補助金交付要綱に基づき、実施しております。本市といたしましては、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望しているところであり、今後とも引き続き要望していきたいと考えております。	
担当	こども青少年局子育て支援部こども家庭課医療助成 電話：06-6208-7971

番号	14.(2)4
項目	入院給食費の自己負担をなくすこと
(回答) 入院時食事療養費に係る標準負担額については、在宅で医療を受けている方との負担の公平性を図るために設けられているもので、所得等に応じて段階的に減額された負担額が定められているところです。 なお、この入院時の食事療養にかかる自己負担（標準負担額）につきまして、本市では、重度の身体・知的障がいのある方で公的医療保険から食事療養標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けることができる方及び、ひとり親家庭の方に対し、助成を実施しています。 本市といたしましては、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望しているところであり、今後とも引き続き要望していきたいと考えております。	
担当	こども青少年局子育て支援部こども家庭課医療助成 電話：06-6208-7971

番号	14.(2)4.
項目	入院給食費の助成を行うこと。
(回答) 入院時食事療養費に係る標準負担額については、在宅で医療を受けている方との負担の公平性を図るために設けられているもので、所得等に応じて段階的に減額された負担額が定められているところです。 なお、この入院時の食事療養にかかる自己負担（標準負担額）につきまして、本市では、障がい者医療証、こども医療証のいずれかをお持ちの方のうち重度の身体・知的障がいのある方で公的医療保険から限度額適用・標準負担額減額認定証又は食事療養標準負担額減額認定証の交付を受けることができる方及びひとり親家庭医療証をお持ちの方に対し助成を実施しています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成グループ） 電話：06-6208-7971 こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課（医療助成グループ） 電話：06-6208-7971

番号	14.(2)5		
項目	補聴器の購入の助成制度を作ること。		
(回答) 本市では、身体障がい者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度の難聴児を対象として「大阪市難聴児補聴器給付事業」により難聴児の言語訓練及び生活適応訓練の促進に寄与することを目的として補聴器購入費用・修理費用の全部又は一部を支給しています。 聴覚障がいの身体障がい者手帳の交付を受けた方及び難病患者等で身体障がい者手帳を所持している方と同程度以上の方を対象とし、補装具費で補聴器購入費・修理費用の全部又は一部を支給しています。補装具費は障害者総合支援法により種目対象者等が定められており、全国一律の基準となっています。 また、加齢に伴う難聴等は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活に支障をきたす大きな原因となっており、高齢者が社会的孤立やうつ、認知症、フレイルに陥る危険性を高めるという研究結果も報告されていることから、本市としましても、補聴器が普及し効果的に利用されることにより、認知症の発症リスクの軽減やうつ、フレイル予防、ひいては健康寿命の延伸につながるものと考えております。 国においては、平成30年度から「補聴器を用いた聴覚障がいの補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究」が行われており、国に対し大都市民生主管局長会議等においても要望しているとおり、まずは国が研究結果を早期に取りまとめ、医学的エビデンスを踏まえたうえで、認知症予防の効果が認められる場合には、補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度を創設すべきものであると考えており、引き続き、国に対して公的助成制度の創設について強く要望してまいります。			
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	電話：06-6208-7986	
	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課	電話：06-6208-9995	

番号	14.(3)1
項目	<u>こどもと妊産婦・障がい者・高齢者・ひとり親に対する公費負担医療費無料制度を新設すること。</u>
(回答) (下線部について回答) 本市のこども医療費助成制度及びひとり親家庭医療費助成制度は、大阪府の補助制度のもと実施しており、平成16年11月の大阪府の制度改正において、将来的に持続可能な制度とする観点から、1医療機関ごとに入・通院各1日あたり500円以内で、月2日を限度に一部自己負担額をご負担いただくこととなり、本市においても同様の制度改正を行ったところです。 なお、一部自己負担額に月額2,500円の限度額を設け、同一月にご負担いただいた一部自己負担額の合計が限度額を超えた場合、超過分の払い戻しを受けていただくことができることとしており、平成31年4月診療分からは、一度手続きいただければ、その後は自動で払い戻しを行う自動償還を開始しています。 本市といたしましては、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望しているところであり、今後とも引き続き要望していきたいと考えています。	
担当	こども青少年局子育て支援部こども家庭課医療助成 電話：06-6208-7971

番号	14. (3) 1
項目	こどもと妊産婦・障がい者・高齢者・ひとり親に対する公費負担医療費無料制度を新設すること。
(下線部について回答) 大阪市におきましては、妊婦の安全な出産を確保し、かつ経済的負担の軽減を図るという観点から、妊婦健康診査、産婦健康診査の公費負担を実施しております。 妊婦健康診査については、平成 31 年度からは、超音波検査の公費負担回数を 4 回から 8 回に増やすなど、さらなる経済的負担の軽減を図ってきたところであります。 また、令和 2 年度からは、多胎妊娠の方の公費負担回数を 2 回分追加しております。 今後とも、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、より安心・安全な出産となるよう体制を確保してまいります。 なお、妊産婦医療費助成制度の創設につきましては、国等における動向にも注視してまいりたいと考えております。	
担当	こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ 電話：06-6208-9967

番号	14(3)1
項目	こどもと妊産婦・障がい者・高齢者・ひとり親に対する公費負担医療費無料制度を新設すること。
(回答) 本市では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため、医療機関に通院している方を対象として、医療費の一部（生活保護受給中の方は全部）を公費により負担しております。 本市といたしましては、従前から大都市精神保健福祉主管課長会議を通じ、国に対しまして、各種精神保健福祉施策の充実について要望しているところであり、今後とも引き続き他都市と連携し、国への要望を行ってまいります。	
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	14. (3) 3
項目	不妊治療分野の拡充と保険適用除外（特定不妊治療）への補助を行うこと。
(回答) 本市では、平成 16 年度に特定不妊治療助成制度を創設して以降、この間、助成の拡充に努めてまいりました。令和 2 年 10 月からは、国に先んじて、助成の対象者要件である所得制限を撤廃する市独自施策に取り組み、国の制度拡充にあわせて、令和 3 年 1 月以降に終了した治療を対象に助成額や助成回数等の助成内容を拡充してまいりました。 令和 4 年 4 月から不妊治療が保険適用され、これまで一部助成金はあるものの全額自己負担であった医療費は、一般的な病気に対する治療と同じように医療費の 3 割が自己負担となりました。保険適用にともなって、助成制度は終了しましたが、令和 4 年度においても、国に準じて年度をまたがる治療に対して経過措置として助成を継続してまいりました。 令和 5 年 4 月から本市独自施策として、保険適用となった特定不妊治療に併せて行われる先進医療の治療費の一部や、早期に検査を受け、適切な治療につなげられるよう不妊検査にかかる費用の一部についての助成を実施しているところです。 今後も、国の動向や保険適用後の状況に対応しながら、不妊に悩み、不妊治療を受けておられる方への必要施策について検証し、取り組んでまいります。	
担当	こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ 電話：06-6208-9966

番号	15 (1) 1
項目	夜間・休日の医療体制を確立し、産婦人科・小児科医療体制をととのえること。
(回答) 救急医療体制の整備は、医療法の規定により都道府県が定める医療計画に基づき、初期救急は市町村で、二次救急は府と市が協力し、広域的対応を必要とする三次救急は都道府県が整備することとなっています。 大阪市では、初期救急医療機関である夜間急病診療所を1か所、休日急病診療所を6か所整備しております。 一方、市内では令和6年11月12日現在、二次救急告示医療機関として92病院、三次救急告示医療機関として6病院が救急告示を受けており、救急患者の受入体制を整えております。 また、大阪府、堺市と共同し大阪府医師会をはじめ医療機関の協力を得て、休日・夜間等において産婦人科の救急患者を受け入れる病院を当番制により確保しているほか、妊娠、出産から新生児を対象とした緊急搬送体制の確保や24時間体制で高度な医療に対応可能な周産期緊急医療体制についても整備しております。 今後とも、必要な医師の確保をはじめ、救急医療を支える仕組みづくりについて、国に要望いたしますとともに、大阪府はもとより大阪府医師会をはじめとする関係団体と連携し、救急医療体制の確保に取り組んでいきます。	
担当	健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9940

番号	1 5 (1) 2
項目	<u>公立医療機関の統廃合や民営化をやめ、</u>地域ごとの公立総合病院をつくること。
(回答) 現在、(当部署所管の) 大阪市民病院機構が所管する市立医療機関において統廃合や民営化の計画はありません。 (下線部について回答)	
担当	健康局 総務部 総務課 病院機構支援グループ 電話：06-6208-9897

番号	15.(1)2.
項目	公立医療機関の統廃合や民営化をやめ、 <u>地域ごとの公立総合病院をつくること。</u>
(回答) 医療法に基づき大阪府が策定している「大阪府医療計画」において、大阪市域では基準病床数に対し既存病床数が大きく上回っているため、現時点では病院の新設、増床は難しい状況となっております。 (下線部について回答)	
担当	健康局 健康推進部 健康施策課
電話：06-6208-9940	

番号	15.(2)1.
項目	重症化を招く恐れのある入院ベッド数の削減はしないこと。
(回答) 医療法に基づき大阪府が策定している「大阪府医療計画」において、大阪市域では基準病床数に対し既存病床数が大きく上回っているため、病院の新設・増設が規制されておりますが、基準病床数は病床の増加を抑制する基準であり、医療機関に病床削減の義務が課されるものではありません。	
担当	健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9940

番号	15.(2)2. 15.(2)5.
項目	15.(2)2. 限度額認定の適用基準を拡充すること。 15.(2)5. 治療の一環でもある入院給食は、自己負担をなくすこと。
(回答) 高額療養費に係る自己負担限度額は、被用者保険各法や国民健康保険法等の健康保険制度全般において、年齢層や所得階層ごとに同じ金額の適用となっています。 また、入院時食事療養費に係る標準負担額については、在宅で医療を受けている方との負担の公平性を図るために設けられているもので、平均的な家計における食費の状況を勘案するとともに、所得等に応じて段階的に減額された負担額が定められているところです。 適用基準や負担額の変更については、他の健康保険制度との均衡を失う恐れがあることや、保険給付費の増に伴う保険料の増等が懸念されることから、法令の規定どおり適用することが、この制度の趣旨に沿うものであると考えています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付グループ） 電話：06-6208-7967

番号	15.(2)4.
項目	看護師や医師（特に産婦人科・小児科）などの医療従事者を大幅にふやすこと。
(回答) 医師の確保については、国や都道府県において、修学資金の貸与、分娩取扱医療機関に対する財政支援など様々な対策が講じられているところです。加えて、大阪府においては、平成23年度より府下の5箇所の医学部を有する大学の協力も得ながら、独自の医療人キャリアセンターを設立し、産科・小児科等の分野における育成プランを策定し、医師の育成に努めております。 本市としては、医師等の確保策を推進するよう、国等に要望を行ってきたところであり、今後も引き続き要望してまいります。	
担当	健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9940

番号	16.(1).1.
項目	保険料は本人の所得のみで算定すること。
(回答) 介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う制度です。その理念に基づき、介護保険料の設定については、介護保険法施行令の規定により、本人の所得状況等だけでなく、世帯全員の課税状況を考慮して、きめ細かい保険料段階を設定しています。これは、介護保険が家族の介護負担を軽減するものでもあるため、受益が生じる世帯の状況を考慮することが望ましいという考えに基づいています。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	16（1）2	
項目	一般会計から繰り入れをし、保険料と利用料を引き下げること。	
（回答） 介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるために創設された社会保険制度であり、50%の公費負担と 50%の保険料負担により制度設計されており、受益と負担の関係から、多くの方がサービス利用されれば保険料も上がる仕組みとなっております。 介護保険料を引き下げるために一般財源を投入することは、健全な介護保険制度の運営と財政規律の保持の観点から適当ではないと国から見解が示されております。 次に、利用料については、サービスに係る費用の1割、2割又は3割を負担していただいております。 利用者負担額が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年80万円以下の利用者負担第2段階の方については、月額負担上限額を15,000円とし、低所得者に対する自己負担が少なくなるよう設定されております。 また、各医療保険における世帯内の1年間の介護保険と医療保険とのサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限金額を超えた場合については、高額医療合算介護（介護予防）サービス費を支給しております。 加えて、施設入所者等にご負担いただいている食費・居住費についても、所得に応じた負担限度額が設けられ、基準費用額と負担限度額との差額を、特定入所者介護サービス費として支給しております。 さらに、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。 いずれにいたしましても、低所得者に対する利用料の減免措置は国において統一的に行われるべきものと考えており、引き続き国に要望してまいります。		
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理グループ） 福祉局高齢者施策部介護保険課（給付グループ）	電話：06-6208-8028 電話：06-6208-8028

番号	16.(1)3.イ 16.(1)3.ロ 16.(2)3. 16.(1).3.ハ 16.(1).3.ニ
項目	16.(1)3.イ 保険料・利用料の減免制度をつくり減免基準を引き上げ、資産要件をなくすこと。 16.(1)3.ロ 16.(2)3. 生活保護基準以下の世帯（人）の保険料・利用料は免除し、保護基準の1.5倍まで軽減措置を設けること。 16.(1).3.ハ 減免申請の際、同意書・資産申告書はとらないこと。申請手続きを簡素化すること。 16.(1).3.ニ 保険料の減免は滞納者にも適用すること。

(回答)

介護保険料の軽減につきましては、保険料段階が第1段階から第4段階で、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮しておられる方に、第4段階の保険料の2分の1に相当する額まで軽減する制度を設け、実施しております。なお、収入要件の基準額については、社会福祉法人利用者負担軽減制度要件及び他都市の実施状況等を勘案して設定しております。市町村が条例に基づき保険料の減免を行う場合は、厚生労働省の指導により「資産を考慮せず、収入のみに着目して一律に減免することは、正確な負担能力を個々具体的に判断しないまま減免を行うこととなり、不公平である」という原則の主旨を踏まえて実施することになっています。そのため、ご本人と世帯員の収入だけではなく、資産・扶養の有無及び保険料の納付状況も含めて適用するかどうかを決定しており、これらを確認するために必要な書類の提出をお願いしています。

次に利用料についてですが、介護保険サービスの利用料は、サービスに係る費用の1割、2割または3割を負担していただいています。

利用者負担額が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年80万円以下の利用者負担第2段階の方については、月額負担上限額を15,000円とし、低所得者に対する利用者負担が少なくなるよう設定されております。

また、平成20年4月から各医療保険における世帯内の1年間の介護保険と医療保険とのサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限金額を超えた場合については高額医療合算介護（介護予防）サービス費を支給しております。

加えて、施設入所者等にご負担いただいている食費・居住費についても、所得に応じた負担限度額が設けられ、基準費用額と負担限度額との差額が、特定入所者介護サービス費として支給されています。

さらに、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。

これらのうち、特定入所者介護サービス費と社会福祉法人等による利用者負担軽減については預貯金などの資産の要件がありますが、これらは国により定められているため、本市独自で資産に関する要件を撤廃することは困難であると考えます。

いずれにいたしましても、低所得者に対する利用料の減免措置は国において統一的行われるべきものと考えており、引き続き国に要望してまいります。

担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059
----	--

番号	16.(1). 4
項目	保険料滞納者に制裁措置はしないこと。
(回答) 介護保険制度は、被保険者の皆様が保険料を負担し、相互に助けあう制度であり、保険料滞納者に対する給付制限については、介護保険法の規定に基づき行っているものであり、公平性の観点からも必要な措置であると考えております。 介護保険料の滞納は、歳入の確保といった介護保険運営上の問題にとどまらず、被保険者間の負担の公平性を損なうものでありますので、滞納被保険者に対する粘り強い納付督促を行いながら、今後とも、滞納保険料の圧縮・解消に努力してまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	16.(1).5.
項目	施設利用者の介護保険負担限度額認定の資産要件は撤廃し、同意書の強要はしないこと。
(回答) 施設入所者の食費・居住費の負担については、低所得者の負担軽減を図る観点から、所得に応じた負担限度額を設け、基準費用額（※平均的な費用の額等を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額）と負担限度額との差額は特定入所者介護サービス費として保険者が負担しており、その対象者の要件については国の通知により定められているため、本市独自で資産に関する要件を撤廃することは困難と考えます。 また、同意書については、介護保険法施行規則第83条の6第2項に申請書に添付が必要な書類として規定されています。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	16.(1).6.
項目	介護認定基準を元にもどすこと。介護認定の調査については、調査結果の内容を明らかにし、写しを本人にわたすこと。
(回答) 要介護（要支援）認定は、介護が必要な状態かどうか、必要な状態であればどの程度かを認定するものであり、公平性と客観性の観点から、認定調査項目や主治医意見書の記載事項、認定審査会における審査判定手順等、要介護認定事務の全般について全国一律の基準が定められており、本市におきましても法令等に基づき、公平・公正な調査・審査判定に努めているところです。 本市におきましては、認定調査員は調査終了時に調査結果を確認いただいたうえで、認定調査の結果について書面でご本人にお渡ししております。	
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（認定グループ） 電話：06-4392-1727

番号	16.(1)7
項目	年齢に関わらず要支援・要介護認定者全員に「障害者控除対象者認定書」を発行すること。
(回答) 「障がい者控除対象者認定書」については、昭和45年6月10日社老第69号厚生省社会局長通知「高齢者の所得税法上の取扱いについて」及び昭和46年7月5日社老第77号厚生省社会局長通知「高齢者の地方税法上の取扱いについて」に基づき、障がい者控除の対象となる身体障がい者に準ずる者等として認定できる65歳以上の高齢者に対して交付しております。 よって、介護を必要とする状態を判断する要介護認定と障がいによる日常生活活動の制限の度合いを判断する障がい程度とはその判断基準が異なり、要支援・要介護認定のみをもって一律に税法上の障がい者控除の対象とはならないことから、要支援・要介護認定者全員に「障がい者控除対象者認定書」を発行することはできません。 障がい者控除については、今後もリーフレットやくらしの便利帳に掲載するなど、周知を図ってまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-9995

番号	16.(1)8
項目	地域包括支援センターを増設と人員を拡充し、利用者・家族の意向を尊重すること。
(回答) 地域包括支援センターは、高齢者が地域で安心して過ごすことができるように、包括的・継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中核的役割を担っており、高齢者やその家族、ケアマネジャーからの介護、福祉、保健に関する相談・支援などを行っております。 本市におきましては、よりきめ細かなニーズ把握とそれに対応する高齢者支援のネットワークを構築するため、概ね高齢者人口1万人に対して1か所となるよう地域包括支援センターを段階的に設置するとともに、地域のより身近な相談窓口として、地域包括支援センターと連携しながら相談に応じる総合相談窓口（ブランチ）を設置しております。 また、地域包括支援センター及び総合相談窓口（ブランチ）には社会福祉士等の専門職を配置し、高齢者等からの相談に応じており、地域包括支援センターへ配置する専門職については、高齢者人口6千ごとに3人としております。 地域包括ケアシステムの構築にあたっては、地域包括支援センターが中核となり、関係機関が連携して取り組んでいくことが重要であることから、そのために必要となる人員を追加配置するなど、地域包括支援センターの体制の強化に取り組んでまいりました。 今後も、地域包括支援センターの人員体制の整備などの機能強化に努めてまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-8060

番号	16.(1)9
項目	ホームヘルパーの人員を拡充し、待遇改善を行うこと。
(回答) 介護保険制度における訪問介護事業者の人員等については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第5条に規定されています。 また、介護職員の処遇改善加算につきましては、平成27年度及び平成29年度の拡充に加えて、平成31年度の介護報酬改定においても新たな加算の区分が創設され、令和4年10月には、国が臨時の介護報酬改定を行い、ベースアップ等支援加算が創設されました。 令和6年度からは、介護職員のさらなる賃金改善の向上を図るため、令和6年度に2.5%、令和7年度2.0%のベースアップや事業者の負担軽減につながるよう、従来の加算から新しい加算への一本化が行われたところです。 なお、令和2年度には取得促進事業を行い、新規指定時における研修においても、介護労働安定センターと連携し、取得促進に努めています。 介護保険は、全国統一の制度であり、介護従事者の処遇改善については、国による適切な介護報酬の設定により対応すべきものであることから、本市として指定都市共同提案などの機会を通じ、国に対し引き続き要望を行ってまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ） 電話：06-6241-6310

番号	16.(1).10.
項目	介護認定は「身体機能」の把握だけでなく、精神状況や家族、住居の条件など高齢者の生活状況を丁寧に聞き取り総合的に判断すること。また、認知症対策を早急にとること。
(回答) 要介護（要支援）認定は、介護が必要な状態かどうか、必要な状態であればどの程度かを認定するものであり、公平性と客観性の観点から、認定調査項目や主治医意見書の記載事項、認定審査会における審査判定手順等、要介護認定事務の全般について全国一律の基準が定められています。 法令では、認定調査における当該被保険者の心身の状況やその置かれている環境等の調査、主治医に対して身体上又は精神上の障がいの原因である疾病又は負傷の状況等につき意見を求めることとなっており、本市におきましても法令等に基づき当該被保険者の心身の状況の的確な把握に努め、公平・公正な調査・審査判定を行っているところです。 また、認定調査に際して意思疎通が困難な方を対象とした介添人の派遣や、難病や認知症等により認定調査に際して専門的判断が必要と考えられる場合、本市保健師の認定調査への同行を本市独自の制度として実施し、当該調査における被保険者の心身状況等の的確な把握に努めております。	
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（認定グループ） 電話：06-4392-1727

番号	16.(1).11.	
項目	大阪市は、介護保険事務センターでの介護認定はやめ、区役所での認定に戻すこと。	
(回答) 本市におきましては、要介護（要支援）認定事務について集約して事務管理を行うとともに、介護保険法第27条及び32条に基づく「要介護（要支援）認定事務」の一部を民間事業者へ委託することにより、民間事業者のノウハウを活用した効率的・効果的な認定業務を実施すべく、平成24年2月に大阪市認定事務センターを開設したところです。 当センターの開設に伴い、お住まいの区の区役所窓口にて行っていただいております要介護・要支援認定申請手続きについて、郵送での申請を可能にするなど、市民の皆さまの利便性向上に努めてきたところです。		
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（認定グループ）	電話：06-4392-1727

番号	16.(1)12.イ.
項目	安心して住める特別養護老人ホームや老健施設を大量に増設すること。 イ. 社会福祉法人施設の職員を大幅に確保・拡充し、十分な賃金保障をすること。
(回答) 令和6年10月現在、大阪市所管の特別養護老人ホームは169施設、定員数は14,610人であり、介護老人保健施設は82施設、定員数は7,909人です。 今後とも、高齢者の方々のニーズや地域の実情を勘案しながら、計画的な整備に努めてまいります。 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の職員の配置については、国が定めた基準にもとづき、市が定めた条例により行われているところです。 特別養護老人ホームの介護職員と看護職員の総数は、入所者3人に対して、常勤換算で1人以上が必要で、その他に、施設長、医師、生活相談員、栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員などが、入所者数に応じて必要です。 介護老人保健施設の介護職員と看護職員の総数は、入所者3人に対して、常勤換算で1人以上が必要で、その他に、医師、支援相談員、理学療法士又は作業療法士、栄養士、介護支援相談員などが、入所者数に応じて必要です。 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設は、介護保険制度のもとで適切に運営されるものです。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6530

番号	16.(1)12.ロ.	
項目	費用負担と施設の徴収額を引下げ、低所得者の軽減措置をとること。	
(回答)		
利用者負担額が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年80万円以下の利用者負担第2段階の方については、月額負担上限額を15,000円とし、低所得者に対する利用者負担が少なくなるよう設定されております。 また、平成20年4月から各医療保険における世帯内の1年間の介護保険と医療保険とのサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限金額を超えた場合については高額医療合算介護（介護予防）サービス費を支給しております。 加えて、施設入所者等にご負担いただいている食費・居住費についても、所得に応じた負担限度額が設けられ、基準費用額と負担限度額との差額が、特定入所者介護サービス費として支給されています。 さらに、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。 いずれにいたしましても、低所得者に対する利用料の減免措置は国において統一的に行われるべきものと考えており、引き続き国に要望してまいります。		
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ）	電話：06-6208-8059

番号	16.(1) 12.ハ. 16.(2) 6.
項目	・安心して住める特別養護老人ホームや老健施設を大量に増設すること。 <u>ハ 介護認定されたすべての人に入所を認めること。</u> ・要介護1・2を介護保険適用からはずさず、要支援1・2の保険適用をもとにもどすこと。<u>介護認定されたすべての人に特別養護老人ホームへの入所を認めること。</u>
(下線部について回答) 特別養護老人ホーム(以下「特養」という。)は、介護保険法の改正とそれに伴う介護保険法施行規則の改正により、平成27年4月1日以降、限られた資源の中でより必要性の高い方々が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設として、機能の重点化が図られました。 このため、新たに入所する方については、原則要介護3以上の方に限定される一方で、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入所(以下「特例入所」という。)が認められることとなり、これらの運用に当たっては、関係自治体と関係団体が協議し、施設への入所に関する具体的な指針を共同で作成することが適当である、とされました。 本市では、国の省令改正等に伴い、大阪府、府内の保険者である市町村・広域連合及び大阪府社会福祉協議会老人施設部会の協議内容を踏まえ、大阪市及び大阪市老人福祉施設連盟が協議し、大阪市指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等入所選考指針を共同で策定しています。 この入所選考指針に基づき、特養への入所については、各特養において、毎月1回程度開催する入所選考委員会により決定することとなっており、必要性の高さを判断する基準は、市内同一基準として本市が定める基本的評価基準と特養ごとの個別的评价事項であり、それぞれの評価を総合的に判断して、必要性の高い者から入所の順番が決定されています。 なお、特例入所の要件は、次のとおりです。 ・認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること ・知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること ・家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること ・単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である、若しくは育児、就労等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6530

番号	1 6 (2) 2
項目	国の負担割合を当面 35%に引き上げ、一般会計からの繰り入れを認めること。
(回答) 介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるために創設された社会保険制度であり、50%の公費負担と 50%の保険料負担により制度設計されており、受益と負担の関係から、多くの方がサービス利用されれば保険料も上がる仕組みとなっております。 介護保険料を引き下げるために一般財源を投入することは、健全な介護保険制度の運営と財政規律の保持の観点から適当ではないと国から見解が示されております。 本市の介護保険につきましても、この国の見解に沿った運営を行うとともに、制度を長期的に安定して運営するため、国の負担割合の引上げなど必要な財政措置を講じるよう、機会あるごとに国に要望しているところです。	
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028

番号	16.(2)6.		
項目	<u>要介護1・2を介護保険適用からはずさず、要支援1・2の保険適用をもとにもどすこと。介護認定されたすべての人に特別養護老人ホームへの入所を認めること。</u>		
(下線部について回答)			
介護保険法の改正により、要支援の方が利用できる介護予防サービスのうち、訪問介護と通所介護は、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に移行し、それぞれ4種類の訪問型サービスと3種類の通所型サービスとして実施しています。その他の介護予防サービスについては変更ありません。 介護保険は全国統一の制度であることから、制度改正については国において適切に行われるべきものと考えています。			
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028		

番号	16(2)9
項目	事業者への介護報酬は公費負担で大幅に引き上げること。
(回答) 介護報酬については、そのサービス内容は法令で定められており、加算項目や費用については厚生労働大臣が定める基準により決められております。また、介護報酬の改定にあたっては、人口構造や社会経済状況の変化に加え、各サービス事業所等の経営状況を踏まえ、国の社会保障審議会介護給付費分科会において、有識者や関係団体等からの意見も聞きながら検討されてきたところです。 介護保険は全国統一の制度であり、国による適切な介護報酬の設定がされるべきものであるため、人材確保や物価高騰をふまえた介護サービスの安定供給や良質なサービス水準の確保に必要な財政措置について、国に対し要望を行ってまいります。	
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028

番号	17. 1.
項目	後期高齢者医療制度は廃止すること。
(回答) 少子高齢化が急速に進展する中、国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため、平成 18 年 6 月に健康保険法等の一部を改正する法律が成立、公布され、この改正により、平成 20 年 4 月からは 75 歳以上の高齢者（65 歳以上で一定の障がいがある方を含む。）を被保険者とする後期高齢者医療制度が施行されました。 後期高齢者医療制度につきましては、被保険者をはじめ、市民に対する広報・周知が十分でなかったこと、また、制度内容について必ずしも被保険者等の十分な理解を得られていなかったことから、国において引き続き広報・周知に努める一方、所得の低い方への保険料軽減や特別徴収から口座振替に変更できる措置等の導入など、各種改善策が講じられたことにより、制度が一定、定着してきたところです。 また、令和 5 年 5 月 19 日には「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 31 号）が公布され、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、低所得者への負担増が生じないように配慮しつつ、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直しなど制度改正が実施されたところです。 今後の高齢者医療制度のあり方につきましては、医療保険制度の一本化に向けた抜本的な改革を念頭に置くとともに、制度の見直しに当たっては、高齢者の方々が将来に不安なく、安心して医療を受けられる持続可能なより良い医療保険制度とするため、住民や市区町村の意見を確実に反映するよう、国に対して引き続き要望を行ってまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（管理グループ） 電話：06-6208-7961

番号	17. 2.						
項目	医療費の窓口負担増は中止すること。						
(回答) 保険医療機関等において保険診療を受けた際に窓口でお支払いいただく一部負担金は、高齢者の医療の確保に関する法律第 67 条第 1 項に基づき、診療報酬額から次の区分の割合に応じた額を一部負担金として保険医療機関等にお支払いいただく必要があります。 <table border="1"> <tr> <td>現役並み所得者</td><td>3 割</td></tr> <tr> <td>一定以上所得者</td><td>2 割</td></tr> <tr> <td>一般</td><td>1 割</td></tr> </table> また、1 か月の医療費の自己負担額が高額となった場合、一定の金額を超えた部分を支給する高額療養費制度があります。		現役並み所得者	3 割	一定以上所得者	2 割	一般	1 割
現役並み所得者	3 割						
一定以上所得者	2 割						
一般	1 割						
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付グループ） 電話：06-6208-7967						

番号	17.3.
項目	当面、保険料は生活保護基準の1.5倍までは免除し、漸減方式にすること。
(回答) 後期高齢者医療制度では、保険料の軽減措置も含め、保険料の賦課決定は、後期高齢者医療広域連合の権限とされており、同一都道府県内の被保険者につきましては、居住する市町村を問わず、均一な基準に基づく保険料となります。 この保険料の賦課決定につきましては、後期高齢者医療広域連合が、その条例に基づき2年単位で定めることとされており、大阪府内では令和6・7年度の被保険者お一人おひとりにご負担いただく被保険者均等割額が57,172円、所得に応じてご負担いただく所得割保険料の所得割料率が11.75%、保険料の最高限度額が80万円と定められております。 また、所得の低い方に対しましては、政令等による軽減措置の適用があり、軽減判定に当たっては、被保険者の属する世帯の世帯主の所得を合算することとされており、世帯の所得水準により、被保険者均等割額について、7割、5割、2割が軽減されます。 その他、被用者保険の被扶養者であった方が被保険者となられる場合には、保険料負担の激変緩和の観点から、当面の間は制度加入時から所得割保険料を課さず、均等割保険料につきましても資格取得後2年間は均等割額の5割を軽減する措置が講じられております。 なお、保険料減免基準につきましても、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第18条の規定により、「災害等により財産に著しい損害を受けた場合や、事業の不振、休業又は廃止、失業等の理由により所得が著しく減少した場合等に減免することができる」こととされており、大阪府内において均一な基準に基づく取扱とされております。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7964

番号	17. 4.		
項目	保険料と一部負担金の減免制度を拡充すること。		
(回答) 後期高齢者医療制度では、保険料の軽減措置も含め、保険料の賦課決定は、後期高齢者医療広域連合の権限とされており、同一都道府県内の被保険者につきましては、居住する市町村を問わず、均一な基準に基づく保険料となりますので、市町村が独自に保険料を設定することはできません。 また、保険料減免基準につきましては、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 18 条の規定により、一部負担金減免基準につきましては、同条例施行規則第 18 条により、大阪府内において均一な基準に基づく取り扱いとなりますので、市町村が独自に減免制度を拡充することはできません。			
担当	福祉局	生活福祉部	保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7964 福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付グループ） 電話：06-6208-7967

番号	17. 5.
項目	年金からの天引きはやめること。
(回答) 後期高齢者医療制度の保険料の特別徴収については、高齢者の医療の確保に関する法律及び同法において準用する介護保険法などの法令により、年額 18 万円以上の年金を受給される方については、特別徴収（年金によるお支払い）の方法により徴収することとされています。 なお、平成 20 年 12 月 25 日に「高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令」が公布・施行され、特別徴収の方法により徴収されている方について、申し出をいただくことで、口座振替による徴収が可能とされております。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納グループ） 電話：06-6208-9872

番号	17. 6.
項目	短期証の発行はしないこと。
(回答) 後期高齢者医療保険料収入の確保は単に財政面だけではなく、被保険者の負担の公平性を確保する観点からも重要であり、適切な収納対策は保険料徴収業務を担う市町村としての責務であると認識しております。 後期高齢者医療制度においては、保険料を滞納している被保険者に対し、大阪府後期高齢者医療広域連合の定める大阪府内統一の基準に基づき、「短期有効期限被保険者証（短期証）」を交付しています。これは、証の更新の機会をとらえ、保険料を滞納している被保険者と接触を図り、滞納状況の実情把握及び納付相談等を行うことにより、保険料の収入の確保に努めることを目的としています。 短期証を有効に活用することにより、滞納のある被保険者の方々に、保険料に滞納があることをいち早くご理解いただき、今後において滞納が発生しないよう、また、滞納が長期化することによる「被保険者資格証明書」の交付に至らぬよう、きめ細かな対応を行い、未収額の解消に努めているところです。 なお、令和6年12月2日以降、保険証の廃止に伴い、短期証と資格証明書は廃止されます。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納グループ） 電話：06-6208-9872

番号	18 (1)
項目	学校に対し、「万博への学校単位での招待事業」へ参加の強要はしないこと。 (回答) 2025 年日本国際博覧会児童・生徒招待事業については、大阪府教育庁が実施しているものであり、学校単位での参加は強要するものではなく、市立小中学校及び義務教育学校においては、意向調査に回答するなど、学校単位での参加について検討を進めているところであります。 本市教育委員会といたしましては、大阪府教育庁や関係機関と連携しながら情報収集を行うとともに、安全な参加について、各学校が引き続き検討できるように支援してまいります。
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	18.(2)1
項目	専門職としての教師の教育権限と各学校の教育課程編成権を保障すること。
(回答) 学校教育法第27条第9項、第37条第11項及び第49条に、教諭は幼児児童生徒の教育をつかさどると示されているように、児童生徒の生きる力を育むために絶えず研究と修養に励み、その職責を遂行することが教員の役割として認識しております。 学習指導要領には「各学校においては、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童生徒の心身の発達や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するもの」と示されております。 本市教育委員会といたしましても、教育課程は、各学校において適切に編成されるものと認識しております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	18.(2)2
項目	給食は学校教育の一環と位置づけ、自校直営方式の小・中学校給食を実施し、無料とすること。
(回答) 本市の学校給食につきましては、給食調理設備を有する学校で調理した給食を他の学校に搬送する親子方式と自校調理方式を合わせた「学校調理方式」により提供しております。学校給食の水準を確保しつつ、174校の小学校、7校の小中一貫校、19校の中学校（令和6年4月時点）において、調理業務を民間委託事業者への委託により実施しております。委託内容につきましては、学校の給食室における食品の検収、調理作業、配缶及び洗浄・清掃となっており、統一献立の作成、食品の調達、検食及び給食指導等は従来どおり本市が遂行しております。 なお、委託校においても、給食実施は直営と同様に安全衛生面に十分配慮された本市の給食調理・衛生管理マニュアル等に基づいて行われており、また学校行事への協力や、児童への声かけなども行われ、これまでと変わらない学校教育の一環としての学校給食を提供しております。 今後も引き続き、給食調理業務の民間委託については、適切な業務管理に留意しつつ、本市の担うべき責任を遂行しながら、「安全・安心でおいしい給食」の提供を効果的・効率的に実施できるように進めてまいります。 また、本市の小・中学校におきましては、義務教育の無償の趣旨を踏まえ、学校における食育の生きた教材であり全市統一の献立により実施している学校給食を、既存の制度も活用しながら令和5年度より、全員全額無償化を本格実施しているところです。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143

番号	18.(2)3
項目	<u>小・中・高等学校での30人学級を早急に実施すること。</u>
(下線部のみ回答) 公立小学校・中学校及び義務教育学校の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、通常学級について、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として、小学校及び義務教育学校前期課程については令和7年度までに段階的に改めていくこととされています。 学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えており、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて、国に対して要望を行っております。 なお、高等学校については、令和4年4月に大阪府へ移管しております。	
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9114

番号	18.(2)4
項目	正規の教職員（養護教員も含む）の数を大幅に増やすこと。
（回答） 教職員の定数増につきましては、これまでも機会のあるごとに国等に要望してきたところでございますが、今後とも引き続き要望してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番 号	18.(2)5
項 目	学校現場からいじめ・暴力・体罰を一掃すること。
(回答) いじめの防止対策については、「いじめ防止対策推進法」第12条に基づき、本市におけるいじめ防止等にかかる対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成27年度に「大阪市いじめ対策基本方針～子どもの尊厳を守るために～」を策定するとともに、各校において「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの早期発見及びいじめへの対応について、基本的な考え方や具体的な対応等について定めております。 また、児童生徒及び教職員がいじめについて考える機会として、平成29年度より「いじめについて考える日」を設定し、各校の現状に応じたいじめの未然防止に向けた取組を進めております。 また、全教職員がいじめ対応についてより一層理解を深め、方針に則ったいじめ対応を徹底するため、令和2年度より全教職員対象にeラーニング研修を実施するとともに、「学校いじめ防止基本方針」の確認及び見直しを各校に指示しております。 暴力行為等の防止対策については、児童生徒が学校で安全・安心に過ごすために、あらかじめルールを明示することで、児童生徒がしてはいけないことを自覚し、自らを律することができるよう促すことを目的として、平成29年度に「学校安心ルール（スタンダードモデル）」を策定いたしました。このスタンダードモデルを基に、平成30年度より各校の実情に応じてカスタマイズし、「学校安心ルール」を運用しております。 また、学校だけでは解決が困難な事案については、令和元年度より大阪市版スクールロイヤー事業を実施し、弁護士や臨床心理士等の専門家を学校に派遣するなど、学校の支援充実を図っております。 平成25年3月の文部科学省通知「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」等に基づき、各校園に対しては、体罰・暴力行為の根絶に向けた取組を徹底するよう、指示を継続しております。 また、本市教育委員会の取組として、体罰・暴力行為に関しては、平成25年9月に、児童生徒の指導のあり方を示す指針「体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために」とともに、部活動における体罰や暴力行為を排除するため、部活動のあり方を示した「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～」を策定いたしました。さらに、平成26年1月には、教職員の体罰・暴力行為撲滅に対する意識の向上を図るために、「ケーススタディによる校内研修の手引『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』」を策定し、各校種別に総合教育センターで研修を実施するとともに、各校園での研修を毎年実施しております。	

今後も引き続き、各校において、体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底を図るとともに、学校と教育委員会、関係機関が連携を図りながら対応を進め、いじめ・暴力行為等・体罰を許さない、安全で安心できる学校づくりに取り組んでまいります。				
担当	教育委員会事務局	指導部	教育活動支援担当	電話：06-6208-9174
	教育委員会事務局	指導部	初等・中学校教育担当	電話：06-6208-9186

番号	18.(2)6
項目	事実をゆがめたり戦争を美化する歴史教科書を採用しないこと。
(回答) 公立学校で使用する教科用図書は、文部科学省の検定を経たすべての中から、採択権者である教育委員会の判断と責任において、公正かつ適正に採択されるものであると認識しております。 本市教育委員会といたしましては、上記の認識に基づき、今後も引き続き適切に採択を行うよう努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	18.(2)7
項目	アトピー児の給食対策など、児童生徒の症状にあわせたアレルギー性疾患の対策をとること。
(回答) 本市の小・中学校給食におけるアレルギー対応につきましては「食物アレルギー対応の手引き」を整備し、安全に対応できるように保護者と学校が連携をとり細心の注意を払って給食を実施しております。 また、より多くの児童生徒が喫食可能な給食の提供にむけ、使用食材や献立の作成において、引き続き研究してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143

番号	18.(2)8
項目	差別・選別のつめこみ、習熟度別教育をなくし、規則押しつけの校則を改めること。
(回答) 本市教育委員会におきましては、児童生徒一人一人が「わかる」「できる」という喜びを実感し、自信をもって学習に取り組めるよう、「習熟度別少人数授業」を実施し、個に応じた指導の充実を図ってきました。 小学校においては、国語・算数とも「学習が分かる」「学習が楽しい」「学習がすき」と答える子どもの人数が、習熟度別少人数授業を実施する前より、実施後のほうが多くなっており、子どもの学習意欲の向上に成果が見られました。 現在、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」及び「同施行令」により、令和7年度までに小学校の35人学級が計画的に整備されております。あわせて、子どもたちへの学びの質の向上や教師の持ち授業時数の軽減等の観点から、小学校高学年における教科担任制を推進することが示されております。 中学校においては、習熟度別少人数授業が定着し充実してきたことにより、国語・数学・英語・理科とも「授業が分かる」「楽しい」「好き」と答える子どもの人数が、習熟度別少人数授業を実施する前より、実施後のほうが多くなっており、子どもの学習意欲の向上も見られました。 今後につきましては、小学校においては専科指導、中学校においては習熟度別少人数授業等、きめ細やかな指導の充実を進めるとともに、指導方法の工夫改善に取り組み、大阪市の児童生徒の確かな学力の向上に向けて研究してまいりたいと考えております。 校則については、文部科学省が定める生徒指導提要において、「各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程で、児童生徒の発達段階や学校の、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、社会通念上合理的と認められる範囲において、校長が定めるもの」と示されております。 また、「校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることも重要である」とされています。 本市教育委員会といたしましては、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の実情に応じて、各学校が校則を適宜点検していく必要があると考えております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	18.(2)9
項目	学力テストの結果を公表せず、テスト結果に応じて、教職員の給与や人事評価に反映させないこと。
(回答) 平成 25 年度から、「全国学力・学習状況調査」の調査結果の取扱いにつきましては、大阪市立学校活性化条例、大阪市教育基本計画の趣旨に基づき、学校が保護者等に対して説明責任を果たすとともに、保護者等との連携及び協力並びに保護者等の学校の運営への参加を促進すること等を目的として、校長は当該学校における平均正答率を含む調査結果（以下、「調査結果」）及び調査結果から明らかになった現状等を速やかに公表するものとしたしました。ただし、教育委員会が特に必要があると認めた学校の校長は、調査結果及び調査結果から明らかになった現状等を公表しないことができるとしております。 また、調査結果の公表にあたっては、調査結果の分析から明らかになった当該学校の取組の成果や今後取り組むべき課題及び調査の趣旨・目的等を併せて示すものとしております。 各種学力調査結果を教員評価に反映させる制度の導入については、平成 31 年 1 月 29 日の総合教育会議において、各種学力調査結果の前年度からの向上度を学校全体で取り組む目標とし、その達成状況は校長の人事評価の一部に反映しつつも、教員の人事評価については直接反映することはせずに指導・助言のみにつなげるとの制度案が提案されております。また令和元年 8 月 1 日には市長より、上記の方向性は踏襲しつつ単年度の向上度だけではなく複数年に渡った伸びを対象とする等の提案があったことから、学校現場に相応しい評価制度の検討をしております。	
担当	教育委員会 総合教育センター 教育振興担当 電話：06-6718-7709 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9028

番号	18.(2)10
項目	民間からの公募校長の配置はやめること。
(回答) 校長の採用については学校活性化条例に基づき、新たな発想や企画力、卓越した組織経営力により、魅力的で充実した教育活動が展開できる特色ある学校づくりを推進できる人材を広く求めるため、原則として内部及び外部からの公募により行うこととしております。 校長公募制については、選考方法や任用のあり方等を固定化することなく最も適した方法の検討を続けながら、より有為な人材の任用に努め、様々な課題に対応できる組織マネジメント体制を確立してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	18.(2)11
項目	教育をゆがめる中学生のチャレンジテストや小学生のすくすくウォッチは廃止すること。 (回答) 「中学生チャレンジテスト」につきましては、大阪府教育委員会が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るために実施しております。加えて、調査結果を活用して大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供しております。 さらに、学校が、生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図り、生徒一人一人が自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、その向上への意欲を高めることも目的としております。 「小学生すくすくウォッチ」につきましては、大阪府教育委員会が、府内における児童一人一人が学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実に付けることを目的に実施しております。 また、市町村教育委員会や学校が府内全体の状況や市町村の状況を把握し、提供された分析資料を基に教育施策等を検証後、課題改善に向けた取組を通じて学力向上のためのPDCAサイクルを確立すること、さらに、学校が児童の学力を把握し教育指導の改善を図る、そして、児童一人一人が自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標をもち、また、その向上への意欲を高めるために実施しております。 本市教育委員会といたしましては、児童生徒一人一人の学習状況を把握し、客観的エビデンスに基づく継続した指導を行うため、今後も大阪府教育委員会と連携し、実施してまいります。
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	18.(2)12
項目	学校統廃合につながる小中一貫校の設置はやめること。
(回答) 小中一貫校につきましては、小・中学校間でめざす子ども像を共有し、小・中学校9年間の系統的・連続性に配慮した小中一貫教育に取り組んでおり、現在、施設一体型小中一貫校6校では、教育内容の充実に努めているところです。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9197

番号	18.(2)13
項目	小・中学校の全教室と体育館を含むすべての施設にエアコンを設置すること。
(回答) エアコンについては、快適で学習しやすい環境を整えるため、特別教室については図書室や音楽室、パソコン教室、多目的室、中学校の家庭科調理室に順次設置してまいりました。また、普通教室については、平成24年度及び平成25年度には全中学校へエアコンを設置し、小学校においても、中学校と同様、平成26年度から平成28年度の3ヶ年計画により全小学校へ設置してまいりました。 なお、理科室などの未設置の特別教室については、特別教室へのエアコン設置を目的とした事業について、令和6年度中に事業者決定を進めるために入札公告を行ってまいりましたが、入札参加者が無かったため令和6年7月12日実施予定の入札自体が中止となっております。 当該事業の今後の取り扱いについては、方針の検討を進めたうえで、改めて本市の考え方をお示しする形となる見込みです。 体育館のうち、中学校の体育館については、大規模災害時の暑さによる高齢者や乳幼児などの災害弱者の方の二次被害の防止の観点と中学校の部活動等における生徒の熱中症対策としての効果も勘案して、令和4年度までに市内全中学校の体育館にエアコンを設置しております。 小学校の体育館のエアコンについては、令和6年6月に「小学校体育館空調設備整備PFI（※）事業支援業務委託」を契約しており、大阪市立の全小学校体育館へのエアコン設置に向けた事業を行うにあたって必要となる事業費、整備期間等を決めていく業務を進めています。 （※）PFIとは、公共事業を実施するための手法の一つです。 民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9063

番号	18.(2)14
項目	個人情報保護条例を守り、宿泊を伴う校外学習に健康保険証のコピーの提出を求めないとした通知を徹底すること。
(回答) 各学校に対し、修学旅行等に際して、学校としては健康保険証のコピーの収集をしないよう、校長会等の場においても周知徹底しております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	18.(2)15
項目	学校と子どもを競争に追いたてる「教育基本条例」、「大阪市立学校活性化条例」を撤回すること。小・中学校の学校選択制を実施しないこと。
(回答) 両条例に関しましては、府市統合本部での議論をふまえ、市会において議決を得たのちに、「大阪市教育行政基本条例」につきましては平成24年5月28日に、「大阪市立学校活性化条例」につきましては平成24年7月30日にそれぞれ施行されたところです。 本市教育委員会では、大阪の教育力の向上、充実を図り、教育の振興を推進し、子どもたちの最善の利益を図るため、また子どもや保護者の意向に応じていくため、学校選択制の制度化と指定外就学の基準拡大を方向性とする「就学制度の改善について」を平成24年10月に策定いたしました。 この方針のもと、平成26年度入学より順次、各区長が子どもや保護者を中心とした区民及び区内の学校長等の意見を丁寧にお聴きした上で検討を行い、区の実情や区民の意向に即した方針案を策定し、教育委員会会議の議決を経て、学校選択制を実施しております。学校選択制は、平成26年度入学者より一部の区において開始しましたが、平成31年度入学者からは全区実施となっております。 令和5年3月には学校選択制にかかる検証報告書において検証の取りまとめを行いました。学校選択制は多くの保護者から良い制度であると評価されていることから、今後とも課題解決に取り組みながら制度を実施してまいります。	
担当	教育委員会事務局 総務部 総務課 電話：06-6208-9098 教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9114

番号	18.(2)16
項目	児童生徒の学校での怪我は立替払いなどをさせないこと。
(回答) 学校管理下における児童生徒の災害については、学校を通じて案内している独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度において、医療機関受診時に発行される証明書等をもとに、同センターでの審査を経て、医療費等をその保護者に対して給付しております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	18.(2)17
項目	<u>夜間中学校・夜間高校を増設し、補食給食、交通費の支給など就学支援施策を充実させること。</u>
(下線部のみ回答) 本市の中学校夜間学級は、中学校を卒業していない方や実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方のうち、入学を希望する方に対し、3つの中学校に設置し、就学機会の確保に努めております。今後も、各校の実情を踏まえながら適正な教育環境の整備に努めてまいります。 なお、本市の高等学校につきましては、令和4年4月より大阪府へ移管しております。 また、本市の中学校夜間学級の夜食給食につきましては、生徒を府内広域から受け入れている状況をふまえて、広域行政の観点から大阪府の補助金事業として実施してきましたが、平成21年度に大阪府の補助金が廃止されることとなり、市民の税負担の観点や、市費単独での事業継続が困難であることの理由から、平成21年度で当該事業を廃止しているところです。廃止した財源は就学援助制度の財源に充当し、就学援助を継続することで生活困難な世帯に引き続き支援を実施しております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186 教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143

番号	18.(2)18
項目	<u>生理用品を学校や公共施設のトイレに常設すること。無償配布するための財政措置を行うこと。</u>
(下線部のみ回答) 大阪市立学校においては、児童生徒が必要な時に保健室にて生理用品を対面及び非対面で受け取ることができ、安全安心に学校生活を送ることができるよう、全小中学校の保健室や職員室のほか、女子トイレ(個室含む)など、各校の実情にあった提供場所に常備するよう、生理用品にかかる環境整備に取り組んでおります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	18.(2)20
項目	学校トイレの洋式化や改修費用の予算措置をとること。
(回答) 学校トイレについては、予算措置を講じて校舎の建替えや大規模改修によるトイレのリニューアル時に洋式便器にてトイレを整備することはもとより、建替えや大規模改修に至らない校舎のトイレにつきましても、和式便器から洋式便器へ取り替える改修を順次進めております。	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9091

番 号	18.(2)21
項 目	自衛隊への修学旅行や職場体験学習はやめること。
(回答) 修学旅行につきましては、実施要項をもとに、各校が児童生徒や地域の実情に応じて計画しております。 なお、令和6年度の修学旅行につきましては、自衛隊へ体験学習や見学に行くことを計画している学校はございません。 職場体験学習は、主に中学生が事業所などの職場で働くことを通じて、職業や仕事を実際に体験したり、働く人々と接したりする学習活動であり、キャリア教育の観点から多様な学びが実現するよう、生徒の希望調査を行ったうえで体験先を選定しております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	18.(3)1
項目	生活保護基準引き下げに伴う適用基準の引き下げはせず、大幅に引上げること。
(回答) 就学援助の認否基準の一つである世帯全員の所得基準額については、国の生活扶助基準に基づき、前年度4月1日現在の本市生活保護基準額をもとに積算を行い、生活保護世帯の1年間の平均的な生活費を算出し、設定を行っております。	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話：06-6115-7653

番号	18.(3)2
項目	就学援助は、広報などで広く知らせること。
(回答) 就学援助の周知につきましては、市立の小・中・義務教育学校に在学する児童及び生徒(入学予定者含む)の保護者全てに対して「就学援助制度のお知らせ」を毎年配付するとともに、区広報紙や大阪市のホームページへの広報記事掲載や、「子育ていろいろ便利帳」などの市民向け手引への掲載など、定期的に行っています。 今後も、就学援助を必要とされる方が、制度を十分に活用していただけるよう、引き続き、制度の周知に努めます。	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話：06-6115-7653

番号	18.(3)4
項目	申請受理は年間を通じて行い、申請時期にかかわらず年間分を支給すること。
(回答) 申請期間は、3月から6月（入学予定者にあつては、前年度の12月から3月）までとなっておりますが、制度の適用を受ける新たな事情が発生した場合や、年度途中の転入がある場合には、7月以降も申請をすることができます。 7月1日以降に申請があった場合の支給額につきましては、認定日に応じて支給するようにしております。	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話：06-6115-7653

番号	18.(3)5 18.(3)7
項目	・申請書や手続きは簡素化し、すべての行政実務は教育委員会で行うこと。 ・就学援助の認定にあたっては主たる学資負担者の所得・税務資料など客観的資料でおこなうこと。
(回答) 就学援助の認定にあたりましては、「大阪市児童生徒就学援助規則」に基づき、申請者は申請書に所得証明等の必要書類を添付したうえで学校を通じて申請を行い、教育委員会は提出された書類に基づき審査することとしております。 なお、所得審査において、平成22年度から税情報の取得に同意いただきました申請者につきましては、教育委員会で税情報を取得し、所得証明の添付を不要とし申請者の負担軽減を図りました。 また、認定者の振込口座につきましても、学校徴収金口座を利用される場合は、口座の申出書の提出を不要とするなど、申請者の負担軽減を図ってまいりました。 事務の効率化・簡素化については、今後も引き続き努力してまいります。	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話：06-6115-7653

番号	18.(3)6
項目	就学援助は保護者の申請にもとづいて教育委員会の責任で認定し、大阪市は区役所に窓口を設け、区長認定を復活させること。
(回答) 平成 13 年度まで就学援助申請の手続および認定に関しては区長に委任しておりましたが、平成 14 年度に区役所機能に関する組織改正が行われ、当該事務につきましては教育委員会に移管しております。	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話：06-6115-7653

番号	18.(3)8
項目	<u>適用拡大・給付改善をおこなうこと。PTA 会費・クラブ活動費・生徒会費・メガネなどの購入費用・オンライン授業に必要な通信費は実費支給するよう市町村に指導すること。入学準備金は増額し、入学前の年末までに支給すること。大阪市は支給項目をふやすこと。</u>
(下線部のみ回答) 就学援助費の学用品費等につきましては、平成 20 年度から保護者の方が学校に納めていただいている学校徴収金相当額の全額を支給対象としました。その際、校外活動費にかかる上限額を廃止し、援助の対象となる経費につきましても従前は対象外であった宿泊代、食事代、保険代を含む全額支給に改めました。他にも、従前は支給対象外となっておりました尿検査等の「保健費」、学級写真代等の「その他諸費」、卒業アルバムや茶話会等の「卒業諸費」につきましても支給対象に加えております。 入学準備金は国の補助単価に合わせて増額しており、令和 6 年度入学生からは小学生 57,060 円、中学生 63,000 円としております。 また、平成 30 年度入学の児童生徒からは保護者負担軽減の観点から、入学前に支給を可能とし、領収書の提出を不要といたしました。 就学援助費の支給対象、支給時期につきましては、今後も国及び他都市の動向に注視してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話：06-6115-7653

番号	18.(3)9
項目	中学校で給食を実施していないところは、実施まで給食費相当額を支給すること。
(回答) 中学校給食につきましては、市内すべての中学校の給食を、小学校で調理した給食を中学校に配送する親子方式を中心に、自校調理方式を組み合わせた「学校調理方式」により実施しております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143

番号	18.(3)10
項目	学校保健安全法による医療給付を完全実施し、医療券は迅速に発行すること。
(回答) 就学援助制度による医療費援助につきましては、学校保健安全法第24条及び、同施行令第8条に基づき実施しております。 医療費援助における学校医療券は学校から交付しており、学校医療券が必要な場合は速やかに交付することとしております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	18.(4) 1
項目	義務教育は完全無償化とすること。
(回答) 学校において日常使用する消耗品や備品の購入経費などについては公費で負担することとしておりますが、学校の教育活動を通じて子どもたちに直接還元される教材や修学旅行費などは、保護者の方に負担いただいております。	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 学務担当 電話：06-6115-7794、7832

番号	18.(4)2
項目	準要保護世帯分は国庫負担とすること。
(回答) 準要保護者に対する就学援助については、平成17年度に国の補助金が廃止となり、税源移譲・地方財政措置が行われ、各市町村が単独で実施しています。 就学援助の支給につきましては、今後も必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話：06-6115-7653

番号	18.(4)3
項目	アトピーや喘息など学校保健安全法にもとづく学校病を拡大すること。
(回答) 市独自で対象疾病の幅を広げることは困難でございますが、引き続き、国に対して対象疾病の拡大について要望してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	18. (7). 1
項目	公立幼稚園は民営化・廃止しないこと。幼稚園の3年保育をすべての自治体（園）で実施すること。
(回答) 民間において成立している事業については民間に任せるという、市政改革の基本的な考え方に基づき、施設や地域の状況を考慮したうえで、廃園も視野に入れながら、市立幼稚園の民営化を進めることとしていますが、市立幼稚園としての今日的な役割について検証したうえで、個々の園の状況や地域ニーズ等を勘案し、今後の進め方について方針決定していくこととしております。 市立幼稚園における3歳児保育につきましては、平成4年度より3歳児保育研究園として3園でスタートし、現在では51園中32園で実施しております。 今後とも、個々の園の状況や地域ニーズ等を勘案し、市内幼稚園児の約8割が就園している私立幼稚園等の状況も鑑みながら、検討してまいりたいと考えております。	
担当	こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼稚園運営企画 G 電話：06-6208-8165

番号	18. (7). 2
項目	幼稚園就園奨励費補助の対象を拡げて補助額を引き上げ、園を通さずに直接父母に支給する道を開くこと。公立幼稚園の保育料減免基準を明定化し、自治体窓口で処理すること。
(回答) 私立幼稚園に通園する保護者を対象として私立幼稚園就園奨励費補助事業については、国補助を受けながら保護者負担の軽減に努め、補助対象及び補助額も毎年引き上げてきたところであり、本市においては平成 31 年 4 月より国に先行し、本市の独自施策として満 3 歳児から 5 歳児の幼児教育無償化を実施し、国の基準額に上乗せをして所得に関わらず補助金として交付しておりました。 一方で、令和元年 10 月 1 日以降は、国の実施する「幼児教育・保育の無償化」施策が開始されたことにより、保育料・入園料及び教育時間を除く預かり保育利用料・副食費にかかる無償化が実施されたことから同事業については廃止したところです。 なお、「幼児教育・保育の無償化」施策により、「私学助成」を受ける私立幼稚園・国立幼稚園の保育料・入園料について、月額 25,700 円を上限に、私立幼稚園等における教育時間以外の預かり保育利用料について、保育の必要性が認められる世帯に属する子どもの保護者に対し、月額 11,300 円（満 3 歳児は月額 16,300 円）を上限に、それぞれ無償化を実施しております。また、「私学助成」を受ける私立幼稚園・国立幼稚園で実施している給食の副食費部分についても、市町村民税額が 77,101 円未満の世帯の子ども及び全世帯の第 3 子目以降の子どもは、副食費に相当する額に対し、月額 4,800 円を上限に無償化を実施しております。 手続きの方法につきましては、申請していただく方の地理的・時間的な利便性、また、在園状況の確認等を勘案し、国が示していたモデルケースどおり、保護者が幼稚園等に申込みしていただくことが望ましいと考えております。	
担当	こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼稚園運営企画 G 電話：06-6208-8165 こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼保利用 G 電話：06-6208-8085

番号	18.(7)3
項目	奨学資金と入学準備金貸付制度をつくり、必要なすべての人に貸し付けること。入学準備に間に合うよう手続きは簡単なものにする。
(回答) 奨学資金と入学時増額奨学資金制度については、大阪府育英会にて奨学金貸付を行っております。 大阪市教育委員会では、経済的な理由により高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校での修学が困難な生徒に対して、返済を要しない「大阪市奨学費」を給付しております。	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話：06-6115-7641

番号	18.(7)4
項目	給付制の奨学金を拡大すること。
(回答) 「大阪市奨学費」は、高等学校等に在学し、大阪市内に住所を有し、市民税非課税世帯（生活保護の生業扶助〔高等学校等就学費〕の給付を受けている世帯を除く）に属する生徒を対象としています。給付型の奨学金として、第1学年に属する生徒（当該年度中に入学した者に限る）には年額107,000円を上限とし、前記以外（第2学年以上等）の生徒には年額72,000円を上限として支給しています。なお、大阪府高等学校等奨学のための給付金等、他の給付型奨学金の対象者となる方は、その給付金を控除した金額が支給上限額となります。	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話 06-6115-7641

番号	18.(7)5
項目	「日の丸・君が代」を学校現場に押しつけないこと。
(回答) 国旗につきましては、幼稚園教育要領の領域「環境」では、「幼稚園内外の行事において国旗に親しむ。」と示されており、幼稚園教育要領解説（文部科学省）では、幼児に、日常生活の中で国旗に接するいろいろな機会をもたせることにより、自然に日本の国旗に親しみを感じるようにさせることが大切であることが示されております。 また、国歌につきましては、幼稚園教育要領の領域「環境」では「文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。」と示されており、幼稚園教育要領解説（文部科学省）では、幼児期にこのような体験をすることは、将来の国民としての情操や意識の芽生えを培う上で大切であることが示されております。 本市教育委員会といたしましては、市立幼稚園につきまして、幼稚園教育要領に則り、各園において、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成し、指導することが大切であると考えております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	18.(8)1
項目	全国いっせい学力テストを実施しないこと。
(回答) 「全国学力・学習状況調査」につきましては、文部科学省が、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること、さらに、これらの取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的に実施しております。 本市教育委員会といたしましては、関係諸機関と連携し、引き続き実施して参ります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	18.(8)2
項目	教科書の無償制度をつづけること。教科書検定は民主的に実施すること。
(回答) 義務教育の教科書無償給与につきましては、学校教育法第34条、義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、実施されております。教科書の無償給与制度については、義務教育諸学校の教育の根幹を支える極めて重要な事項であることを踏まえて、今後も国の動向に注視しつつ、対処してまいります。 また、教科書検定制度は、教科書の著作・編集を民間に委ねることにより、著作者の創意工夫に期待するとともに、検定を行うことにより、適切な教科書を確保することをねらいとして設けられているものであり、文部科学省が、教科の主たる教材として重要な役割を果たしている教科書について検定を実施しております。 また、小中学校及び義務教育学校におきましては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないとなっております。 本市教育委員会といたしましては、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則に則り、教科用図書選定委員会を設置し、採択権者として文部科学大臣の検定を経た教科用図書を採択してまいります。	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話：06-6115-7647 教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	18.(8)4
項目	準要保護世帯分は国庫負担とすること。
(回答) 高等学校卒業予定者等に対する日本学生支援機構の給付型奨学金については、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯で一定の学力、資質要件を満たす学生を対象に、平成29年度から創設されましたが、指定都市教育委員・教育長協議会を通じて、対象者の拡大、給付の増額等、一層の事業の充実を国に対して要望しています。	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話：06-6115-7641

番号	18.(8)5
項目	道徳科は廃止すること。
(回答) 「特別の教科 道徳」は、小学校が平成30年度、中学校が平成31年度から実施しております。道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが目標であると認識しております。 子どもが命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性をはぐくむよう、就学前教育では、規範意識を育成することに重点を置き、小学校以降では、道徳科を要として道徳教育推進教師を中心とした指導体制のもと、教育活動全体を通じて行う道徳教育を充実させるよう学校の支援に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	19.(1)1.
項目	<u>建築物の補修・点検</u> 、避難対策をとること。
(回答) 大阪市が所有する建物は、建築基準法第8条に基づき良好な状態に維持するように努めております。また、建築基準法第12条に基づき定期的に点検を行っております。 (下線部について回答)	
担当	都市整備局 ファシリティマネジメント課・ファシリティマネジメント担当 電話：06-6208-9371

番号	19.(1)1.
項目	<u>建築物の補修・点検</u> 、 <u>避難対策</u> をとること。
(回答) (下線部について回答) 避難対策については、平成25年度に府が公表した南海トラフ巨大地震に係る各種被害想定結果や、令和2年度の府における高潮及び河川氾濫の浸水想定の見直し、令和3年度の災害対策基本法の改正、直近では令和4年度の水防法の改正、洪水予報の運用変更などを踏まえ、必要に応じて大阪市地域防災計画の修正を行っています。	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7384

番号	19.(1)2.
項目	地震・津波については公的責任で緊急対策をとること。
(回答) 平成25年度に府が公表した南海トラフ巨大地震に係る各種被害想定結果や、東日本大震災の教訓をもとに、「大阪市地域防災計画」の修正を行うとともに、令和3年度に全戸配布を行った水害ハザードマップにおいては、市民の避難行動意識の向上を図るため、災害発生時に速やかに避難するために平時から自分自身がとる標準的な防災行動をマイタイムラインとして時系列的に整理していただくことをお願いしています。 また、地震・津波に対する対策を強化すべく、市民等が津波から緊急かつ一時的に避難・退避するための施設である津波避難ビルの確保について、引き続き区と連携して取組みを進めます。	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7384

番号	19.(1)3.
項目	安全を確保する避難ビルや施設を確保すること。
(回答) 本市では、平成23年度から、津波からの避難を優先した取り組みとして、上町台地以西の10区（此花区、港区、大正区、西淀川区、住之江区、西成区、福島区、西区、淀川区、浪速区）において、津波避難施設（津波避難ビル）の確保を進めています。 また、平成25年度に府が公表した南海トラフ巨大地震に係る各種被害想定結果において新たに津波浸水のおそれがあるとされた7区（北区、都島区、中央区、旭区、城東区、鶴見区、住吉区）においても、上町台地以西の10区と同様に津波避難施設（津波避難ビル）の確保を進めています。 なお、津波の浸水想定はされていないものの、河川氾濫（洪水）の浸水想定がある東部の5区（東淀川区、東成区、生野区、東住吉区、平野区）においても、平成27年度より津波避難施設（水害時避難ビル）の確保を進めています。 津波避難施設については、公共施設だけではなく、民間施設に対しても協力を働き掛け、令和6年10月時点で3,092施設を確保しています。	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7384

番号	19.(1)4.
項目	集中豪雨などの災害対策をとること。
(回答) 本市では、計画降雨(概ね10年に1回の大雨:1時間60mmの降雨量)に対して浸水被害が生じないように、ポンプ場の建設や、大規模な下水道幹線の整備を進めるとともに、計画降雨を上回る集中豪雨などにより浸水被害が生じた地区に対しては、早期に浸水被害を軽減させる集中豪雨被害軽減対策の取組を進めております。 集中豪雨などの災害対策の取組は、行政が下水道施設などを整備する「ハード対策」だけではなく、市民の皆様と連携した自助・共助の取組も大切であることから、降雨情報の提供や、雨水の家屋浸入を防ぐ「土のう」の貸し出し、雨水をためるための「雨水貯留タンク設置費の助成」など「ソフト対策」も行っております。 今後も、市民の安心安全を守るために、効率的・効果的な浸水対策を進めてまいります。	
担当	建設局 下水道部 調整課(事業計画担当) 電話:06-6615-7595

番号	19.(2).1		
項目	公営住宅に入居できない低所得者・高齢者に対して家賃補助をすること。		
(回答) 本市は、全国的にみてもトップ水準となる約 11 万戸の市営住宅を有しており、この市営住宅ストックの活用を基本として住宅セーフティネットの構築を図っているところです。 市営住宅の入居者については、年6回の募集のほか、緊急に入居すべき事由を有する住宅困窮者に適時に対応するため、随時募集（先着順で申込可）を実施しています。 民間賃貸住宅を活用した家賃補助制度につきましては、財政面や制度の実施面などにおいて困難な点がございますので、実施することは極めて難しいものと考えております。			
担当	都市整備局	企画部	住宅政策課
	都市整備局	住宅部	管理課入居契約グループ
			電話：06-6208-9217
			電話：06-6208-9264

番号	19.(2).2
項目	生活困窮のために家を失った世帯に対し住宅を保障すること。また、被災・罹災世帯に対し、住宅を保障すること。
(回答) 本市では、公営住宅法に定められている収入や同居親族の有無などの要件を満たす住宅困窮者に住宅を提供するため、例年2月・7月の定期募集、5月の福祉目的募集、11月の親子近居募集、年2回(9月・4月)の11回以上の落選実績保有者向け募集をしているほか、緊急に入居すべき事由を有する者に適時に対応するため、公営住宅等の空家の一部について随時募集を行っており、平成29年度より一部の住宅に限定して単身で居住され日常生活ができる方であれば、60歳未満の単身者の申込みを可能としております。 また、昨今の厳しい経済状況や雇用失業情勢を踏まえ、平成20年12月27日から、解雇・雇止めにより社宅や寮等の住宅の退去を余儀なくされた方を対象に、公営住宅の目的外使用許可を前提とする入居者募集を行っており、60歳未満の単身者の方も申し込みできることとしております。 被災・罹災世帯に対する市営住宅の入居については、市民の皆様が公平に入居の機会を得られるよう、原則、法令により公募(抽選)により入居者を決定していますが、火災等の災害により住宅を失うなど、特に困窮度が高く緊急を要する方につきましては公募によらないで市営住宅を斡旋することとしています。	
担当	都市整備局 住宅部 管理課 入居契約グループ 電話：06-6208-9264

番号	19.(2)3.
項目	高齢者向け民間住宅を行政の責任で借り上げること。
(回答) 民間住宅の活用につきましては、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を登録する「セーフティネット住宅登録制度」を実施するとともに、大阪府等と連携して、「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅」の情報提供を行うなど、住宅確保要配慮者の円滑な入居に対する支援に取り組んでおります。 また、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、高齢者世帯が安心して暮らせる住宅を提供するため、各住戸の広さやバリアフリーなどのハード面のほか、生活相談や安否確認といったサービスの提供など、法律で定める一定の基準を満たした住宅を「サービス付き高齢者向け住宅」として登録する制度を行っており、国において、供給を促進するため、補助金などの支援策が設けられているところであります。	
担当	都市整備局 企画部 住宅政策課 電話：06-6208-9217

番号	19.(2)4.
項目	民間住宅も含め、住宅や居住者の実態調査を行い、その調査に基づく公営住宅施策を講じること。
(回答) 住宅や居住者の実態については、人口及び世帯に関する全数調査である国勢調査（総務省）や、住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握するための住宅・土地統計調査（総務省）、住宅及び居住環境に対する居住者の満足度や今後の住まい方の意向等を総合的に調査する住生活総合調査（国土交通省）などが行われております。 本市では、それらの結果をもとに、住宅ストックや居住ニーズなど市内の様々な住宅事情について整理し、住宅施策を講じるうえでの基礎資料として活用しております。	
担当	都市整備局 企画部 住宅政策課 電話：06-6208-9217

番号	19.(3)1.イ		
項目	低家賃の公営住宅を新しく大量に建設すること。		
(回答) 本市では、市営住宅の供給につきましては、住宅施策の重要な柱の一つと位置付け取り組んでまいりました。その結果、市営住宅の管理戸数は約11万戸と、住宅総数に占める比率は政令市でもトップの水準となっております。 今後の整備につきましては、現在ある住宅ストックを良好な社会的資産として有効活用していくことが重要であると考えておりまして、「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、建替事業等を効果的・効率的に進めてまいりたいと考えております。			
担当	都市整備局 住宅部 建設課（建設設計）		電話：06-6208-9243

番号	19.(3)1.ロ		
項目	建替えに伴う余剰地は民間に売却せず、公営住宅を建設すること。建設する際は、地元 の意見を反映すること。		
(回答) 本市では、市営住宅の供給につきましては、住宅施策の重要な柱の一つと位置付け取り組んでまいりました。その結果、市営住宅の管理戸数は約11万戸と、住宅総数に占める比率は政令市でもトップの水準となっております。 こうした市営住宅ストックを良好な社会資産として有効に活用していくため、市民の幅広い居住ニーズに対応するとともに、区とも連携しながら地域のまちづくりへの貢献を図るなど、より多くの市民に支持される「市民住宅」へと再編していく取り組みを進めております。 しかし、現時点においても、昭和40年代に大量に建設された住宅の老朽化が進むとともに、現行の耐震基準を満たさない住宅が一部存在しており、引き続き課題となっております。また、高齢化の進行などにより、コミュニティの沈滞化が課題となっており、団地を含む地域のまちの活力にも影響を及ぼす恐れがあります。 これらの状況を踏まえ、老朽化した市営住宅の建替えに際しては土地の有効利用を図り、余剰地については、民間活力の導入も図りながら市民の幅広い多様な居住ニーズに対応した良質な住宅供給や、生活・福祉・居住関連サービス施設を導入するなど、地域の活性化に向けた活用を図っていくこととしております。			
担当	都市整備局 住宅部 建設課（建設設計）		電話：06-6208-9243

番号	19.(3)2.		
項目	<u>公営住宅の管理戸数の削減はしないこと。</u> 大阪府は、府営住宅の市町村への移管はやめ、府営住宅として管理を続けること。		
(回答) 本市では、市営住宅の供給につきましては、住宅施策の重要な柱の一つと位置付け取り組んでまいりました。その結果、市営住宅の管理戸数は約11万戸と、住宅総数に占める比率は政令市でもトップの水準となっております。 今後の整備につきましては、現在ある住宅ストックを良好な社会的資産として有効活用していくことが重要であると考えておりまして、「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、建替事業等を効果的・効率的に進めてまいりたいと考えております。 (下線部について回答)			
担当	都市整備局 住宅部 建設課 (建設設計)		電話：06-6208-9243

番号	19.(3).3.イ
項目	入居資格の収入基準を大幅に引き上げること。
(回答) 公営住宅は、「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的」として整備されるもので、施策目的を達するために、入居資格を一定の所得水準以下の方に限定しています。 これまで公営住宅の入居収入基準については全て法令に規定されていましたが、平成23年5月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、並びに同年12月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令」及び「公営住宅法施行規則及び公営住宅等整備基準の一部を改正する省令」により、本来階層の基準については参酌すべき基準があるものの、政令で定める上限額の範囲内で、条例で定めることとされました。 本市においては、公営住宅制度の趣旨と応募倍率が高い水準で推移している状況を踏まえ、平成25年4月より、公営住宅の「本来階層」については、従前法令で定められていた額で規定される参酌基準である月額所得158,000円以下、従来の裁量階層にあたる「特に居住の安定を図るべき者」については、政令で定める上限額259,000円以下に引き上げるとともに、その対象者のうち、子育て世帯の子どもの年齢要件を「小学校就学前」から、本市が実施している子育て世帯向けの優先選考と同一の基準である「小学校修了前」に拡充し、さらに、平成29年2月より、他の本市子育て施策との整合を図るべく「小学校修了前」から「高等学校修了前とされる年齢(18歳まで)」へと拡充いたしました。 なお、中堅層向けの良質な賃貸住宅が民間市場において不足していたことに対応するとともに、中堅所得者の市内定住に効果をあげるため、公営住宅施策対象階層より所得の高い層を対象として、昭和50年代に特定賃貸住宅を設置したのをはじめとして、特別賃貸住宅(愛称：市営すまいりんぐ)を供給してきております。 さらに、平成19年度より、周辺に中堅層向け住宅がなく、特に高齢化率の高い公営住宅団地等について、団地コミュニティの活性化を図るため、公営住宅等の位置付けを変更し、新婚・子育て世帯を対象とした中堅層向け住宅として、新たに募集しております。	
担当	都市整備局 住宅部 管理課 入居契約グループ 電話：06-6208-9264

番号	19.(3).3.ロ
項目	老人・障がい者・ひとり親世帯及び単身者向けの福祉住宅の枠を大幅に拡げること。
(回答) 本市では、入居者の募集につきましては、例年7月・2月の定期募集に加え、高齢者の方や障がいのある方、ひとり親世帯の方を対象として、5月に市営住宅の別枠募集を行っております。 5月の別枠募集においては、平成3年度から高齢者が自立した生活を送れるよう配慮した設備・設計を行ったケア付住宅の募集を開始し、平成13年度からは障がいのある方を対象としたケア付住宅の募集を開始しました。また、これまでのケア付住宅の課題を踏まえ、高齢者の方や障がいのある方がより安心して暮らすことができる環境づくりを目指して、令和6年度からケア付住宅の新規募集を停止し、空き家となったケア付住宅を順次、ICT技術を活用して24時間見守りを行う「見守り付住宅」に転換し、募集を開始しました。また、車いす常用者の方を対象とした住宅の応募資格については、平成30年度から身体障がい1～2級相当から身体障がい1～4級相当まで拡充しました。 単身者向けの市営住宅の募集については、従来から例年7月・2月の定期募集時に別枠で行ってきており、応募機会の一層の充実を図るため、平成28年度より11月募集にも募集区分を追加するとともに、単身入居を認める住戸専用面積基準を緩和し各行政区における単身入居可能住戸の均衡を図りました。さらに、5月の別枠募集においても、平成30年度より一部の住宅で高齢者の方や障がいのある方の単身申込み可能枠を新たに設けたほか、高齢化の進展状況に鑑み、令和元年度より高齢者の単身申込み可能枠の拡充、令和2年度より高齢者向け募集戸数の拡充を行ってまいりました。 なお、緊急に入居すべき事由を有する方に適時に対応するため、平成19年3月から公営住宅等の空家の一部について随時募集を実施していますが、平成29年度からは一部の住宅に限定して単身で居住され日常生活ができる方であれば、60歳未満の単身者についても申込みを可能としております。 近年、定期募集における一般世帯向けの平均応募倍率が高倍率で推移する中、高齢者、障がい者、ひとり親世帯及び単身者向けの募集戸数については一定戸数確保するよう努めているところであり、今後とも関係局と連携しながら募集を行ってまいりたいと考えております。	
担当	都市整備局 住宅部 管理課 入居契約グループ 電話：06-6208-9264 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081 福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-8060 こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8035

番号	19.(3).3.ハ
項目	単身者の入居基準の年齢制限をなくすこと。
(回答) 本市では、法令において、災害や公共事業等の場合を除き、市民の皆様が公平に入居の機会を得られるよう、原則として公募（抽選）により入居者を決定しております。近年の公募における応募倍率は一般世帯向けが数倍程度に対し、単身者向けが 10 数倍程度の高い倍率で推移しております。 しかしながら、一部の住宅団地においては応募が少なく入居が進まない状況が生じていることから、平成 29 年度より、公募割れ住宅等を募集する公営・改良住宅の随時募集において、一部の住宅に限定して単身で居住され日常生活ができる方であれば、60 歳以上の高齢者だけでなく、60 歳未満の若年単身の方の申込みを可能としております。 また、市営すまいりんぐ等中堅層向け住宅の随時募集では、60 歳未満の単身者の方も申込み可能な住宅があります。 なお、解雇・雇止めにより社宅や寮等の住宅の退去を余儀なくされた方を対象に、公営住宅の目的外使用許可を前提とする入居者募集を行っており、60 歳未満の単身者の方も申し込みできることとしております。	
担当	都市整備局 住宅部 管理課 入居契約グループ 電話：06-6208-9264

番号	19.(3).4
項目	大阪府は <u>入居者の地位承継制限</u> を完全に撤廃すること。 <u>大阪市は導入しないこと。</u>
(回答) 市営住宅の使用関係については、その相続性が認められない中、名義人の死亡・転出等により残された家族の居住の安定を図るため、法令において、収入基準等一定の要件を満たし、事業主体の承認を受けた場合に限り、地位の承継が認められております。 本市においては、法令に基づき、条例・規則等に具体の承認基準を設けており、名義人死亡等地位の承継事由が発生した場合、当該基準を満たしている方に限り、地位の承継を認めております。 今後も、市営住宅管理の適正化を図るとともに、残された家族の居住の安定を図るため、現行の基準を満たさない方に対する明渡し指導を徹底する一方、基準を満たしている方については、地位の承継を認めてまいりたいと考えております。 (下線部について回答)	
担当	都市整備局 住宅部 管理課 入居契約グループ 電話：06-6208-9264

番号	19.(3).5
項目	主たる生計者で収入認定し、家族合算しないこと。
(回答) 公営住宅家賃制度の収入認定については、公営住宅法施行令により、世帯全体の過去 1 年間における所得税法規定の例に準じて算出した所得金額の合計等から算出するものとされております。 本市の家賃減免制度の収入認定においても、減免後家賃が個々の世帯の負担能力に合うよう、その対象は世帯全体としております。	
担当	都市整備局 住宅部 管理課 家賃収納グループ 電話：06-6208-9262

番号	19.(3).6
項目	収入が減った場合は現状で対応し、家賃を更正すること。
(回答) 公営住宅等の家賃については、公営住宅法第16条により、毎年度、入居者からの収入申告に基づき把握される入居者世帯の収入と住宅の便益に応じて近傍同種の住宅の家賃以下で、家賃決定されることとなっております。 収入については、入居者及び同居者の過去1年間における所得税法規定の例に準じて算出した所得金額の合計から算出するものとされており、その所得金額は公的機関による証明が求められております。 原則として、毎年8月に、前年1年間の収入を申告いただき、翌年度の家賃を算定しております。 しかしながら、入居者又は同居者の退職及び事業の廃止並びに収入のある同居者の転出、死亡により、入居者世帯の収入の著しい低下があるために決定家賃額をそのまま負担させることは適当でない場合については、入居者から提出のある「収入変動に伴う家賃減額申請書」に基づいて政令月収を再計算しそれに応じた収入区分の家賃まで減額しております。	
担当	都市整備局 住宅部 管理課 家賃収納グループ 電話：06-6208-9262

番号	19.(3)7.
項目	収入申告時の課税証明は無料とすること。
(回答) 市民税の課税（所得）証明書に係る交付手数料については、大阪市手数料条例（昭和40年大阪市条例第35号）第13条又は同施行規則（昭和40年大阪市規則第38号）第9条各号に該当する事由がある場合に減額し、又は免除することが可能となっており、福祉年金の裁定請求や老人医療証の交付に係る場合などが該当しますが、収入申告時の課税証明書の取得はいずれの事由にも該当しません。 なお、本市施策で課税（所得）証明書等の提出を求めているものについて、ご本人が同意している場合や法令等の定めがある場合は、税務当局から業務所管部局に所得情報等を提供し、証明書の提出は不要とすることで、市民の方の手続きの負担軽減に努めています。 市営住宅入居者の収入申告においては、これまで年1回行っていた課税情報の連携を随時行うことが可能になったため、課税情報の連携に同意いただき、市民税の申告を行っていただければ、課税（所得）証明書を提出いただく必要がなく、ほとんどの方は費用のご負担がありません。	
担当	財政局 税務部 管理課 電話：06-6208-7773

番号	19.(3).8
項目	①駐車場使用料は引き下げること。②外来者用も含めて駐車場を確保し、運営は住民（居住者）合意による民主的管理とすること。
（回答） 駐車場使用料につきましては、維持管理に係る経費をベースに、周辺料金や市営住宅の駐車場が営利目的の事業ではないことなどを勘案して設定しております。 また、空き駐車場の有効活用として、外来者も利用可能な時間貸駐車場の導入を一部の駐車場で進めております。 なお、附帯駐車場の管理運営にかかる清掃や巡回等の業務については、指定管理者である大阪市住宅供給公社が行っております。	
担当	都市整備局 住宅部 管理課 家賃収納グループ 電話：06-6208-9262 都市整備局 住宅部 管理課 管理グループ 電話：06-6208-9272

番号	19.(3).9
項目	退去時の原状回復については自治体負担とすること。
(回答) 市営住宅における退去時の原状回復については、大阪市営住宅返還実施要綱に規定しており、入居者に配付している「住まいのしおり」に、その内容を記載しています。 市営住宅の退去にあたりましては、これに従い、入居の方に原状回復を行っていただいております。原状回復が行われない場合には、原状回復に要する経費をご負担いただくこととしております。	
担当	都市整備局 住宅部 保全整備課 電話：06-6208-9275 都市整備局 住宅部 管理課 入居契約グループ 電話：06-6208-9264

番号	19.(3)10.	
項目	すべての住宅に風呂を設置すること。	
(回答) 本市では、「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、建替や全面的改善により、浴室のない住宅の解消に努めているところです。 また、浴室はあるものの、浴槽等が設置されていない住宅については、令和6年度から、入居者募集等により入居予定となった住戸を対象に浴槽等の設置を進めています。		
担当	都市整備局 住宅部 建設課 (建設設計)	電話：06-6208-9243

番号	19.(3)11.		
項目	車椅子専用住宅への入居の際、障がいの実態に伴った改修を入居までに行うこと。		
(回答) 昭和 59 年以降、入居予定者からの要望に基づいて住戸内の仕様を変更する「車いす常用者向特別設計住宅（ハーフメイド方式身体障がい者向住宅）」を建設しており、障がいの程度に応じた住宅の供給に努めております。			
担当	都市整備局 住宅部 建設課（建設設計）		電話：06-6208-9243

番号	19（3）11
項目	車椅子専用住宅への入居の際、障がいの実態に伴った改修を入居までに行うこと。
（回答） 本市では、「重度心身障がい者（児）住宅改修費給付事業」を実施しており、在宅の重度心身障がい者・児に対し、日常生活上の障がいの除去または軽減に直接効果のある住宅の改修工事を行う場合、工事費の一部を助成することにより日常生活の便宜と福祉の向上を図っております。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986

番号	19.(3).12.イ
項目	減免基準を大幅に引上げること。生活保護基準以下の所得の場合は免除し、保護基準の1.5倍までは漸減方式とすること。
(回答) 平成24年2月の家賃減免認定分までは、家賃福祉減免制度の適用基準について、公営住宅法施行令で定める収入、いわゆる政令月収が74,000円以下の場合に適用しておりました。 平成24年3月以降における家賃減免認定分からは、収入の種類にかかわらず総収入をもとに家賃減免の適否を判断するよう改めるとともに、減免後家賃について、住宅の便益がより反映されるよう応能応益家賃に減額率を乗じて算定する方法に変更しております。 家賃福祉減免制度につきましては、収入が少ないために、家賃負担が困難な入居者に、できるだけ自ら生活ができるよう、家賃面で配慮するものであります。 所得の低い世帯については、市営住宅施策の範囲で軽減措置を実施しておりますが、住宅に居住することにより便益を受けていることから、受益に応じた一定の負担は必要と考えております。	
担当	都市整備局 住宅部 管理課 家賃収納グループ 電話：06-6208-9262

番号	19.(3).12.ロ
項目	生活保護基準の引下げに伴い、ひきつづき家賃減免基準を引下げないこと。
(回答) 本市の家賃減免制度では、非課税収入も含めた世帯の「総収入」について生活保護基準を参考に本市が独自に定めた「支出基準額」や所要の医療費を勘案して家賃減免の適用の可否等を判定するとともに、適正な負担率の範囲内でかつ住宅の便益を加味した家賃を負担していただくこととしています。 今後の制度の運用については、福祉的配慮のもと、社会経済情勢、適正家賃負担の観点から、適切に行ってまいります。	
担当	都市整備局 住宅部 管理課 家賃収納グループ 電話：06-6208-9262

番号	19.(3).12.ハ
項目	収入ではなく、すべて所得で取扱うこと。
(回答) 平成24年2月の家賃減免認定分までは、政令月収74,000円以下の世帯を対象とし、政令月収を10段階に区分し、区分毎に家賃減免算定基礎額を定め、家賃減免算定基礎額に住宅係数を乗じて得た額と、各区分毎に定めた最低負担額を比較して、いずれか高い額を減免後家賃としておりました。 しかしながら、当時の家賃福祉減免制度の適用を受けている世帯をみますと、同じ世帯収入でも収入の種類等によって家賃算定上の所得に大きな差が生じ、適用される家賃額が異なるという収入算定上の課題や、住宅の広さや設備水準等の便益が十分に反映されていないことなど、受益と負担の公平の観点からの課題がございました。 そのため、平成24年3月以降における家賃減免認定分からは、収入の種類にかかわらず総収入をもとに家賃減免の適否を判断するよう改めるとともに、減免後家賃について、住宅の便益がより反映されるよう応能応益家賃に減額率を乗じて算定する方法に変更しております。	
担当	都市整備局 住宅部 管理課 家賃収納グループ 電話：06-6208-9262

番号	19.(3).12.ニ
項目	減免時の各種控除に年金保険料、介護利用料、通院も含む医療費、所得税、住民税を加えること。
(回答) 医療費の占める割合が、家賃支払いに大きな負担となる場合を考慮し、本市の家賃減免制度においては、医療費控除を適用しており、平成24年3月に見直しを行った現行制度においても引き続きこの考え方で行っております。	
担当	都市整備局 住宅部 管理課 家賃収納グループ 電話：06-6208-9262

番号	19.(3).12.ホ
項目	減免は、主たる生計者で収入・所得のみで判断し、家族合算しないこと。
(回答) 公営住宅家賃制度の収入認定については、公営住宅法施行令により、世帯全体の過去 1 年間における所得税法規定の例に準じて算出した所得金額の合計等から算出するものとされております。 本市の家賃減免制度の収入認定においても、減免後家賃が個々の世帯の負担能力に合うよう、その対象は世帯全体としております。 また、同じ世帯収入でも収入の種類等によって家賃算定上の所得に大きな差が生じ、適用される家賃額が異なるなどの、公平性が損なわれることがないよう、総収入をもとに家賃減免の適否を判断するよう変更しております。	
担当	都市整備局 住宅部 管理課 家賃収納グループ 電話：06-6208-9262

番号	19.(3). 12.へ
項目	傷病手当、児童手当、児童扶養手当、雇用保険給付、遺族年金、障がい年金などの非課税所得は合算しないこと。
(回答) 本市の家賃減免制度の収入認定においては、その住宅に住んでおられる家族全員の総収入を対象としております。 その収入が、税法上では非課税所得であっても、住宅の家賃の減免をする場合には、家計から家賃が支払えるかを判断しますので、課税対象の如何を問わず、全ての収入を合算しております。	
担当	都市整備局 住宅部 管理課 家賃収納グループ 電話：06-6208-9262

番号	19.(3).12.ト
項目	添付書類は所得証明（課税証明）のみを原則とし、手続きを簡素化すること。
（回答） 家賃減免制度は、本市が独自に、当該世帯の家計を構成するすべての収入を課税対象の如何を問わずにみて、家賃が支払えるかどうかを算定して決定しております。 このため、減免措置の適用可否の大きな判断要素である収入については、額の多寡を問わず、証明書類を提出していただく必要があります。 なお、平成19年度より、入居者の負担を軽減する観点から、市民税データの活用や入居者の手元にある源泉徴収票や年金額改定通知書を活用し、課税証明の添付の省略を図っております。 また、平成30年度より本市が保有する住民基本台帳（住民票）情報及び住民税課税情報との連携を開始しました。これに伴い、これまで各種手続きにおいて添付資料として求めておりました住民票の写し及び住民税課税証明書につきましては、原則として省略することが可能になっております。	
担当	都市整備局 住宅部 管理課 家賃収納グループ 電話：06-6208-9262

番号	19.(3).13
項目	大阪市は申し込み 11 回落選者の優遇措置を元に戻すこと。
(回答) 平成 24 年 7 月 31 日まで実施してきた「11 回落選者特別措置制度」(登録制度)は、定期募集に多数回落選し市営住宅に入居できない住宅困窮者を救済するための優先選考であり、落選回数が 11 回以上となった方について、順位を抽選のうえ登録し、希望行政区を踏まえ、本市が指定する空家に登録順位に従い斡旋するもので、これまで一定の役割を果たしてきたと認識しております。 しかしながら、この制度については、登録件数が年々増加し、この制度による入居が募集可能な空家の約 1/3 を占め、若い世代の別枠募集や福祉的な募集といった政策的な募集の展開を難しくしていることや、他の優先選考と比較して著しく不均衡が生じていることなど、募集制度全体がバランスに欠けているという課題がありました。 このため、多数回落選実績保有者の居住の安定に十分配慮しつつ、募集制度全体がよりバランスのとれた制度となるよう見直したものです。 具体的には、定期募集の落選回数実績が 11 回以上の方を引き続き優先選考の対象とし、これまでの「登録制度」から「別枠募集制度」に改め、平成 24 年 9 月から新たな別枠募集制度を実施しています。 なお、従来の登録制度は、平成 24 年 2 月募集で落選回数が 11 回以上となった方の登録をもって終了しましたが、最終登録期限である平成 24 年 7 月 31 日までに登録された方については、従来の制度により住宅を斡旋しております。 また、緊急に住宅の確保を要する方に対しては、これまで法令で定める特定入居制度のほかは定期募集等による対応しかできませんでしたが、平成 19 年 3 月から公営住宅・改良住宅の空家の一部について随時募集を実施するなど、対応を図っております。	
担当	都市整備局 住宅部 管理課 入居契約グループ 電話：06-6208-9264

番号	19.(3).14
項目	大阪市は敷金の減免制度をつくること。
(回答) 敷金は、賃借人が債務を担保する目的で金銭の所有権を賃貸人に移転し、賃貸借契約終了の際、賃借人の債務不履行があれば、その金額から弁済に充当する約束で授受する金銭です。 公営住宅、改良住宅など応能応益家賃制度を適用している住宅については、収入に応じて家賃額が異なりますので、負担能力に応じた入居時決定家賃額の3か月相当額を敷金として徴収しております。 市営住宅の退去時には、未納家賃や入居者負担分の修繕費用（損害賠償金）がある場合は、その金額を差し引いた上で還付しています。	
担当	都市整備局 住宅部 管理課 入居契約グループ 電話：06-6208-9264

番号	19.(3).15
項目	指定管理者制度は廃止し、管理は自治体の責任で行うこと。
(回答) 指定管理者制度は、個別法で事業主体が権限行使をするものとされているものを除き、公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものですが、あくまで施設の管理責任は自治体が有するものです。 公の施設は、住民の福祉を増進する目的でその利用に供するための施設であり、このような施設に民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの向上や効率的な運営を達成するため、平成15年9月に地方自治法が一部改正され指定管理者制度が設けられました。 多様化する住民ニーズへの効果的で効率的な対応が期待できることから、本市の市営住宅においても、令和2年度に指定管理者の公募を行い、大阪市住宅供給公社を選定し、指定管理者の指定議決を経て、令和3年4月1日から指定管理業務を開始しています。	
担当	都市整備局 住宅部 管理課 管理グループ 電話：06-6208-9272

番号	19.(3).16
項目	共益費はなくすこと。当面、減免制度を復活すること。
(回答) 共益費については、市営住宅入居者の共同の利益のため、共同で入居者に負担いただく費用です。 例えば、廊下・階段の電灯・防犯灯の電気料金、エレベーターの電気料金、共同水栓の水道料金等であり、これらは、大阪市営住宅条例第 30 条において、入居者の負担すべき費用と定められています。 当該費用につきましては、共同生活を営むうえで必要となる費用であることから、自治会等（入居者組織）で取りまとめて一括して関係先へ支払っていただくこととしております。	
担当	都市整備局 住宅部 管理課 管理グループ 電話：06-6208-9261

番号	19.(3).17.イ
項目	住宅の補修、増改築及び建て替えは、入居者の要望・意見をよく聞いて、民主的に こない、移転は実費を公費で負担すること。
(回答) 本市負担の住宅補修については、担当の住宅管理センターにおいて、入居者の方々からのご意見も踏まえて、適切に実施しております。 また、本市の住戸改善事業につきましては、「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、入居者の方々への説明会や話し合いなどを重ね、地元要望がまとまった団地から実施することとしております。 建替事業につきましても、上記計画に基づき、原則として建設年度の古い住宅や現行の耐震基準を満たさない住宅を優先して、移転計画が整った住宅から実施することとしております。 入居者の方々へは、事前に自治会役員と日程を調整させていただいたうえで、事業内容や移転計画、移転までのスケジュールなどを説明して事業を実施しているところです。 なお、移転料につきましては、建替事業等を円滑に進めるため、本市において一律の移転料を定め、事業を実施しております。	
担当	都市整備局 住宅部 保全整備課 電話：06-6208-9275 都市整備局 住宅部 建設課（建替改善） 電話：06-6208-9251

番号	19.(3)17.ロ.		
項目	住居保障の観点から、修繕・補修の公費負担の範囲を拡大し、高齢化にともなう対策を講じること。		
(回答) 高齢化に伴う対策といたしまして、現在整備する住戸全戸において床段差を無くすなど、高齢者等に配慮した設計を実施しております。 既存住宅についても、必要に応じてスロープや手すりを設置するなどの対策を実施しております。また、中層の既存住棟を対象にエレベーターの設置などの対応も進めております。			
担当	都市整備局	住宅部	保全整備課
	都市整備局	住宅部	建設課（建設設計）
			電話：06-6208-9275
			電話：06-6208-9243

番号	19.(3).17.ハ
項目	築後20年以上の建物の壁の補修、雨漏り対策などは優先的に実施すること。
(回答) 外壁改修や屋上防水などの計画補修については、建設後または前回改修からの経過年数や点検結果などを考慮して、優先度の高い住宅から順次実施しております。	
担当	都市整備局 住宅部 保全整備課 電話：06-6208-9275

番号	19.(3).17.ニ
項目	住宅の住棟番号の補修や街灯設備などの補修・管理は、住民の安全を図る観点から、速やかに行うこと。
(回答) 本市負担の住宅補修については、担当の住宅管理センターにおいて、入居者の方々からのご意見も踏まえて、適切に実施しております。	
担当	都市整備局 住宅部 保全整備課 電話：06－6208－9275

番号	19.(3).17.ホ
項目	経年劣化や耐用年数を超える古い住宅設備は、居住者の負担なく交換すること。
(回答) 市営住宅における住宅設備の修繕や取替等の負担区分については、大阪市営住宅補修工事実施要綱に規定しており、入居者に配付している「住まいのしおり」に、その内容を記載しています。 なお、空家補修時に、住宅設備の機能不良等がみられた場合は、適切に取替を実施しております。	
担当	都市整備局 住宅部 保全整備課 電話：06－6208－9275

番号	19.(3)18.	
項目	入居者負担なく、すべての中層住宅にエレベーターを設置すること。	
(回答) 本市におきましては、「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、全ての住棟について、「建替」、「耐震改修」、「全面的改善」、「エレベーター単独設置」、「継続活用」のいずれかの活用手法を選定した上で事業を進めております。 この中で「エレベーター単独設置」の事業につきましては、原則として、4・5階建てを優先して地元要望がまとまった団地から設置することとしております。		
担当	都市整備局 住宅部 建設課（建設設計）	電話：06-6208-9243

番号	19.(3).19
項目	府営・市営住宅の空き家状況を府民（市民）にあきらかにし住宅困窮者の入居を促進すること。
（回答） 入居可能な住宅につきましては、入居者募集時に、住宅名・戸数・間取り・家賃等を掲載したパンフレットを配布しており、掲載内容については本市ホームページに公表しております。 また、「区広報紙」やポスター等により、入居者募集の周知を図っております。 （下線部について回答）	
担当	都市整備局 住宅部 管理課 入居契約グループ 電話：06-6208-9264

番号	19.(3).20
項目	集会所の使用は集会所運営要綱にもとづいて指導、是正すること。
(回答) 本市では、集会所について、市営住宅集会所管理規程を設け、当該市営住宅の入居者全体及び周辺地域住民の共同の場として、相互の親睦、福利厚生、文化的行事及び地域コミュニティ育成等のために積極的に使用できるよう、管理及び使用運営に必要な事項を定めておりますが、その中で公序良俗を害するおそれのあるときや政治活動、宗教活動、営利を目的とした使用は禁じております。 入居者の方々には、入居時に配布する「住まいのしおり」や定期的に配布する「住宅だより」において、集会所の適切な使い方について啓発しており、適切でない使用事例につきましては個別の事情に応じて指導等を行なっております。	
担当	都市整備局 住宅部 管理課 管理グループ 電話：06-6208-9261

番号	19.(4)1.
項目	<u>公共下水道を完備すること。</u> 震災対策として耐震性貯水槽を必要なだけつくること
(回答) 大阪市では、古くから下水道整備を進めてきており、下水道の普及率はほぼ100%となっています。	
担当	建設局下水道部調整課 電話：06-6615-7590

番号	19.（４）１．
項目	公共下水道を完備すること。 <u>震災対策として耐震性貯水槽を必要なだけつくること。</u>
（回答） （下線部について回答） 公設の耐震性貯水槽については、広域避難場所等へ一定の整備を完了しています。	
担当	消防局 警防部 警防課・水利 電話：06-4393-6546

番号	19.(4)2.イ.
項目	身近な所で施設を完備し、内容を充実し、低料金または無料にすること。 ・夜間も使用できるグラウンド
(回答) 本市では、市民がスポーツ活動を行う機会を広げるために、都市公園内の有料施設（野球場、運動場及び庭球場）の夜間使用を可能とするナイター設備を27施設に設置し、市民の皆様にご利用いただいております。 なお、現在のナイター施設の利用状況などから、ナイター設備の新たな設置につきましては、特に検討していない状況です。	
担当	建設局 公園緑化部 調整課 電話：06-6615-6746 経済戦略局 スポーツ部 スポーツ課 電話：06-6469-3870

番号	19.(4)2.ロ
項目	公営住宅の建て替えなどに伴う余剰地など、住民の身近な所で施設を完備し、内容を充実し、低料金または無料にすること。 ・多目的ホール
(回答) 本市では、コミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的とした市民にとって身近な施設として、各区に区民センター等の区役所附設会館の整備を進めており、令和6年10月時点で、24区に33施設を整備しております。 各区役所附設会館の使用料等については、大阪市区役所附設会館条例及び大阪市区役所附設会館条例施行規則において、より多くの市民の方々に利用いただけるよう、部屋の広さや種別、時間帯に合わせた料金を設定しております。 今後ともより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組み、コミュニティ活動の振興に寄与するための施設としての役割を果たしてまいります。	
担当	市民局 総務部 施設担当 電話：06-6208-7633

番号	19.(4)2.ハ.
項目	身近な所で施設を完備し、内容を充実し、低料金または無料にすること。 ・スポーツセンター
(回答) 本市では、市民が気軽にスポーツに親しみ、また、楽しめるように、スポーツセンターを各区に整備し、市民の皆様にご利用いただいております。 また、より良好な施設環境を整えるため、施設の維持管理に要する費用の一部を利用者の方々に負担いただくとの考えから、現在の利用料金としております。	
担当	経済戦略局 スポーツ部 スポーツ課 電話：06-6469-3870

番号	19.(4)2.ニ
項目	公営住宅の建て替えなどに伴う余剰地など、<u>住民の身近な所で施設を完備し、内容を充実し、低料金または無料にすること。</u> <u>・図書館</u>
(下線部のみ回答) 市立図書館につきましては、図書館法第17条に基づき、無料で利用いただける施設です。本市では、これまで1区に1館の図書館を順次建設し、既に全区で24館設置しております。 内容の充実につきましては、市立図書館全館約435万冊(令和6年3月31日現在)の図書資料を各図書館からはもちろんのこと、インターネットを通じてご自宅からも検索、予約していただだけ、お住まいやお勤め先のお近くの図書館まで取寄せて、貸出・返却できるシステムとなっております。併せて、ご自宅のパソコンや館内の検索機で、電子書籍や古文書等のデジタルアーカイブの閲覧、音楽配信サービス等もご利用いただけます。 また、自動車文庫「まちかど号(1号・2号)」が大阪市内104か所に月1回程度巡回しており、いずれも無料でご利用いただけます。 今後とも、中央図書館を基幹とする全市立図書館のオンラインネットワークを活用した効果的・効率的な運用に努め、サービスの一層の向上に努めてまいります。	
担当	教育委員会 中央図書館 総務担当 電話：06-6539-3314

番号	19.(4)2.ホ.
項目	2. 身近な所で施設を完備し、内容を充実し、低料金または無料にすること。 ホ. 総合病院・<u>救急医療施設</u>
(回答) 救急医療体制の整備は、医療法の規定により都道府県が定める医療計画に基づき、初期救急は市町村で、二次救急は府と市が協力し、広域的対応を必要とする三次救急は都道府県が整備することとなっています。 大阪市では、初期救急医療体制として夜間急病診療所を1ヶ所、休日急病診療所を6ヶ所整備し、保険医療機関として診療を行っております。 そのため、診療にかかる料金は診療報酬に基づき算定しております。 今後とも、必要な医師の確保をはじめ、救急医療を支える仕組みづくりについて、国に要望いたしますとともに、大阪府はもとより大阪府医師会をはじめとする関係団体と連携し、救急医療体制の確保に取り組んでいきます。 (下線部について回答)	
担当	健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9940

番号	19.(4)2.へ.
項目	<u>公営住宅の建て替えなどに伴う余剰地など、住民の身近な所で施設を完備し、内容を充実し、低料金または無料にすること。</u> 養護（特別養護）老人ホーム、デイケア、ショートステイ、<u>高齢者のつどえる場</u>
（回答） 大阪市では、大阪市内在住の 60 歳以上の方を対象とした施設として、各区に 1 施設（北区と中央区には各 2 施設）老人福祉センターを設置しております。 老人福祉センターでは、地域で暮らす高齢者の方々が、健康で明るい生活を営むために必要な生活相談等を行うほか、各種教養講座を実施するとともに、趣味、生きがいづくり、レクリエーションなどの機会の提供、老人クラブへの援助等を行っております。利用料金については、特別な講座やイベントを除き、基本的に無料となっております。 （下線部分についてのみ回答）	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 いきがいグループ 電話：06－6208－8054

番号	19.(4)2.へ.	
項目	身近な所で施設を完備し、内容を充実し、 <u>低料金または無料</u> にすること。 <u>養護（特別養護）老人ホーム、デイケア、ショートステイ、高齢者のつどえる場</u>	
(下線部について回答) 特別養護老人ホーム、デイケア、ショートステイなどの介護保険サービスを利用される方の利用料につきましては、サービスに係る費用の1割、2割または3割を負担していただいています。 利用者負担額が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年80万円以下の利用者負担第2段階の方については、月額負担上限額を15,000円とし、低所得者に対する利用者負担が少なくなるよう設定されております。 また、平成20年4月から各医療保険における世帯内の1年間の介護保険と医療保険とのサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限金額を超えた場合については高額医療合算介護（介護予防）サービス費を支給しております。 加えて、施設入所者等にご負担いただいている食費・居住費についても、所得に応じた負担限度額が設けられ、基準費用額と負担限度額との差額が、特定入所者介護サービス費として支給されています。 さらに、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。		
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ）	電話：06-6208-8059

番号	19.(4).2.ト.
項目	・子どもが安全に遊べ、交流できる広場や公園をつくること。
(回答) 大阪市では、現在、市民が安全で安心して利用できる魅力ある公園整備を実施しております。 今後とも、子どもの遊び場、日常の健康づくり、身近なレクリエーションや地域コミュニティ活動の拠点となる公園の整備に取り組んでまいります。	
担当	建設局 公園緑化部 公園課 電話：06-6615-6769

番 号	19.（４）２．チ
項 目	<u>児童館</u>、学童保育を拡充し、当面、空き教室や校庭、プール等の利用ができるようにすること。
（下線部について回答） 本市では、各区の子ども・子育てプラザにおいて、次代を担う子どもの健やかな育成と家庭や地域の子育て力を高めるため、在宅で子育てを行っている家庭や地域の子育て活動を支援するとともに、乳幼児期の親子や子育て支援関係者、就学期の子どもたちが集い交流する機会を提供しているところです。	
担 当	こども青少年局子育て支援部管理課子育て支援グループ 電話：06-6208-8112

番号	19.(4)2.チ
項目	児童館、 <u>学童保育を拡充し、当面、空き教室や校庭、プール等の利用ができるようにすること。</u>
(下線部のみ回答) 「学童保育」の学校施設利用につきましては、既に、本市では留守家庭児童を含む全ての児童の放課後における健全育成を図ることを目的に、学校施設を活用し「児童いきいき放課後事業」を市内の全小学校で実施しており、留守家庭児童も多く参加しております。 従いまして、同一時間帯に同じ学校の中で対象児童の重複する同趣旨の事業を実施することとなりますので、いわゆる「学童保育」の施設利用を認める考えはございません。	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9083

番号	19. (4). 2. リ
項目	<u>公立の保育所・幼稚園をつくること。</u>
(回答) (下線部について回答) 現在、公私ともに幼稚園の定員に余裕があり、市内の幼稚園児の約 8 割が私立の幼稚園や認定こども園に通園されており、また、市立幼稚園が存在しない行政区が 2 区あるという状況もあります。 また、市立幼稚園の民営化を進めており、市立幼稚園としての役割を検証したうえで、個々の園の状況や地域ニーズ等を勘案し、今後の進め方について方針決定していくこととしております。 以上のことから、市立幼稚園を新たに建設することは、困難であると考えております。	
担当	こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼稚園運営企画 G 電話：06-6208-8165

番号	19.(4)2ヌ
項目	身近な所で施設を完備し、内容を充実し、低料金または無料にすること。 ヌ 公設浴場をつくり、公衆浴場には補助を行うこと。
(回答) 大阪市では、浴場を利用する市民の衛生を確保するため、維持管理指導を行うとともに、衛生の維持向上に努めている公衆浴場に対して薬剤購入費等の補助を行っています。 また、ボイラーなどの基幹設備の更新や補修は、適切な衛生水準の維持には不可欠なものであることから、その計画的な維持補修を推進し、公衆浴場の衛生向上を図る観点から基幹設備の更新や補修に対する補助を行い、浴場利用者の中で利用割合が高い高齢者等が安全に施設を利用することができ、健康づくり・介護予防につながる取組に関する支援として、バリアフリー化設備の整備に対しても補助を行っています。 さらに、公衆浴場の活性化や公衆浴場を拠点とした住民の相互交流の促進を図ることを目的として、公衆浴場が実施する地域住民の健康増進や交流促進等を図る事業に対する補助も行っています。	
担当	健康局 健康推進部 生活衛生課 電話：06-6208-9991

番号	19.(4)3
項目	公共施設の利用料金を引き下げること。
(回答) 生涯学習センター及びクラフトパークの利用料金につきましては、施設の維持管理に必要な費用の一部を利用者の方々にも負担していただくことで、より良好な利用環境を整備するという考えから料金設定をしています。 これらの施設は指定管理者制度に基づき、公募により選定された指定管理者が管理を代行して行っております。 施設の利用料金は条例で定められた額を上限として、指定管理者が設定することができるものとなっており、現在の利用料金の中には、条例で定められた上限額を下回って設定されているものもあります。	
担当	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当 電話：06-6539-3345、3346

番号	19.(4)3.
項目	公共施設の利用料金を引き下げること
(回答) 大阪市立美術館、大阪市立自然史博物館、大阪市立東洋陶磁美術館、大阪市立科学館、大阪歴史博物館、大阪中之島美術館の6館については地方独立行政法人大阪市博物館機構が所管しております。「常設展」及び館蔵品を中心に開催される「自主企画展」等については、65歳以上の市民の方を対象に大阪市の敬老優待乗車証や運転免許証等を提示いただくことで、無料で観覧していただいております。また、小中学生についても無料で観覧いただいております。	
担当	経済戦略局 文化部 文化課（博物館支援担当） 電話：06-6469-5184

番号	19.(4).3
項目	公共施設の利用料金を引き下げること。
(回答) 公園内有料施設の利用については、施設の維持管理に要する費用の一部を利用者の方々にも負担していただくという考え方から有料としておりますが、使用料の設定に当たっては、他都市や府内の同種同規模施設の使用料等も参考にしております。 また、指定管理者が管理を代行している公園内有料施設については、大阪市公園条例に定める金額を超えない範囲で、指定管理者が利用料金を定めるものとしております。 こうした一方で、一部の施設においては、小中学生や市内在住の65歳以上の方などを対象に減免措置を講じているところです。	
担当	建設局 公園緑化部 調整課 (企画運営担当) 電話：06-6615-6759

番号	19.(4).4.
項目	公的責任で無料駐輪場をつくること。 (回答) 本市では、駅周辺の放置自転車対策の一環として、昭和48年より通勤や通学のために最寄りの駅を利用する自転車利用者を対象に自転車駐車場の整備を行っており、令和5年3月末時点で、大阪市内の鉄道駅164駅において約17万台分(鉄道事業者等の整備も含む。)を確保してまいりました。 無料の自転車駐車場につきましては、近距離利用を中心とした不要不急な自転車も多くなり、自転車が通路まで溢れ周辺道路上にまで放置されるなど、利用者の方々にとって大変使いづらい状況になってしまうこともございます。 このため、安全で快適に自転車駐車場を利用できるよう管理人を配置し、乱雑に置かれる自転車を整理・整頓して場内の混雑を解消するとともに、周辺道路の環境改善や近距離利用を中心とした不要不急の自転車を抑制するために、利用者の方に利用料を負担していただく、有料化を基本とし自転車駐車場の整備を進めておりますので、無料の自転車駐車場を増設する計画はありません。
担当	建設局 企画部 方面調整課(自転車対策担当) 電話：06-6615-6683

番号	19.(4)5
項目	ゴミ回収の有料化をしないこと。
(回答) 家庭ごみの有料化につきましては、ごみの排出抑制や再使用、再利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、更なる推進を図るべきとの方針が国（環境省）から示されております。 本市としましては、今後のごみ減量の進捗状況を見極めながら、各種減量施策の効果検証とともに、家庭ごみ収集の有料化等経済的手法を用いた減量施策の導入について検討することとしています。	
担当	環境局 総務部 企画課 電話：06-6630-3213

番号	19.(4).6.
項目	地域住民からの要望に基づき防犯灯を設置すること。
(回答) 市が管理していない私道に設置する街路防犯灯は、地元町会や市民の方々からの申請に基づき設置助成をしています。 なお、市が管理する生活道路の道路照明灯は、夜間における交通安全の確保や歩行者の安全・防犯などを目的に、平均照度4ルクスの明るさを確保するため約30m間隔に設置しています。	
担当	建設局 企画部 工務課（道路公園設備担当） 電話：06-6615-7261

番号	19.(4).7		
項目	バリアフリー化を徹底すること。		
(回答) 本市では平成5年に「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」と「施行規準」を定め、公共建築物や民間特定建築物をはじめとする道路や公園などの都市施設、駅舎等の公共交通施設のバリアフリー化を推進してまいりました。 今後も引き続き、公共空間のバリアフリー化を推進し、ひとにやさしいまちづくりに努めてまいります。			
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課		電話：06-6208-8072

番号	19.(4)8
項目	地域の公園・樹木の管理・整備に予算措置を講じること
(回答) 地域の公園・樹木の管理・整備に関する予算につきましては、市民の方が安全・安心にご利用いただけるよう、限られた財源の中から必要な予算の確保に努めているところですが、今後も必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。	
担当	建設局 公園緑化部 調整課 電話：06-6615-6600 建設局 公園緑化部 調整課（企画運営担当） 電話：06-6615-6759 建設局 公園緑化部 公園課 電話：06-6615-6769 建設局 公園緑化部 緑化課 電話：06-6615-6891

番号	20
項目	20 保健所を府下全域に、最低人口10万人につき1ヶ所建設すること。<u>少なくとも、各自治体・行政区に1ヶ所の保健所を設置すること。保健所には医師や看護師は常駐させること。</u>
(回答) 本市では、平成12年度から1保健所24保健センター体制、平成15年度からは1保健所24保健福祉センターとする地域保健体制のもと、広域的・専門的・技術的支援は保健所、市民に身近な保健サービスの提供は各区保健福祉センターが担い、双方に医師、保健師を配置し、機能分担、相互連携により保健衛生事業を総合的・効果的に実施しております。 今後も保健所と各区保健福祉センターとの役割分担と相互連携のもと、本市公衆衛生施策の充実に努めてまいります。 (下線部について回答)	
担当	健康局 健康推進部 健康施策課 電話：6208-9951 健康局 総務部 総務課 電話：06-6208-9921

番号	2 1
項目	<u>全住民を対象とした無料の健康診断制度を行い</u>、新型コロナウイルス、伝染病など流行病に対する検疫や予防接種は無料でおこなうこと。
(回答) 従来、老人保健法に基づき市町村業務として実施しておりました基本健康診査につきましては、平成 20 年 4 月 1 日に老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことに伴い廃止となり、新たに医療保険者の義務として実施する特定健康診査に移行しております。よって、健康保険加入者に対しては、それぞれの医療保険者が特定健康診査を実施することとなりました。しかしながら、医療保険に加入していない生活保護受給者等に対しては、ひきつづき市町村の業務として健康診査を実施しており、自己負担金は無料としております。 なお、引き続き実施しております各がん検診等につきましても、自己負担金は低く設定しているところですが、後期高齢者医療の被保険者、高齢受給者証の対象者、生活保護法による被保護世帯、中国残留邦人等支援給付の受給世帯及び市民税非課税世帯に属する方については自己負担金を免除し、経済的な理由で検診を受けられないといったことのないようにしております。	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9943

番号	2 1
項目	全住民を対象とした無料の健康診断を行い、新型コロナウイルス、<u>伝染病など流行病に対する検疫や検査、予防接種は無料でおこなうこと。</u>
(回答) 予防接種法では、ウイルスの突然変異や新たな感染症が発生したときに備えて、臨時の予防接種という仕組みがあります。臨時の予防接種では、都道府県知事はその対象者及びその期日又は期間を指定して行うか、もしくは市町村に対し行うよう指示しますので、その仕組みに則って適切に対応してまいります。 (下線部について回答)	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0813

番号	22
項目	「非核平和都市宣言」をして平和の推進に貢献し、被爆者の生活・医療を完全に保障すること。
(回答) 本市では、平成7年12月に「平和都市宣言」を行い、日本国憲法の基本理念である恒久平和と国是である非核三原則を踏まえ、核兵器の速やかな廃絶を強く訴えるとともに、国際社会の平和と発展に貢献することを誓い、本市の姿勢や考え方を明らかにしています。 また、平成21年12月に「平和首長会議」に加盟し、国内外の加盟都市とも連携し、平和の推進に貢献する取組を進めています。 今後とも、市民一人ひとりに平和の尊さを伝える取組に努め、国際社会の発展と平和に貢献する魅力ある「国際平和都市大阪」づくりを推進してまいります。 (下線部について回答)	
担当	総務局 行政部 総務課（総務グループ） 電話：06-6208-7412

番号	23
項目	<u>人権啓発推進の名による同和行政の存続をやめ</u>、差別を固定化する「大阪府人権尊重の社会づくり」条例は廃止すること。
(回答) (下線部について回答) 本市では、平成14(2002)年3月末の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」の失効により、特別措置としての同和対策事業を終了しました。	
担当	市民局 人権企画課 電話：06-6208-7619

番号	24
項目	行政手続き法の施行及び各自治体の条例化に基づき、自治体として各制度の手続きを 目 明定化すること。
(回答) 本市では、平成6年10月1日から施行された「行政手続法」及び平成7年10月1日から施行された「大阪市行政手続条例」に基づき、審査基準・不利益処分基準・行政指導指針を定め、これらを市役所1階の市民情報プラザにおいて閲覧に供しているほか、審査基準等の一覧表をホームページに掲載し、周知を行っています。 審査基準一覧： http://www.city.osaka.lg.jp/shisei/category/3054-4-2-3-0-0-0-0-0-0.html 不利益処分基準一覧： http://www.city.osaka.lg.jp/shisei/category/3054-4-2-4-0-0-0-0-0-0.html 複数の者に対する行政指導一覧： http://www.city.osaka.lg.jp/shisei/category/3054-4-2-5-0-0-0-0-0-0.html また、平成18年4月1日の「行政手続法」の改正を受けて、平成19年7月1日から「規則等を定める際の意見公募手続等に関する指針」を施行し、意見公募手続を実施しています。いただいた意見やそれを考慮した結果は、規則等の公布時にあわせてホームページに掲載し、周知を行っています。 ※意見公募手続とは、規則、要綱・要領などを定める際に、その案をあらかじめホームページなどにより公表し、市民のみなさんの意見などを募集する手続のことです。 各所属の「規則・審査基準・行政指導等」の意見公募実施状況： http://www.city.osaka.lg.jp/shisei/category/3065-1-5-0-0-0-0-0-0-0.html 規則等を定める際の意見公募手続の概要： http://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000003671.html	

さらに、平成 27 年 4 月 1 日の「行政手続法」及び「大阪市行政手続条例」の改正により新設された「処分等の求め」及び「行政指導の中止等の求め」について、当該制度の内容及び申出方法をホームページに掲載し、周知を行っています。

処分等の求め・行政指導の中止等の求めについて：

<http://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000304176.html>

担当	総務局 行政部 行政課（法務グループ） 電話：06-6208-7443
----	-------------------------------------

番号	25.
項目	大阪市の権限を大阪府が奪う「広域一元化条例」は廃止すること。
(回答) 大阪市では、令和3年4月1日に大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例を施行したところです。この条例は、副首都推進本部（大阪府市）会議を設置し、大阪の成長・発展に向けた基本的な方針等を協議することや、府市の一体的な行政運営のために必要な手法を検討し最適なものを選択していくことなどを定めているものです。	
担当	副首都推進局 事業再編担当 電話：06-6208-8864

番号	27
項目	「教育行政基本条例」「職員基本条例」「職員の政治的行為の制限に関する条例」を廃止すること。
(回答) 本市では、地方公務員法に定められた人事行政に関する根本基準を厳格に運用し、市民から信頼される市政を実現させるため、平成24年6月1日から「大阪市職員基本条例」を施行しています。 また、本市において公務員に求められる政治的中立性を揺るがす事象が生じたことに鑑み、職員の政治的中立性を保障し、本市行政の公正な運営を確保するため、平成24年8月1日から「職員の政治的行為の制限に関する条例」を施行しています。 本市としては、これらの条例を適切に運用することで、市民からの信頼の確保に努めてまいりたいと考えています。 (下線部について回答)	
担当	総務局 人事部 人事課（人事グループ） 電話：06-6208-7516

番号	27.
項目	「 <u>教育行政基本条例</u> 」「職員基本条例」「職員の政治的行為の制限に関する条例」を <u>廃止すること。</u>
(下線部のみ回答) 「大阪市教育行政基本条例」に関しましては、府市統合本部での議論をふまえ、市会において議決を得たのちに、平成24年5月28日に施行されたところでございます。	
担当	教育委員会事務局 総務部 総務課 電話：06-6208-9098

番号	30.
項目	市民の移動の権利（交通権）を保障するため、大阪市の交通政策が反映できる地下鉄・市バスに戻すこと。また、区民の声を聞き、コミュニティバスを復活すること。
（回答） 平成30年4月1日をもって本市交通事業は民営化され、地下鉄事業は大阪市高速電気軌道株式会社に、バス事業は大阪シティバス株式会社に引き継がれました。 本市としましては、市民・利用者にとって、安全・安心はもとより、快適かつ便利な市内交通の担い手となるよう、両社の適切な監理に努めてまいります。 （下線部について回答）	
担当	都市交通局 監理担当 電話：06-6208-8786

番号	30.
項目	市民の移動の権利（交通権）を保障するため、大阪市の交通施策が反映できる地下鉄・市バスを戻すこと。また、区民の声を聞き、コミュニティバスを復活すること。
（回答） 現在のバス路線については、市民・利用者に必要なバスサービスを将来にわたり持続的・安定的に提供していくため、交通施策として必要な路線の維持を目指し、各区と調整したうえで、利用動向に応じた見直しを全市的に行い、設定したものです。 その結果、市域内はバス路線と鉄道を合わせた公共交通ネットワークでカバーできており、全市として利用状況に見合った、必要なサービスを確保できていると考えています。 これらの必要な路線・サービスを維持したうえで、なお区内で独自に移動手段を必要とする場合は、実情に応じて各区において検討することになっています。 （下線部について回答）	
担当	都市交通局 バスネットワーク企画担当 電話：06 -6208 -8895

番号	30
項目	市民の移動の権利（交通権）を保障するため、大阪市の交通政策が反映できる地下鉄・市バスに戻すこと。 <u>また、区民の声を聞き、コミュニティバスを復活すること。</u>
（回答） 地域コミュニティバスの運行につきましては、平成 25 年 3 月末の赤バス廃止以後、他区の状況も踏まえて民間バス事業者と協議・検討した結果、採算性等の理由から導入は困難であることを確認しております。 北区の場合、必要な交通が一定整備されているものと考えており、採算性の乏しい地域コミュニティ交通の導入については考えておりません。 なお、北区では民間事業者（Osaka Metro Group 及び Community Mobility 株式会社）による A I オンデマンドバス交通の社会実験が令和 6 年 3 月 31 日まで行われ、Osaka Metro Group については社会実験終了後も継続運行しているほか、Community Mobility 株式会社については令和 7 年 3 月 31 日まで社会実験を延長しています。 （下線部について回答）	
担当	北区役所 政策推進課 電話：06-6313-9683

番号	30
項目	市民の移動の権利（交通権）を保障するため、大阪市の交通政策が反映できる地下鉄・市バスに戻すこと。また、<u>区民の声を聞き、コミュニティバスを復活すること。</u>
（下線部について回答） 都島区役所では、令和6年度区運営方針において、経営課題4「区役所力の強化」として、「区民の声が区政に反映される仕組みづくり」に取り組んでおり、今後も、区民の皆様の声をお聞きし、生活に支障のない地域コミュニティ交通を構築できるよう、必要に応じ、大阪市都市交通局と調整してまいります。	
担当	都島区役所 総務課（政策企画） 電話：06-6882-9989

番号	30
項目	市民の移動の権利（交通権）を保障するため、大阪市の交通政策が反映できる地下鉄・市バスに戻すこと。また、 <u>区民の声を聞き、コミュニティバスを復活すること。</u>
（下線部分について回答） 福島区におきましては、試行的に平成 26 年 4 月 1 日より大型病院、鉄道ターミナル、老人福祉施設、区役所等を巡回する福祉自動車を運行し、利用促進のため重ねて広報していました。 また、福祉自動車の利用対象者を、当初、70 歳以上の方や障がい者並びに付き添いの介助者とし、その後、妊娠中の方や乳幼児連れの方などにも枠を広げてまいりました。 しかしながら、福祉自動車のご利用は極めて少なく、区民モニターでアンケート調査を行った結果、継続すべきでないと思われる方が多数であったため、平成 27 年 3 月 31 日をもって運行を終了いたしました。	
担当	福島区役所 企画総務課（企画推進） 担当 電話：06-6464-9909

番号	30
項目	市民の移動の権利(交通権)を保障するため、大阪市の交通政策が反映できる地下鉄・市バスに戻すこと。また、<u>区民の声を聞き、コミュニティバスを復活すること。</u>
(回答) (下線部について回答) 此花区では、市バス路線の見直しにより、赤バスが廃止された地域へ平成 26 年度から市バス（現在は大阪シティバス）が運行され、交通不便が一定解消されたと考えております。 バスについては、引き続き区民の皆さまのご意見を参考とさせていただきたいと考えております。	
担当	此花区役所 まちづくり推進課（総合企画） 電話： 06-6466-9683

番号	30
項目	市民の移動の権利（交通権）を保障するため、大阪市の交通政策が反映できる地下鉄・市バスに戻すこと。また、<u>区民の声を聞き、コミュニティバスを復活すること。</u>
（河川部分について回答） 中央区では地域コミュニティバスは運行されておらず回答する内容はありません。	
担当	中央区役所 魅力推進課（区政企画）電話：06-6267-9683

番号	30
項目	市民の移動の権利（交通権）を保障するため、大阪市の交通政策が反映できる地下鉄・市バスに戻すこと。また、<u>区民の声を聞き、コミュニティバスを復活すること。</u>
（回答） 西区は、Osaka Metro 中央線、長堀鶴見緑地線、千日前線、四つ橋線や阪神電車と鉄道網が縦横に整備されています。 また、大阪シティバスの路線も Osaka Metro の路線がない、あみだ池筋やなにわ筋で運行しているなど交通網は充実していると考えています。 よって、西区として新たな地域コミュニティバスの提供が必要と考えておりません。 （下線部について回答）	
担当	西区役所 総務課（事業調整グループ） 電話：06-6532-9978

番号	30
項目	市民の移動の権利（交通権）を保障するため、大阪市の交通施策が反映できる地下鉄・市バスに戻すこと。<u>また、区民の声を聞き、コミュニティバスを復活すること。</u>
（回答）＊下線部について回答 港区では、赤バス廃止により生じる交通空白地域への対策として、平成 25 年 4 月 1 日より平成 26 年 3 月 31 日まで「港区ループバス」を運行しました。引き続き平成 26 年 4 月 1 日からは、交通局において「バス事業民営化基本プラン（案）」で示された「バス路線の再構築」の考え方に沿って、全市的なバス路線・サービスについて見直しが実施され、当区においては「弁天町バスターミナル」から「朝潮橋駅・池島・八幡屋エリア」を往復する市バス 44 号系統が運行されていました。その後、平成 26 年 9 月 21 日に 44 号系統と 84 号系統を統合し、現在では「なんば」から「朝潮橋駅・池島・八幡屋エリア」を往復するルートとして運行されております。 そのため、路線の再構築後におきましても、バスと鉄道を合わせまして区内をほぼ公共交通ネットワークでカバーできており、全体として必要なバスサービスについては確保されているものと考えております。	
担当	港区役所 総務課 総合政策 電話：06-6576-9683

番号	30
項目	市民の移動の権利（交通権）を保障するため、大阪市の交通政策が反映できる地下鉄・市バスに戻すこと。また、<u>区民の声を聞き、コミュニティバスを復活すること。</u>
（下線部について回答） 大正区役所では、赤バスの廃止に伴う対応策といたしまして、大正区民の利用が多い済生会泉尾病院を受診する際、松葉杖や車椅子の利用者など病院に至る坂道の上り下りが困難な方や、手続き等で引き続き区役所に用事のある方も多いということもあり、区役所と済生会泉尾病院が検討を重ね、平成25年4月1日から済生会泉尾病院と大正区役所間を結ぶシャトルバスの運行が開始されました。 その後、利用者の声にお応えするべく、平成25年7月1日よりリフト付の車椅子対応車両が導入され、以後、乗降場所の歩道段差の補修やベンチの設置など、区民の皆様からのご意見をいただきながら、改善を図ってきたところでございます。 令和4年6月からは、利用者が区内各所で乗降できるよう大正区北部及び南部へ路線が拡充されました。また、令和5年7月からは、済生会泉尾病院と大正区役所間の運行が大幅に増発するようダイヤ改正が行われ、更に利便性が向上しております。	
担当	大正区役所 総務課 庶務グループ 電話：06-4394-9975

番号	30
項目	市民の移動の権利（交通権）を保障するため、大阪市の交通政策が反映できる地下鉄・市バスに戻すこと。また、<u>区民の声を聞き、コミュニティバスを復活すること。</u>
（回答） 天王寺区では、区内の主要施設まで急勾配の坂道があり高低差が大きい下寺町地域について、平成29年7月1日から、近鉄バス株式会社と天王寺区役所との共同事業により、近鉄大阪上本町駅とあべのハルカスを結ぶ「あべの・上本町シャトルバス」南行きの一部の便を、松屋町筋経由に変更しました。 （下線部について回答）	
担当	天王寺区役所 企画総務課（事業戦略室） 電話：06-6774-9910

番号	30
項目	市民の移動の権利（交通権）を保障するため、大阪市の交通政策が反映できる地下鉄・市バスに戻すこと。 <u>また、区民の声を聞き、コミュニティバスを復活すること。</u>
（回答） 浪速区におきましては、Osaka Metro（御堂筋、四つ橋、堺筋、千日前の4路線）、JR、南海電鉄などの鉄道網が充実しており、さらに大阪シティバス株式会社の路線も存続することから、赤バス廃止の影響は限定的であると判断できるなど、コミュニティバスの運行を行うことには至っておりません。 今後は、市全体の交通政策と整合性を図りながら区民の移動サービスの確保について区民の要望等を踏まえて検討の必要性を精査してまいりたいと考えていますので、ご理解の程よろしく申し上げます。（下線部について回答）	
担当	浪速区役所 総務課（企画調整） 電話：06-6647-9683

番号	30
項目	市民の移動の権利（交通権）を保障するため、大阪市の交通政策が反映できる地下鉄・市バスに戻すこと。また、区民の声を聞き、コミュニティバスを復活すること。
（回答） 現時点において、地域コミュニティバスの運行予定はありませんが、高齢者等の移動に関わる課題については、区民の皆様のご意見をお聞きし、必要に応じて検討してまいります。	
担当	西淀川区役所 政策共創課 電話：06-6478-9683

番号	30
項目	市民の移動の権利（交通権）を保障するため、大阪市の交通政策が反映できる地下鉄・市バスに戻すこと。また、<u>区民の声を聞き、コミュニティバスを復活すること。</u>
（下線部について回答） 淀川区では、平成 26 年度から福祉バスを運行してまいりましたが、運行形態については道路運送法上問題があると近畿運輸局より指摘を受けたことにより、平成 27 年 9 月末を以て運行を終了いたしました。 道路運送法に則ってコミュニティバスを運行する場合、バス停の設置や車両確保、人員配置等に多大な経費が必要となり、淀川区がこれらの経費を負担しながらコミュニティバスを運行することは非常に困難であると考えております。 淀川区といたしましては、今後とも区民の皆さまのご意見やご要望を傾聴しつつ、関係する部署とも連携をとりながら地域の実情に即した区政運営に努めてまいります。	
担当	淀川区役所 政策企画課 電話： 06-6308-9683

番号	30.
項目	市民の移動の権利（交通権）を保障するため、大阪市の交通政策が反映できる地下鉄・市バスに戻すこと。<u>また、区民の声を聞き、コミュニティバスを復活すること。</u>
（回答） 東淀川区では、平成 26 年度の市バス路線の見直しにより、赤バスが廃止された一部地域へ市バス（現 大阪シティバス）が運行されるようになり、交通に関する課題が一定解消されたところです。 また、平成 25 年度より 3 年間、委託による地域福祉バス（ゆうあい号）の試験運行を実施してまいりましたが、上記の市バス（現 大阪シティバス）路線の見直しもあり、利用状況は極めて低調であったため、平成 28 年 3 月 31 日をもって運行を終了いたしました。 なお、現時点において地域コミュニティバスの運行予定はありません。 （下線部について回答）	
担当	東淀川区役所 総務課（総合企画） 電話：06-4809-9683

番号	30.
項目	市民の移動の権利（交通権）を保障するため、大阪市の交通政策が反映できる地下鉄・市バスに戻すこと。また、<u>区民の声を聞き、コミュニティバスを復活すること。</u>
（回答） 地域コミュニティ交通の構築につきましては、必要に応じて、交通施策を所管する部局と調整してまいりたいと考えています。 （下線部について回答）	
担当	東成区役所 総務課 総合企画担当 電話： 06-6977-9683

番号	30
項目	市民の移動の権利（交通権）を保障するため、大阪市の交通政策が反映できる地下鉄・市バスに戻すこと。<u>また、区民の声を聞き、コミュニティバスを復活すること。</u>
（回答） 生野区では、区民の移動ニーズを満たすことをめざして、今年度も引き続き運行している、Osaka Metro Group が実施しているオンデマンドバスの普及を促進し、認知度・理解度の向上をはじめとした支援を行ってきました。 オンデマンドバスは、生野区内に約 200 箇所の乗降場所があり、区内間を移動するのに便利な交通手段として利用いただいております。 今後もオンデマンドバスの認知度向上に向けた広報や地域等との連携などに取り組んでいきたいと考えています。 また、地域コミュニティ交通の構築につきましては、今後も引き続き、社会動向を見据えながら、必要に応じて交通施策を所管する部局と調整してまいります。 （下線部について回答）	
担当	生野区役所 地域まちづくり課 電話：06-6715-9734

番号	30.
項目	市民の移動の権利（交通権）を保障するため、大阪市の交通政策が反映できる地下鉄・市バスに戻すこと。また、 <u>区民の声を聞き、コミュニティバスを復活すること。</u>
（回答） 旭区におきましては、交通局（当時）による赤バス廃止に伴い、平成 25 年度は旧赤バスの旭ループを継承した「あさひあったかバス」を当区役所による委託事業として運行しておりましたが、平成 26 年度以降は民間バス事業者が事業を継承して運行しております。 当区役所といたしましては、「大阪市旭区バス運行経費補助金交付要綱」を定め、当該事業者に対して、運行経費の一部を補助することで、事業の継続を支援しているところであり、引き続き、誰もが自分らしく、安心してともに暮らせるまちの実現をめざして参ります。 （下線部について回答）	
担当	旭区役所 企画課 電話：06-6957-9683

番号	30.
項目	市民の移動の権利（交通権）を保障するため、大阪市の交通政策が反映できる地下鉄・市バスの運営とすること。また、 <u>区民の声を聞き、コミュニティバスを復活すること。</u>
（回答） （下線部について回答） 城東区の交通機関としては現在、Osaka Metro の中央線、長堀鶴見緑地線、今里筋線、谷町線その他、京阪電車本線、JR の学研都市線、大阪環状線、おおさか東線が走り、大阪シティバスも9系統が区民の移動に係る公共交通ネットワークとして運行しています。 現在のところ、区としてのコミュニティバスを運行させる予定はありませんが、区民の利便性を図ることは重要と認識しており、今後の区内の交通事情や社会情勢、高齢者や障がいのある方の状況も注視しつつ、区内のまちづくりの進展などに応じて関係所管と情報共有を図ってまいります。	
担当	城東区役所 総務課（総合企画） 電話：06-6930-9683

番号	30.
項目	市民の移動の権利（交通権）を保障するため、大阪市の交通政策が反映できる地下鉄・市バスに戻すこと。 <u>また、区民の声を聞き、コミュニティバスを復活すること。</u>
（回答） 区内における独自の移動手段としての地域コミュニティ交通の構築に関しまして、当区では、平成25年度から福祉バスを運行してまいりましたが、制度上の問題や事業費の高騰などから従来の運行形態での継続ができなくなったため、平成27年度末をもって運行を終了いたしました。 なお、現時点において、地域コミュニティバスの運行予定はありません。 （下線部について回答）	
担当	鶴見区役所 総務課（政策推進） 電話：06-6915-9683

番号	30.
項目	市民の移動の権利（交通権）を保障するため、大阪市の交通政策が反映できる地下鉄・市バスに戻すこと。<u>また、区民の声を聞き、コミュニティバスを復活すること。</u>
（回答） 区民の移動サービスの確保につきましては、市全体の交通政策と整合性を図りながら、区民の要望等を踏まえて検討の必要性を精査してまいりたいと考えております。 （下線部について回答）	
担当	阿倍野区役所 市民協働課（市民協働担当） 電話：06-6622-9787

番号	30
項目	市民の移動の権利（交通権）を保障するため、大阪市の交通政策が反映できる地下鉄・市バスに戻すこと。<u>また、区民の声を聞き、コミュニティバスを復活すること。</u>
（回答） 住之江区役所では、平成25年7月から、運賃無料の福祉バス「さざび一号」を運行していましたが、運行継続が困難になったことから、平成28年3月を以て廃止しました。 現時点において、地域コミュニティーバスの運行予定はありません。 （下線部について回答）	
担当	住之江区役所 総務課 電話：06-6682-9683

番号	30
項目	市民の移動の権利（交通権）を保障するため、大阪市の交通政策が反映できる地下鉄・市バスに戻すこと。<u>また、区民の声を聞き、コミュニティバスを復活すること。</u>
（下線部について回答） 住吉区では、赤バス廃止後、地域の代表や学識経験者等からご意見をお聞きしたところ、「基本的には生活と移動面からみた住吉区の環境は良好であると考えられるが、区内の一部には公共交通不便地域等も存在する。こういった地域に対し集約型の交通手段（公共交通）での対応は困難であることから、個別の福祉的な対応等（例えば、福祉有償運送事業を実施している団体への斡旋、あるいはデリバリーや往診システム、送迎サービス情報の提供システム等）の工夫も必要ではないか」という旨のご意見をいただいております。 しかし、住吉区でコミュニティバスを運行していくことは、他の区のコミュニティバスの状況等を見ましても、利用率や収益性の面で困難であると考えております。 また、「個別の福祉的な対応等の工夫も必要ではないか」とのご意見を受け、福祉関係の送迎サービス等を利用した交通手段等を検討してきましたが、実現は困難であることから、オンデマンドバスの運行状況及び社会実験結果等について注視しているところであり、引き続き情報収集に努めてまいります。	
担当	住吉区役所 政策推進課 電話：06-6694-9957

番号	30
項目	市民の移動の権利（交通権）を保障するため、大阪市の交通政策が反映できる地下鉄・市バスに戻すこと。また、<u>区民の声を聞き、コミュニティバスを復活すること。</u>
（回答） 東住吉区におきましては、平成24年度末の赤バス撤退に伴う代替策として、民間事業者による自主参入を促す主旨で説明会を開催し、赤バスに係るデータをホームページ等で公開しました。その結果、平成25年度から民間事業者が自主運行を開始しました。その後、利用者のニーズを勘案し、路線の一部や時刻表の変更等を経ながら、現在も自主運行を続けておられます。 東住吉区役所としまして、交通局（現：大阪市高速電気軌道株式会社、大阪シティバス株式会社）が作成しておりました「市営交通おでかけマップ」を引き継ぎ、「区内の公共交通マップ」として区広報紙への掲載や、市営バス（現：大阪シティバス）乗継方法のバス停への掲示を交通局（現：大阪市高速電気軌道株式会社、大阪シティバス株式会社）と連携して取り組んでまいりました。 引き続き、移動利便性の向上を図り、区民にとって住みやすい、住み続けたいまちづくりに取り組んでまいります。 （下線部について回答）	
担当	東住吉区役所 総務課 電話：06-4399-9976

番号	30
項目	市民の移動の権利（交通権）を保障するため、大阪市の交通政策が反映できる地下鉄・市バスに戻すこと。また、区民の声を聞き、コミュニティバスを復活すること。
（回答） 平野区では、赤バスの廃止に伴い、区独自に福祉コミュニティ系車両「ひらちゃん号」を平成 25 年度の 1 年間運行しており、利用実績を検証するとともに、利用登録者へのアンケートなどにより、区民の意見をお聞きしてまいりました。 一方、令和 2 年 8 月に、都市交通局において、AI オンデマンド交通の検討を進めるため「民間事業者による社会実験の事業提案の募集」が行われ、平野区を対象地域とした事業提案があり、「大阪市地域公共交通会議」での協議を経て、令和 3 年 3 月 30 日から令和 6 年 3 月 31 日まで AI オンデマンド交通の社会実験が行われました。その後、民間事業者による令和 6 年 4 月以降の運行継続の提案について、「大阪市地域公共交通会議」で承認され、国から事業認可を受け、令和 6 年 4 月以降も継続して運行されています。 今後も引き続き、地域コミュニティ交通の構築につきましては、社会動向を見据えながら、必要に応じて交通施策を所管する部局と調整してまいります。	
担当	平野区役所 総務課 電話：06-4302-9928

番号	30.
項目	市民の移動の権利（交通権）を保障するため、大阪市の交通政策が反映できる地下鉄・市バスに戻すこと。 <u>また、区民の声を聞き、コミュニティバスを復活すること。</u>
（回答） 区民の皆様のご意見がありましたら、必要に応じて、交通施策を所管する部局と連携してまいりたいと考えております。 （下線部について回答）	
担当	西成区役所 総務課 電話：06-6659-9683

番号	3 1
項目	<u>自衛官募集や自衛隊の催しに自治体は協力しないこと。</u>
(下線部について回答) 都道府県及び市町村は、自衛隊法第 97 条第 1 項において、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うことと定められております。 また、自衛官等募集事務は、地方自治法第 2 条、地方自治法施行令第 1 条及び自衛隊法施行令第 162 条の規定により、第 1 号法定受託事務として定められているため、本市の事務として行っております。	
担当	市民局 区政支援室 区行政制度担当 電話： 06-6208-7321

番 号	3 1
項 目	自衛官募集や自衛隊の催しに自治体は協力しないこと。<u>募集事務に係る対象者情報の提供については、個人情報保護の観点からやめること。除外申請の広報・周知を行うこと。</u>
(回答) 防衛大臣が行う自衛官等募集事務は、自衛隊法第 29 条第 1 項及び第 35 条の規定に基づくものであり、また、自衛隊法施行令第 120 条において、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定されているところです。 このため、自衛隊への住民基本情報の提供については、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法）第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」に該当するものと解され、自衛隊法及び自衛隊法施行令の規定の趣旨に基づき、本市の保有個人情報である住民基本台帳記載事項のうち、氏名、生年月日、性別及び住所について、防衛大臣に提供を行っております。 本市から提供した上記の情報については、個人情報保護法において、行政機関におけるその保有・利用等について適切な取扱いを行うことが規定されており、加えて、本市と自衛隊の間で、目的外利用等の禁止や利用後の廃棄措置等を詳細に定めた覚書を交わし、より一層確実な個人情報保護を図っています。 自衛隊への個人情報の提供を望まない方については、申出いただくことにより、提供する情報から除外する措置を行っております。申出の方法や期限等につきましては、本市ホームページや SNS、各区役所窓口等でのチラシや除外申出書の配架、庁舎内のポスター掲示、各区広報紙への記事掲載等により案内しております。多くの市民に除外の申し出に関する情報が行き届くよう引き続き広報周知に取り組んでまいります。 (下線部について回答)	
担当	市民局 総務部 住民情報担当 電話：06-4305-7345 様式 2 - 2

番号	3 2 . 6
項目	社会保障と税の共通番号（マイナンバー制度）は廃止すること。
（回答） 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 217 号）により、その事務の一部については市町村が処理することとされている事務（法定受託事務）と規定されており、法に則って市町村において実施しなければならない事務となります。 今後も法律および条例に基づきマイナンバー制度の適正な運用に努めてまいります。	
担当	デジタル統括室DX推進担当（デジタルサービスグループ） 電話： 06-6208-8860

番号	32.8
項目	原発を廃止し、自然エネルギーに転換すること。公的施設に太陽光パネルをつけること。
(回答) 原子力発電への依存度の低下を図るため、代替電源となる多様なエネルギー源の拡大、再生可能エネルギーの普及促進に向けた関係法令の整備、規制緩和及び財政支援の拡充について、市として国に対して要望しています。	
担当	環境局 環境施策部 環境施策課 エネルギー政策担当 電話：06-6630-3483

番号	32.9
項目	環境基本法は、実効あるものとする。 <u>NOx、CO2の削減対策を強化し環境基準を早期に達成すること。</u> 公害健康被害補償法を復活すること。
(回答) 窒素酸化物対策については、本市ではこれまで工場等に対して「大気汚染防止法」や、法より厳しい基準を設定した「大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領」に基づき対策を進めてきました。また、自動車等の移動発生源対策に対しても「大阪市環境基本計画」に基づき、「大気汚染防止法」による単体規制の強化の国への要望や次世代自動車の普及促進などの広域対策のほか、道路管理者等との連携により、交差点改良などの局地対策を進めてきました。一般環境大気測定局、並びに自動車排出ガス測定局における二酸化窒素の年間平均値は近年低下し、効果が反映されているものと考えており、引き続き窒素酸化物の削減対策を推進していきます。 CO₂をはじめとする温室効果ガスの削減については、令和4年10月に策定した「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕」（改定計画）において、削減目標を30%削減（2013年度比）から50%削減（2013年度比）に引き上げ、2050年の脱炭素社会「ゼロカーボン おおさか」の実現を長期目標に掲げ、取組を推進しています。脱炭素に向かう国内外の動向を踏まえつつ、同改定計画に基づき、すべての主体の参加と連携・協働のもとで「ゼロカーボン おおさか」の実現に向け、取組を推進していきます。なお、本市では、関西広域連合等を通じた提案など、様々な機会を捉えて、脱炭素社会の実現について、国に対し働きかけています。 (下線部について回答)	
担当	環境局 環境管理部 環境規制課 環境保全対策グループ 電話：06-6615-7923 環境規制課 自動車排ガス対策グループ 電話 06-6615-7965 環境局 環境施策部 環境施策課 電話：06-6630-3217

番号	32. 9		
項目	環境基本法は、実効あるものとする。NOx、CO2 の削減対策を強化し環境基準を早期に達成すること。 <u>公害健康被害補償法を復活すること。</u>		
(回答) 「公害健康被害補償法」は、昭和 63 年 3 月 1 日に改正され、本市を含む 41 地域全ての第一種地域の指定解除が行われ、新たな健康被害者の認定は行われなくなり、法律の名前も「公害健康被害の補償等に関する法律」に改められました。本市では、同法律に基づき、既に認定を受けている被認定者及びその遺族に対して補償給付業務や公害保健福祉事業を行っております。 国は平成 17 年度から平成 21 年度まで実施した局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査(「そらプロジェクト」)の報告において、そらプロジェクトにより蓄積された科学的知見と結果を最大限に活用し、より効果的な環境保健サーベイランス調査となるよう留意することが必要であるとの指摘を受けています。 これを受けて、環境省では、平成 24 年度に「環境保健サーベイランス・局地的大気汚染健康影響検討会」の下にワーキンググループを設置して継続して検討が行われているところであり、今後も引き続き検討を進めるとされています。 本市としては、環境保健サーベイランス調査に協力しながら、国の動向を十分注視していきたいと考えています。 (下線部について回答)			
担当	健康局	保健所	管理課 (審査・給付) 電話：06－6647－0793

番号	32. 10			
項目	アスベスト、ダイオキシン、PFAS などの規制条例を制定し、大気汚染、水質汚染対策を強化すること。			
(回答) 石綿（アスベスト）対策につきましては、「大気汚染防止法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、石綿使用建築物の解体工事等への規制指導や立入検査を実施するなど、石綿の飛散防止の徹底を図るとともに、市内における一般環境中の石綿濃度の測定を行っております。 また、ダイオキシン類対策につきましては、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気・水質・土壌等の一般環境における汚染状況の常時監視を実施するとともに、排出ガスや排水にかかる特定施設を有する事業者等に対して排出基準遵守などの規制指導を行っております。 有機フッ素化合物（PFAS）につきましては、現在、国において専門家会議を設置され、水質の目標値の設定などの検討が進められており、今後とも国の動向を注視してまいります。なお、環境中の有機フッ素化合物の状況については、水質調査を継続して行い、その把握に努めてまいります。				
担当	環境局	環境管理部	環境規制課 環境管理課 環境管理課 環境管理課	環境保全対策グループ 電話：06-6615-7923 環境情報グループ 電話：06-6615-7943 水環境保全グループ 電話：06-6615-7984 土壌汚染対策グループ 電話：06-6615-7926

番号	32. 11
項目	地球温暖化対策を講じること。
(回答) 本市では、例年、国に対して環境保全に関する提案・要望を行っており、今年度は、水素エネルギーの利活用拡大、次世代太陽光発電や帯水層蓄熱利用など再生可能エネルギーの普及促進に向けた関係法令の整備、規制緩和及び財政支援の拡充等について要望しました。 また、加盟する関西広域連合を通じて、脱炭素化に向けた国際的な動向を踏まえ、脱炭素社会づくりの推進のための枠組みの早期確立等の取組を強力に推進することを提案するとともに、全国の政令指定都市で構成する指定都市市長会を通じて、国主導で組織横断的に省庁や所管業務の枠を越えて脱炭素社会の実現に向けた取組を講じ、地方自治体や企業等の取組を推進するため、地球温暖化対策を主目的とする事業以外であっても地球温暖化対策に資する場合は、国が交付する補助金の補助率引上げ等のインセンティブを付与するなど、財政支援を拡充すること等を提案しました。 地球温暖化対策の推進については、今後も引き続き、様々な機会を捉えて国に対し働きかけてまいります。	
担当	環境局 環境施策部 環境施策課 電話：06-6630-3217